

一般廃棄物処理基本計画



平成 23 年 3 月

鹿児島県 さつま町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の背景と位置付け	1
2 計画の目標年度	3
3 計画の構成	3
4 計画の進行管理	5
第2章 地域の概要	6
1 地勢・位置	6
2 歴史	7
3 自然	7
4 気候	8
5 交通	9
6 人口と世帯数	10
7 産業	12
8 工業	13
9 農業	14
10 商業	15
11 河川の状況	16
12 水道普及率	18
13 さつま町総合振興計画（廃棄物処理に関するもの）	20
第3章 ごみ処理の現状と分析	22
1 ごみ処理の流れ	22
2 ごみ排出量の実態及び性状	23
3 ごみ排出量の実績	24
4 ごみの性状	30
5 ごみの減量・再生利用の実績	33
6 ごみ処理・処分の状況	35
7 ごみ処理体制及びごみ処理経費	39
8 ごみ処理の評価	41
9 ごみ処理行政の動向	44
10 課題の整理	51
第4章 ごみ処理基本計画	53
1 基本方針	53
2 計画目標年度	56
3 ごみ排出量及び処理量の見込み	57

4	減量化・資源化及び処理・処分に関する目標の設定	61
5	減量化・資源化施策実施後の推計結果	63
6	ごみの減量化・資源化に向けた基本方針	73
7	ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項	74
8	ごみの減量化及び資源化に関する事項	79
9	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	81
10	不法投棄への対応	83
11	地球温暖化防止への対応	84
12	その他ごみ処理に関し必要な事項	85
13	推進体制	89
第5章	生活排水処理の現状と分析	90
1	さつま町における生活排水処理の現状	90
2	水域環境及び水質保全に関する状況	100
3	我が国における生活排水処理の現状	107
4	生活排水処理の課題	125
第6章	生活排水処理基本計画	126
1	生活排水処理の必要性	126
2	生活排水処理の歴史的変遷	126
3	基本方針	128
4	生活排水処理基本計画	130
【資料編】		
○	行政区域内人口の推計	
○	ごみ排出量の推計	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と位置付け

1) 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、本町の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

国では、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を進めています。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

このような背景を踏まえ、本町においてもごみ処理・処分の4原則（ごみ処理・処分の減量化、安定化、安全化、資源化）に加え、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕の推進を図るべく一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

2) 計画の位置付け

本計画は、さつま町総合振興計画、その他の関連計画と整合を図っています。

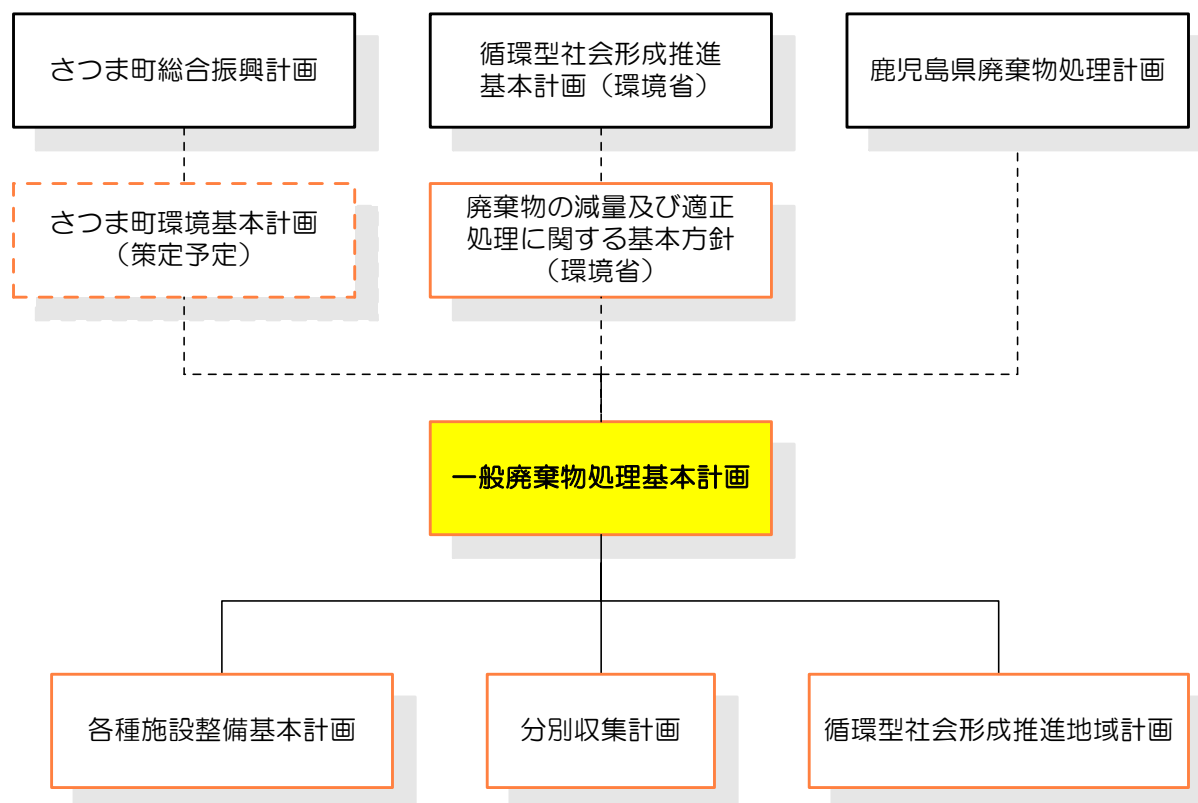


図 1.1.1 計画の位置付け

2 計画の目標年度

本計画は、平成 21 年度を基準年度とし、平成 37 年度を計画目標年度とします。計画期間は平成 23 年度から平成 37 年度までの 15 年間とし、5 年毎に中間目標年度を設定します。

計画はおおむね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件の変動によっては、必要に応じて見直しを行います。

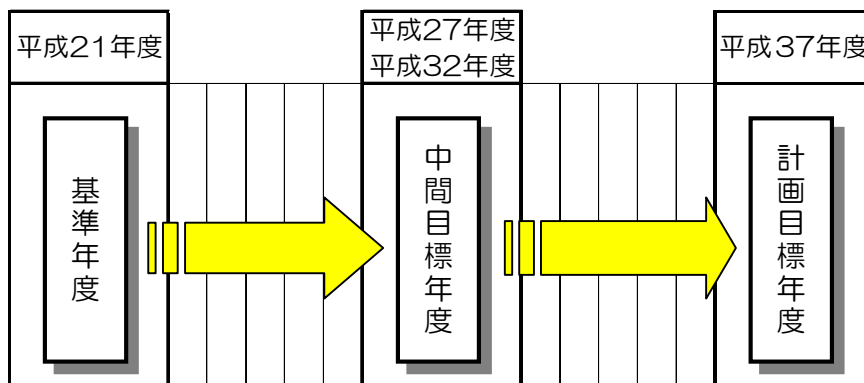


図 1.2.1 計画の目標年度

3 計画の構成

1) 本計画の全体構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。

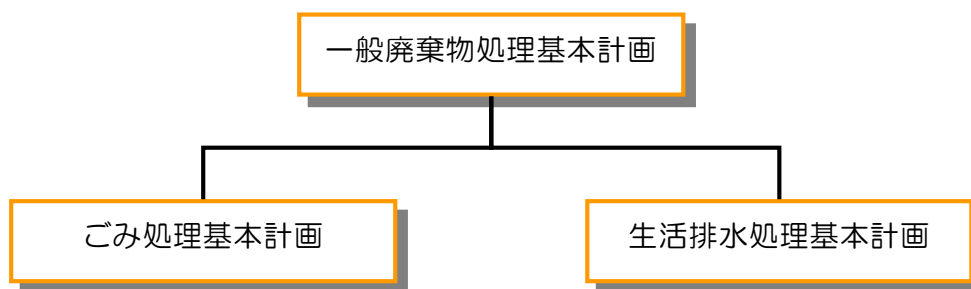


図 1.3.1 計画の構成

2) 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示しますように全6章で構成しています。まず、第1章(本章)で計画策定の趣旨を示し、第2章で本町の地域概況の整理、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画となっています。

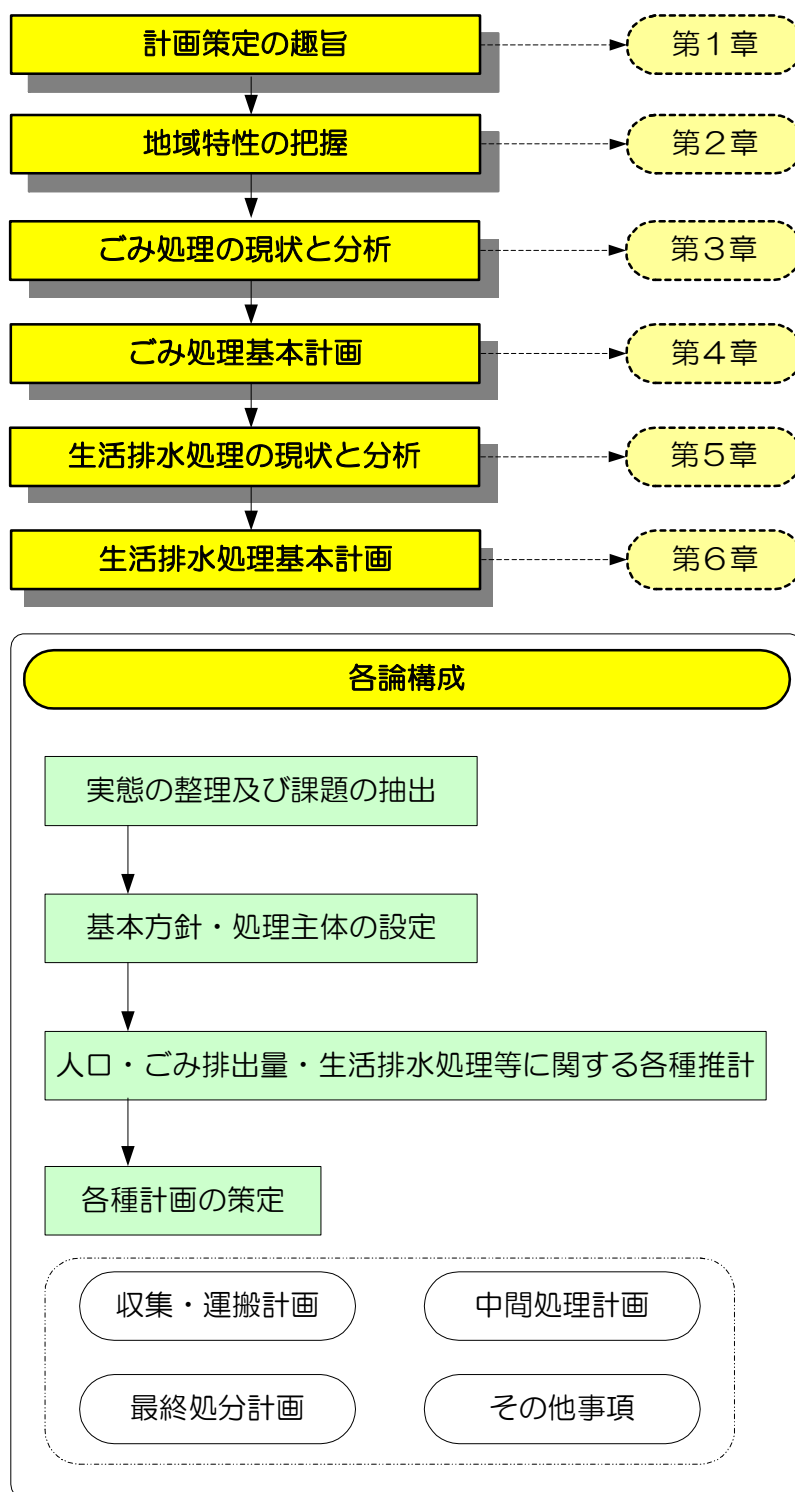


図1.3.2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成

4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画から導入するPDCAサイクルについては「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成20年6月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

表1.4.1 計画の進行管理

項目	内容
Plan（計画の策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定した基本計画は、町民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（実行）	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

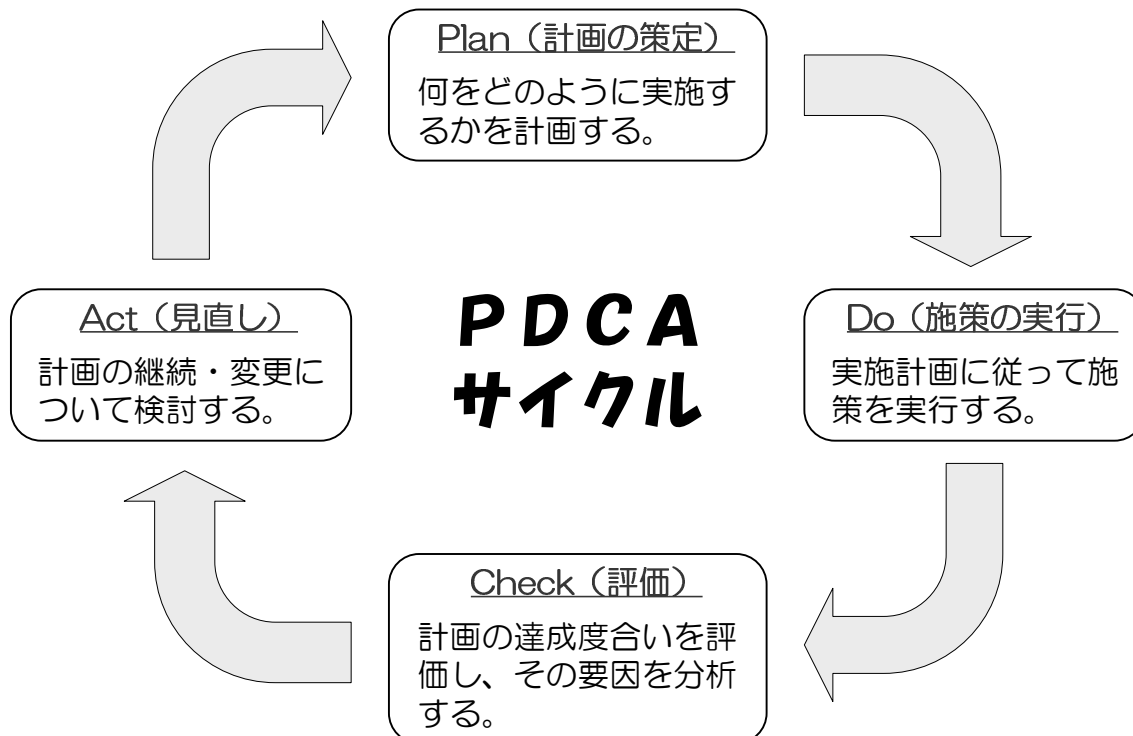


図1.4.1 PDCAサイクルのイメージ

第2章 地域の概要

1 地勢・位置

本町は、鹿児島県の北西部、鹿児島市から約 50km のところに位置し、周囲を山々に囲まれた盆地で、東西 27.3km、南北 22.0km の範囲におよび総面積は 303.43km² で鹿児島県の 3.3% を占めています。

社会基盤では、主要都市へ通じる国道 267 号、328 号、504 号など産業の展開や地域発展のための動脈を担う広域交通基盤が市街地を中心として放射状に整備されています。



図2.1.1 本町の位置

2 歴史

明治 22 年 4 月の市制・町村制の施行により、本地域では 24 村が 6 村となりました。その後も幾多の変遷を経てそれぞれ宮之城町、鶴田町、薩摩町として歩んできた 3 町が、地方分権の時代に町民の期待にこたえる新しい町を創りあげることがを目的として平成 17 年 3 月 22 日に「さつま町」が誕生しました。

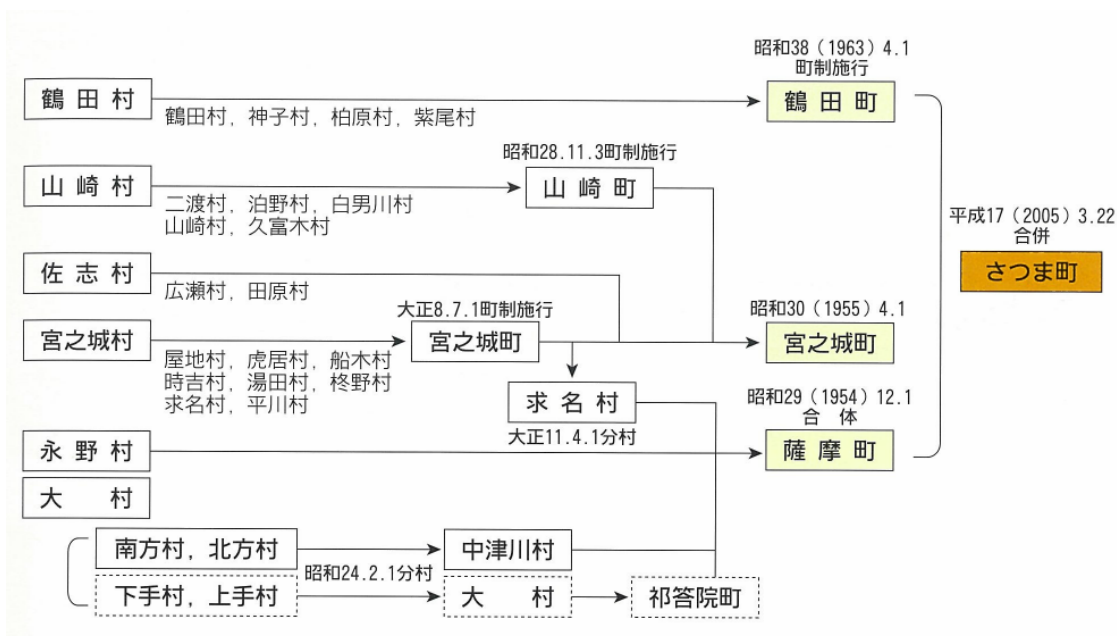


図 2.2.1 本町における合併の変遷

3 自然

本町は、鹿児島県北西部・北薩地域の中心部に位置し、町の北部には標高 1,067 m の紫尾山があり、これから分岐する丘陵起伏な山々に囲まれた緑豊かな町です。また、町のほぼ中央部を南九州一の大河である川内川が貫流しており、田園や緑豊かな森林、小川のせせらぎや温泉など自然いっぱいの町です。



図 2.3.1 紫尾山及び川内川

4 気 候

本町の気候は、太平洋岸式気候に属していますが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっています。平均降水量は 2,400 mm/年を超え、6月の雨量は約 600 mmと年間を通じて最も多く、また、年間の平均気温は 17℃で、冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することがあります。

表2.4.1 気候概要

区分 年月	気温(℃)			降水量(mm)	
	平均	最高	最低	総量	最大日量
平成17年	16.6	36.4	-4.1	2,535.0	206.0
平成18年	16.6	35.6	-6.3	3,325.0	376.0
平成19年	16.7	35.6	-6.1	2,128.0	117.0
平成20年	16.1	35.3	-7.5	2,728.0	223.0
平成21年	16.3	34.9	-4.7	1,831.5	116.0
1月	5.7	10.8	1.0	100.5	31.0
2月	9.3	16.1	3.6	258.0	47.5
3月	10.5	16.5	4.6	256.5	98.5
4月	14.3	21.5	7.3	118.5	35.5
5月	18.7	26.1	11.8	91.0	36.5
6月	22.4	27.8	17.7	291.5	98.0
7月	25.8	30.2	22.0	285.0	116.0
8月	26.7	32.5	22.1	44.0	14.0
9月	24.0	31.6	17.8	77.5	46.5
10月	17.4	24.1	11.8	70.5	20.5
11月	12.9	18.4	7.8	160.0	75.5
12月	7.4	12.9	2.0	78.5	35.0

出典：2010町勢要覧

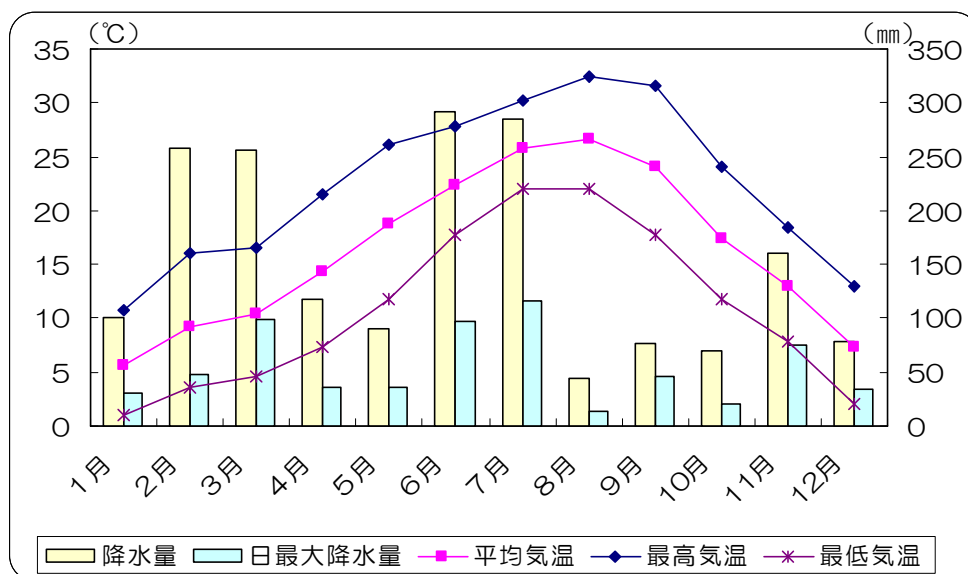


図2.4.1 平成21年における月別降水量と気温

5 交通

本町の交通は、国道3路線（267号線、328号線、504号線）が町の中心部で交差し、1日述べ3万台を超える車両の往来があるなど、人・物・情報を運ぶ大変重要な路線を抱えています。

また、東には年間利用者600万人を超える鹿児島国際空港や九州縦貫自動車道横川IC、西に九州新幹線川内駅、出水駅等があり、県都鹿児島市へは約70分で行くことができる恵まれた位置にあります。



図2.5.1 本町の交通網

6 人口と世帯数

本町の人口は、年々減少傾向を続けており、平成 12 年度からの 10 年間で 2,688 人の減少となっています。また、昭和 60 年には 65 歳以上の人口が 0～14 歳の人口を上回り、その後も増加し続け平成 22 年度においては総人口の 35.0%を占めています。

男女別の人口構成は、平成 22 年度において男 46.5%、女 53.5%となっており、さらに年齢別に比較すると女性の方が年齢が高い傾向にあります。

なお、世帯数については、人口とは逆に増加傾向にあるため 1 世帯あたりの人口は年々減少傾向にあり、核家族化が進んでいることが伺えます。

表 2.6.1 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口								世帯数	
	0～14歳		15～64歳		65歳以上		計		人/世帯	
昭和40年	12,162	30.2%	24,294	60.2%	3,887	9.6%	40,343	100.0%	10,057	4.01
昭和50年	6,602	20.9%	20,359	64.4%	4,628	14.7%	31,589	100.0%	9,666	3.27
昭和60年	5,508	18.2%	18,869	62.3%	5,907	19.5%	30,284	100.0%	10,015	3.02
平成2年	5,000	17.2%	17,243	59.3%	6,820	23.5%	29,063	100.0%	10,209	2.85
平成7年	4,455	15.8%	15,598	55.4%	8,088	28.8%	28,141	100.0%	10,168	2.77
平成12年	3,846	14.1%	14,666	53.6%	8,819	32.3%	27,331	100.0%	10,429	2.62
平成17年	3,253	12.7%	13,509	52.6%	8,926	34.7%	25,688	100.0%	10,249	2.51
平成22年	2,871	11.6%	13,154	53.4%	8,618	35.0%	24,643	100.0%	10,920	2.26

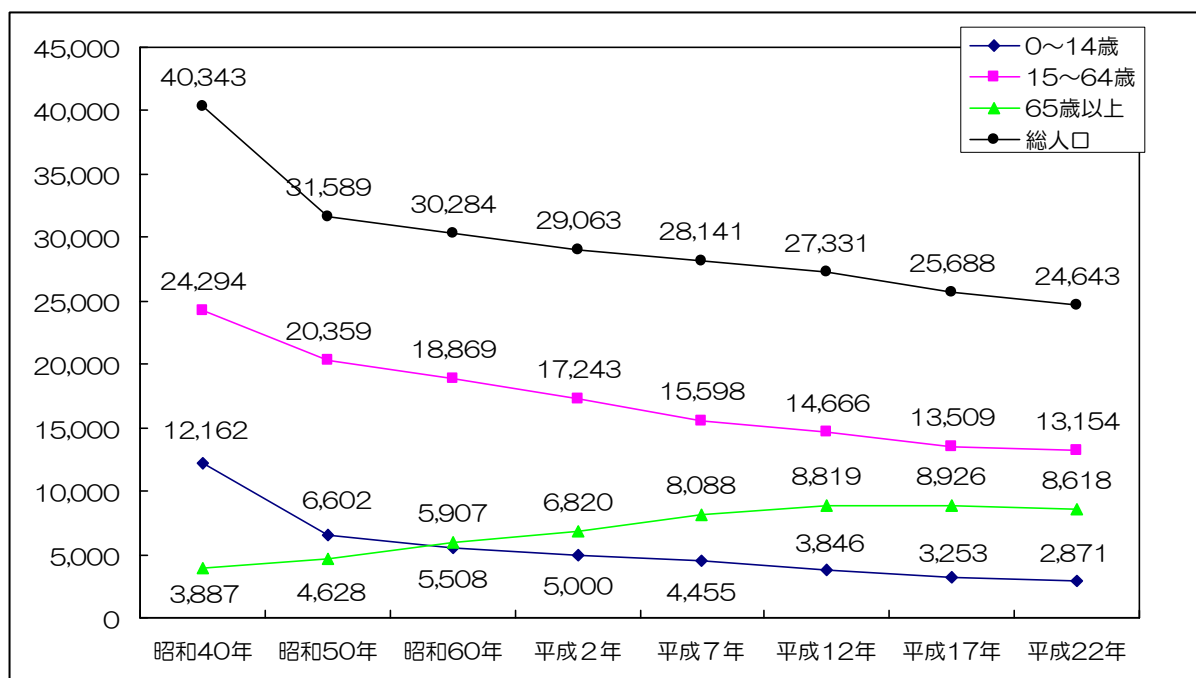


図 2.6.1 総人口及び年齢別人口の推移

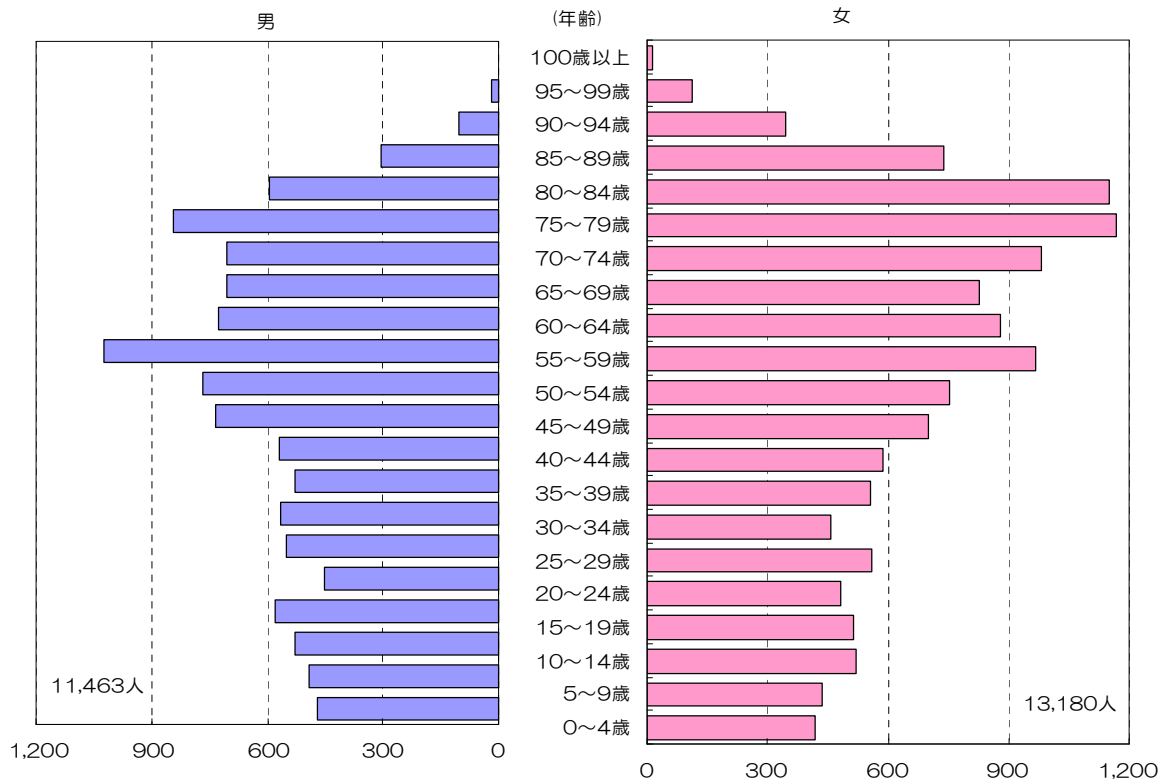


図 2.6.2 平成 22 年度における人口ピラミッド

7 産 業

本町における産業別就業者数は、次のとおりとなっています。

内訳としては、第三次産業が全体の 60%を占めていますが、本町で最も就業者数の多いのは第二次産業の製造業となっています。

なお、事業所数は卸売・小売業が最も多くなっています。

表 2.7.1 産業別就業者数及び事業者数

区 分		男	女	合計	事業所数
第一次産業	A 農業	104	165	269	28
	B 林業	0	0	0	0
	C 漁業	2	1	3	1
	小 計	106 1.1%	166 1.8%	272 2.9%	29 2.4%
第二次産業	D 鉱業	12	3	15	1
	E 建設業	718	127	845	127
	F 製造業	1,534	1,139	2,673	111
	小 計	2,264 23.7%	1,269 13.3%	3,533 37.0%	239 19.8%
第三次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
	H 情報通信業	14	8	22	7
	I 運輸業	172	37	209	20
	J 卸売・小売業	849	1,074	1,923	383
	K 金融・保険業	88	56	144	17
	L 不動産業	28	17	45	29
	M 飲食店、宿泊業	174	400	574	122
	N 医療、福祉	419	1,106	1,525	61
	O 教育、学習支援業	18	28	46	20
	P 複合サービス業	311	154	465	34
	Q サービス業	399	388	787	244
小 計	2,472 25.9%	3,268 34.2%	5,740 60.1%	937 77.8%	
合 計	4,842 50.7%	4,703 49.3%	9,545 100.0%	1,205 100.0%	

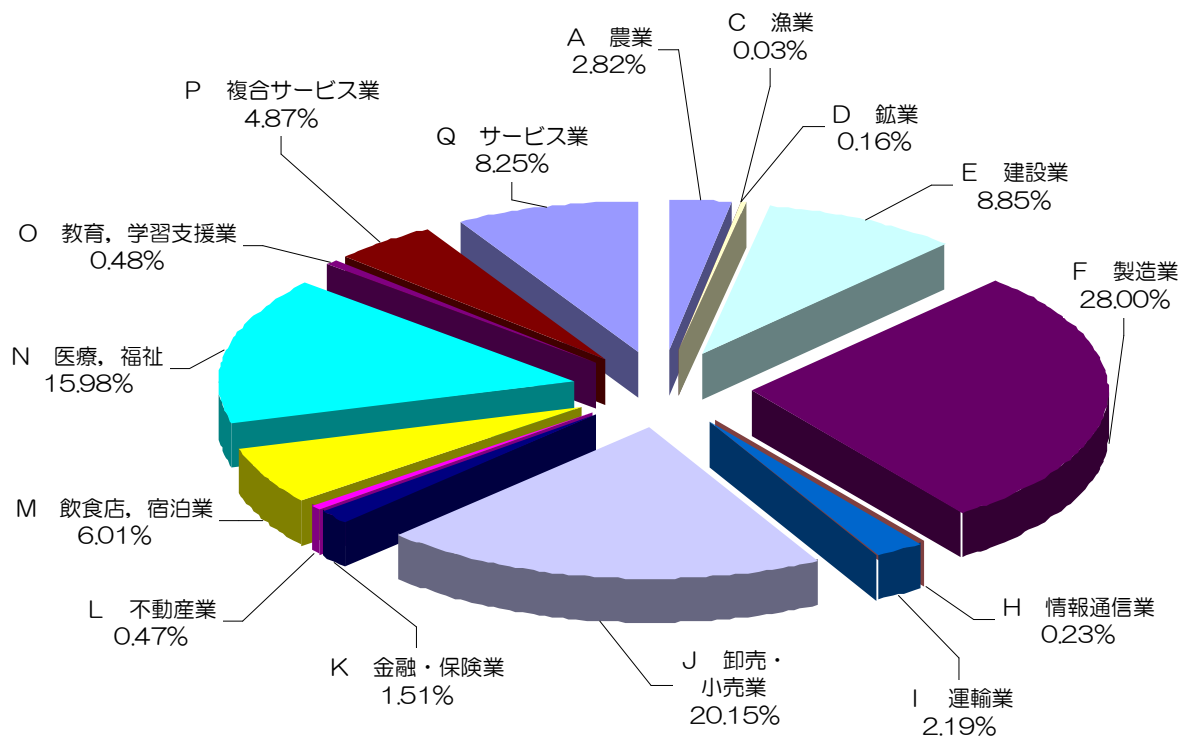


図2.7.1 産業別就業者数割合

8 工業

本町における工業の状況は次のとおりとなっています。

過去 16 年間で事業所数及び従業者数とも減少傾向にあり、各々22 事務所、426 人の減少となっています。なお、製造品出荷額は平成 20 年度がピークで平成 21 年度においては対前年度で若干の減少となっています。

表 2.8.1 工業の推移 (単位：人、箇所、万円)

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11
事業数	79	73	79	69	77	75
従業者数	2,775	2,751	2,763	2,651	2,764	2,827
製造品出荷額	4,677,402	4,447,181	4,997,122	4,967,331	5,411,709	5,269,338
区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17
事業数	78	78	76	79	73	71
従業者数	2,847	2,495	2,452	2,377	2,474	2,412
製造品出荷額	5,358,050	5,127,741	4,215,762	4,225,946	4,532,074	4,885,791
区分	H18	H19	H20	H21	H21-H6	
事業数	63	62	62	57	-22	
従業者数	2,428	2,624	2,454	2,349	-426	
製造品出荷額	5,150,131	5,617,670	6,094,183	5,970,019	1,292,617	

9 農 業

本町における農業数の状況は次のとおりとなっています。

年々減少傾向を示しており、農家総数は平成 17 年で昭和 40 年の半数以下となっています。また、近年は第二種兼業農家の占める割合が半分以上となっています。

表 2.9.1 農家数の推移（単位：戸）

農家数	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H17
専業農家	2,098	898	1,043	975	893	693	718
第一種兼業農家	2,429	1,961	1,228	757	685	422	398
第二種兼業農家	1,925	2,508	2,455	2,342	2,187	2,319	1,996
総数	6,452	5,367	4,726	4,074	3,765	3,434	3,112

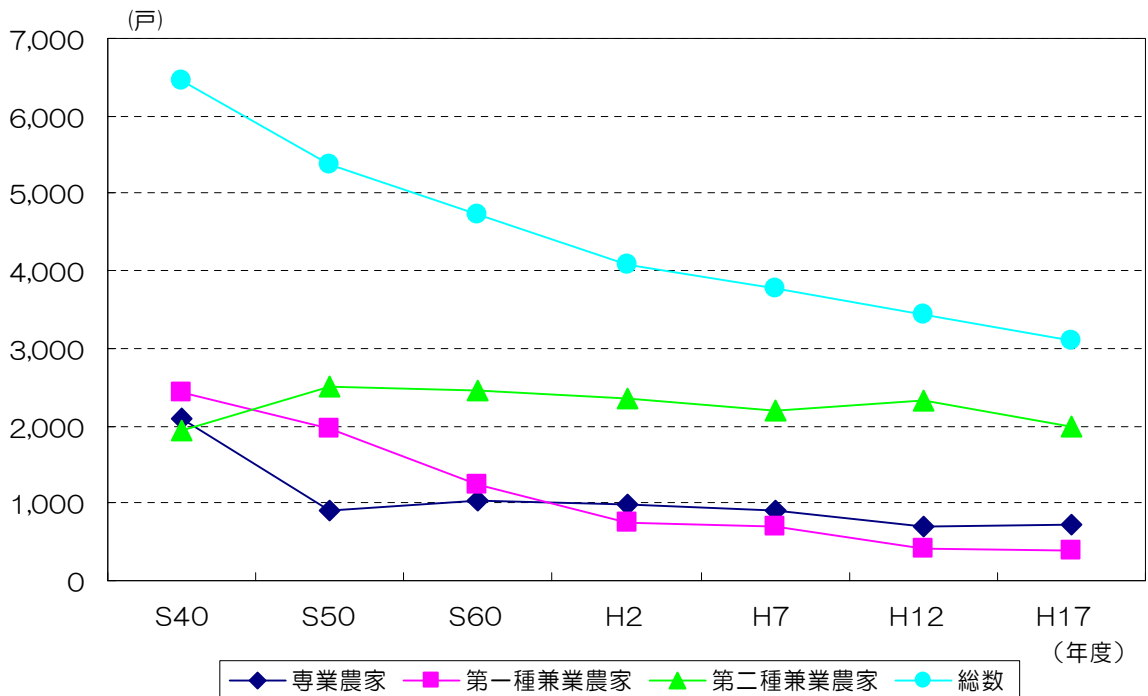


図 2.9.1 農家数の推移

次に、平成 20 年度の農業産出額は、12,666,312 千円となっています。

畜産部門のほうが多くなっており、特にブロイラーの産出額が最も大きく全体の 20.2%となっています。

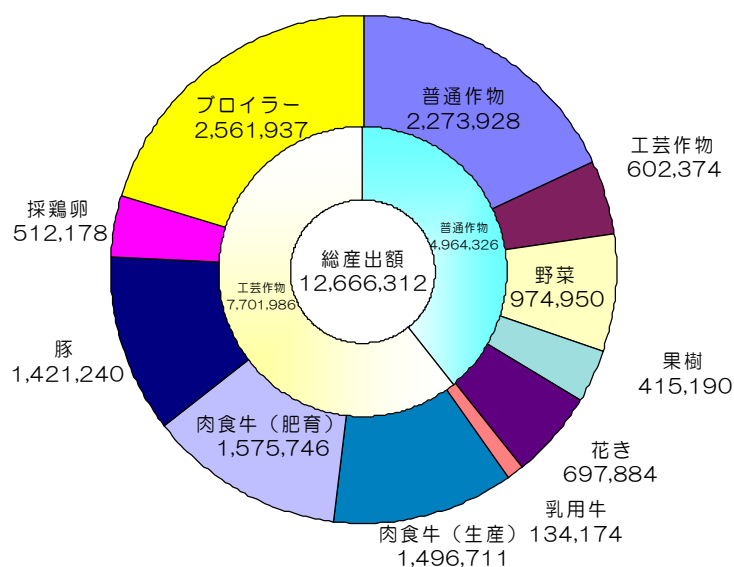


図 2.9.2 農業産出額 (平成 20 年度、単位：千円)

10 商 業

本町における商業の状況は次のとおりとなっています。

過去 20 年間で事業所数、従業者数及び年間商品売上額、全てにおいて減少傾向にあります。

表 2.10.1 商業の推移

区 分	S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
業所数	614	571	507	479	410	411	368
従業者数	2,059	1,883	1,806	1,953	1,768	1,793	1,794
年間商品売上額	2,582,096	2,683,988	2,776,735	3,224,183	2,426,500	2,598,152	2,389,107

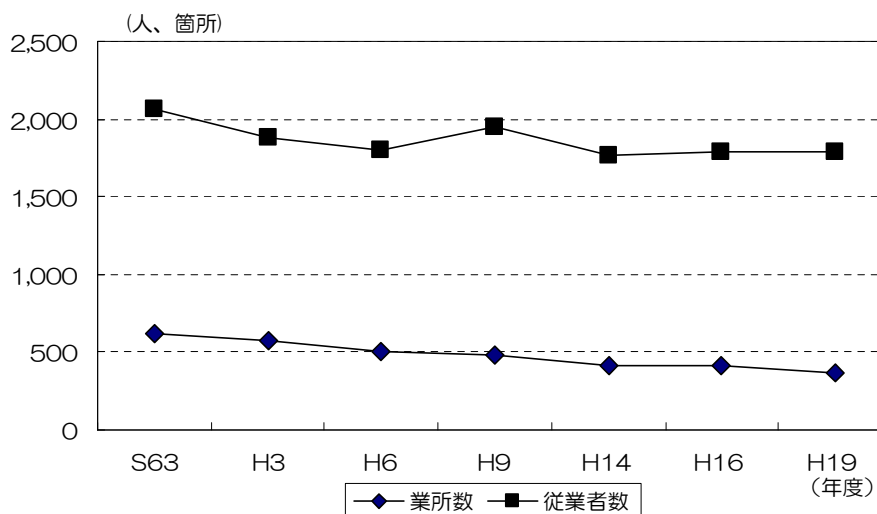


図 2.10.1 事業所数及び従業者数の推移

11 河川の状況

本町では、町内の河川の水質分析を年2回実施しており、平成22年の分析結果は下表に示すとおりとなっています。

夏季調査において、全ての測定地点で大腸菌群数が環境基準値を超える値を示しています。

表 2.11.1 河川水質分析結果

区分	河川名	採水地点名	検査項目										
			冬季調査 (H22.1.25~26採水)					夏季調査 (H22.7.21採水)					
			pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100ml	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100ml	
			環境基準値		6.5~8.5	2.0以下		25以下	1,000以下	環境基準値		6.5~8.5	2.0以下
1	宮之城エリア	久富木川	川苔橋下	7.5	0.6	1.6	1	1100	7.8	0.5未満	2.9	2	22000
2		五反田川	金ヶ山橋下	7.5	3.4	6.6	10	1700	7.6	1.1	4	2	22000
3		泊野川	紫陽館前	7.8	0.7	1.2	2	1100	7.5	0.5未満	1.9	4	11000
4		豊川	上野商店下	8.0	2.6	4.1	2	35000	7.8	0.8	4.1	2	92000
5		東谷川	蔵元橋下	7.6	5.3	5.9	4	7000	7.5	0.5	3.5	1	160000
6		穴川	穴川橋下	7.6	0.9	1.7	1	940	7.9	0.5未満	2.4	2	35000
7		南方川	弁才天橋下	7.6	0.8	1.3	1	17000	7.7	0.5未満	2.5	1	54000
8		海老川	上宮保育園付近	7.6	0.6	0.7	1.0未満	4900	7.2	0.5未満	1.3	1.0未満	35000
9	鶴田エリア	紫尾川	紫尾流水プール	7.7	0.5	1.1	1	940	7.6	0.5未満	1.4	1.0未満	17000
10		夜星川	柏原国道下	7.5	0.6	1.5	2	490	7.8	0.5未満	1.9	1	24000
11		柳野川	めがね橋付近	7.6	0.5	1.0	1.0未満	790	7.9	0.5未満	0.9	1.0未満	17000
12		栗野川	県道付近	7.5	0.8	2.0	3	4900	7.6	0.6	2	1	28000
13		中間川	県道下	7.7	1.2	7.1	1	13000	7.3	5.6	2.8	1	24000
14		前川	鶴田橋下	7.7	1.4	3.5	5	17000	7.9	0.8	2.8	1	35000
15		浦川内川	広域農道下	7.8	0.6	1.2	2	130	7.8	0.5未満	1.4	1	11000
16	薩摩エリア	求名川	中福良橋付近	7.7	0.8	1.3	1.0未満	3300	7.7	0.5未満	1.8	1	11000
17		前川	辺母木橋下	7.8	0.6	1.6	1.0未満	1300	7.9	0.5未満	2.1	1.0未満	35000
18		穴川	下丁場付近	7.5	0.5	0.9	1.0未満	330	8.1	0.5未満	1.4	1	11000
19		南川	岩元橋上流	7.7	0.5	0.7	1.0未満	790	7.7	0.5未満	1.7	1	35000
20		北方川	園田橋下	7.5	0.7	1.6	1.0未満	940	7.4	0.7	3.9	3	54000

注1：環境基準はのpH、BOD、SS、大腸菌群数は、川内川中流に係る河川の環境基準値（A類型）

注2： は基準値を超えた測定値

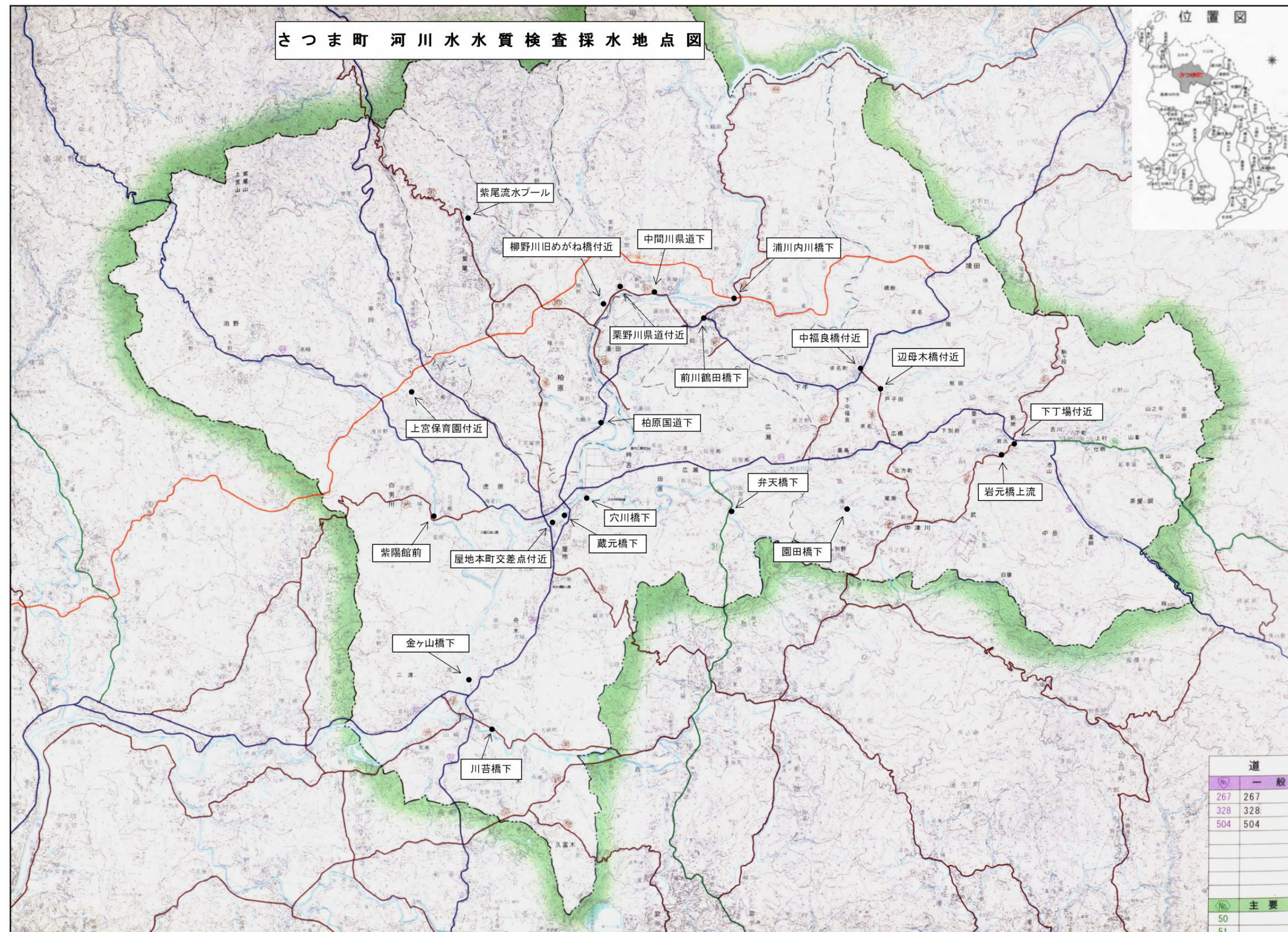


図 2. 11. 1 河川水の採水地点

12 水道普及率

本町の水道事業は、宮之城市街地区を主な給水区域とする上水道事業のほか鶴田中央簡易水道事業をはじめとする5つの簡易水道事業で運営されています。これらの水道事業は溪流河川水等の表流水をろ過処理する4浄水施設と地下水や湧水を水源とし塩素滅菌処理のみによる29水源地施設から、管内それぞれ40箇所の配水池へ送水し、各家庭に配水しています。

一日最大の配水量は、9,931 m³（平成21年度実績）になっています。

表 2.12.1 水道事業の概要（平成21年度）

区分	水道事業名	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量 (m ³)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)
上水道事業	上水道	10,000	5,200	8,278	8,218	99.3	1,235,079
簡易水道事業	山崎	2,100	652	1,644	1,625	98.8	200,445
	宮之城	4,370	1,590	4,218	4,086	96.9	416,015
	鶴田中央	4,980	2,081	4,366	4,263	97.6	659,685
	鶴田	1,850	634	1,381	1,354	98.0	156,431
	薩摩	4,320	1,679	3,650	3,251	89.1	428,805
計		27,620	11,836	23,537	22,797	96.9	3,096,460

表 2.12.2 水源及び浄水の状況

上水道・ 簡易水道区分	水道事業名	水源名	水源種別	浄水方法	計画取水量 (m ³ /日)
上水道事業	上水道	船木第1,第2	湧水	消毒のみ	300
		上向水源	湧水・深井戸	消毒のみ	900
		西手水源	伏流水	消毒のみ	2,000
		城之口水源	深井戸	消毒のみ	700
		舟木東水源	深井戸	消毒のみ	400
		舟木東第2水源	深井戸	消毒のみ	600
		前岡水源	深井戸	消毒のみ	200
簡易水道事業	山崎	新川水源	深井戸	消毒のみ	85
		北原水源	深井戸	消毒のみ	217
		北原第2水源	深井戸	消毒のみ	350
	宮之城	佐志水源	深井戸	消毒のみ	450
		時吉水源	深井戸	消毒のみ	140
		久富木水源	湧水	消毒のみ	170
		荒瀬水源	深井戸	消毒のみ	80
		登尾水源	深井戸	消毒のみ	116
		母ヶ野水源	深井戸	消毒のみ	194
		白男川第1水源	深井戸	消毒のみ	246
		白男川第2水源	深井戸	消毒のみ	104
		柊野水源	深井戸	消毒のみ	90
	鶴田中央	第1水源	表流水	緩速ろ過	792
		第2水源	深井戸	消毒のみ	961
		第3水源	深井戸	消毒のみ	400
	鶴田	湯川内川水源	表流水	緩速ろ過	315
		神子水源	深井戸	消毒のみ	65
		栗野大俣水源	深井戸	消毒のみ	138
		上場大平水源	深井戸	消毒のみ	70
		浦川内水源	深井戸	消毒のみ	75
	薩摩	求名第1水源	湧水	消毒のみ	13
求名第2水源		深井戸	消毒のみ	100	
白猿水源		表流水	急速ろ過	20	
薩摩第1水源		表流水	急速ろ過	608	
薩摩第2水源		地下水	消毒のみ	945	
薩摩第3水源		地下水	急速ろ過	55	

13 さつま町総合振興計画（廃棄物処理に関するもの）

本町の上位計画である「さつま町総合振興計画」の概要は、下表に示すとおりとなっています。

表 2.13.1 総合振興計画の概要（1）

項目	概 要								
将来計画	<p>◆さつま町総合振興計画（平成 23 年度～平成 27 年度） 目 標 年 度：平成 27 年度 将 来 像：【人々が織りなす元気で快適な活力あるまち】 基 本 理 念：『個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり』 施策の大綱：① 豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち ② 思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち ③ 教育と文化の薫る生涯学習推進のまち ④ 自然と調和した便利で快適なまち ⑤ 人々の生活視点から創る環境美化のまち ⑥ 住民と行政が協働するまち</p>								
基本目標・基本施策・基本事業	<p>【人々の生活視点から創る環境美化のまち】 緑豊かな自然の中で、美しい街並みなどを大切にしながら、それらを活かすとともに、四季折々の花々が咲き誇る美しいまちづくりの展開など、生活する住民の視点から環境美化のまちを目指していきます。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <循環型社会システムのまちづくり> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">環境保全</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ ゴみの投棄や河川汚濁等の具体的改善策の検討 ■ 地球温暖化物質の排出抑制 ■ 省資源や省エネルギーなど地球環境の負荷に関する意識の高揚 ■ 生ゴミ、家畜排せつ物などの堆肥化の推進 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #ccffcc;">環境美化</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #ccffff;">◇地域のニーズに的確に対応した施設運営</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ まち全体で取り組む美化対策の推進 ■ 四季折々の花々が咲き誇る美しいまちづくりの展開 ■ ごみ減量やリサイクルなどの推進 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基本施策</th> <th>基本事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然環境の保全</td> <td>① 良好な環境の保全と整備 ② 河川水の水質監視体制の強化 ③ クリーンエネルギーの普及啓発 ④ 環境保全に関する施策の総合的・計画的な推進 ⑤ 不法投棄の防止</td> </tr> <tr> <td>生活環境の向上</td> <td>① 地域美化活動の推進 ② ごみの分別収集の徹底 ③ 小型合併処理浄化槽の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>循環型社会の形成</td> <td>① 環境学習の推進 ② ごみの減量化・リサイクルの推進 ③ 住民ニーズに応じた施設の整備・管理</td> </tr> </tbody> </table>	基本施策	基本事業	自然環境の保全	① 良好な環境の保全と整備 ② 河川水の水質監視体制の強化 ③ クリーンエネルギーの普及啓発 ④ 環境保全に関する施策の総合的・計画的な推進 ⑤ 不法投棄の防止	生活環境の向上	① 地域美化活動の推進 ② ごみの分別収集の徹底 ③ 小型合併処理浄化槽の普及啓発	循環型社会の形成	① 環境学習の推進 ② ごみの減量化・リサイクルの推進 ③ 住民ニーズに応じた施設の整備・管理
基本施策	基本事業								
自然環境の保全	① 良好な環境の保全と整備 ② 河川水の水質監視体制の強化 ③ クリーンエネルギーの普及啓発 ④ 環境保全に関する施策の総合的・計画的な推進 ⑤ 不法投棄の防止								
生活環境の向上	① 地域美化活動の推進 ② ごみの分別収集の徹底 ③ 小型合併処理浄化槽の普及啓発								
循環型社会の形成	① 環境学習の推進 ② ごみの減量化・リサイクルの推進 ③ 住民ニーズに応じた施設の整備・管理								

表 2.13.2 総合振興計画の概要（2）

項目	概 要													
計 画 概 要	<p>1 不法投棄の防止</p> <p>1) 地域との連携 地域における不法投棄常習現場の一掃を図るため、地域住民一体となりポイント的に回収を行うとともに、不法投棄防止看板の設置・管理に努め環境美化の向上を図ります。</p> <p>2) 環境意識の醸成・向上 あらゆる機会をとらえ環境講座・学習会を開催すると共に、公共施設ロビー等を活用した不法投棄現場写真パネル展示を行い、環境意識の醸成・向上を図ります。</p> <p>【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">成果指標名</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">単位</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成22年度（現状値）</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成27年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域一体で取り組む不法投棄物の回収</td> <td>箇所</td> <td>・要請に応じて回収 ・町内一斉清掃時回収</td> <td>恒常的な不法投棄箇所の一掃（各地区1箇所）</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）	地域一体で取り組む不法投棄物の回収	箇所	・要請に応じて回収 ・町内一斉清掃時回収	恒常的な不法投棄箇所の一掃（各地区1箇所）			
	成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）										
	地域一体で取り組む不法投棄物の回収	箇所	・要請に応じて回収 ・町内一斉清掃時回収	恒常的な不法投棄箇所の一掃（各地区1箇所）										
	<p>2 ごみの分別収集の徹底</p> <p>1) 環境講座への出講 小グループでの環境講座（出前講座等）を通して環境意識の啓発を図り、ごみの分別収集の徹底に繋がります。</p>													
	<p>3 小型合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>1) 普及啓発促進 設置業者や既設置者および広報等を通じて補助制度の周知を図るとともに、単独処理浄化槽からの切り替えに対する上乗せ単独補助も活用した合併処理浄化槽の普及促進を図ります。</p> <p>【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">成果指標名</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">単位</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成22年度（現状値）</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成27年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽普及率</td> <td>%</td> <td>48.1</td> <td>59.0</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）	浄化槽普及率	%	48.1	59.0			
	成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）										
	浄化槽普及率	%	48.1	59.0										
	<p>4 環境学習等の推進</p> <p>1) 教育部署との連携 教育関係部署との連携により施設の有効活用による環境教育の充実を図ります。</p>													
	<p>5 ごみの減量化・リサイクルの推進</p> <p>1) 出前講座等の活用 衛自連の研修や出前講座等での講話並びに広報媒体（町報・お知らせ版）により、廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）部品等の再使用（リユースReuse）再生利用（リサイクルRecycle）の3R運動を推進し、ごみの減量化・リサイクルを積極的に取り組みます。</p> <p>2) 分別の厳守と再利用 資源ごみの分別収集への周知徹底・協力を衛生組合（公民会）単位で促し、リサイクルの更なる推進を図るとともに、使用可能なものは資源の有効活用を図るため掘り出し市（仮称）の開催につなげるためのサイクルの構築に努めます。</p>													
	<p>6 住民ニーズに応じた施設の整備・管理</p> <p>1) 施設の延命措置 施設の長期使用が可能となるよう、長期的な施設整備計画を策定し、延命措置を講じるとともに、利用者への支障がないよう適切な管理運営に努めます。</p> <p>【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">成果指標名</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">単位</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成22年度（現状値）</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平成27年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境講座・学習会の開催</td> <td>回</td> <td>要請に応じて開催</td> <td>20回（地区1回）</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>%</td> <td>14.0</td> <td>15.0</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）	環境講座・学習会の開催	回	要請に応じて開催	20回（地区1回）	リサイクル率	%	14.0
成果指標名	単位	平成22年度（現状値）	平成27年度（目標値）											
環境講座・学習会の開催	回	要請に応じて開催	20回（地区1回）											
リサイクル率	%	14.0	15.0											

第3章 ごみ処理の現状と分析

1 ごみ処理の流れ

平成 21 年度の本町のごみ処理・処分の流れは以下のとおりとなっています。

本町において排出されたごみは、集団回収以外は全て「さつま町クリーンセンター」へ持ち込まれ、クリーンセンター内の中間処理施設もしくは貯留ヤードで処理・保管・資源化し、処理後の残渣を最終処分場で埋立処分しています。

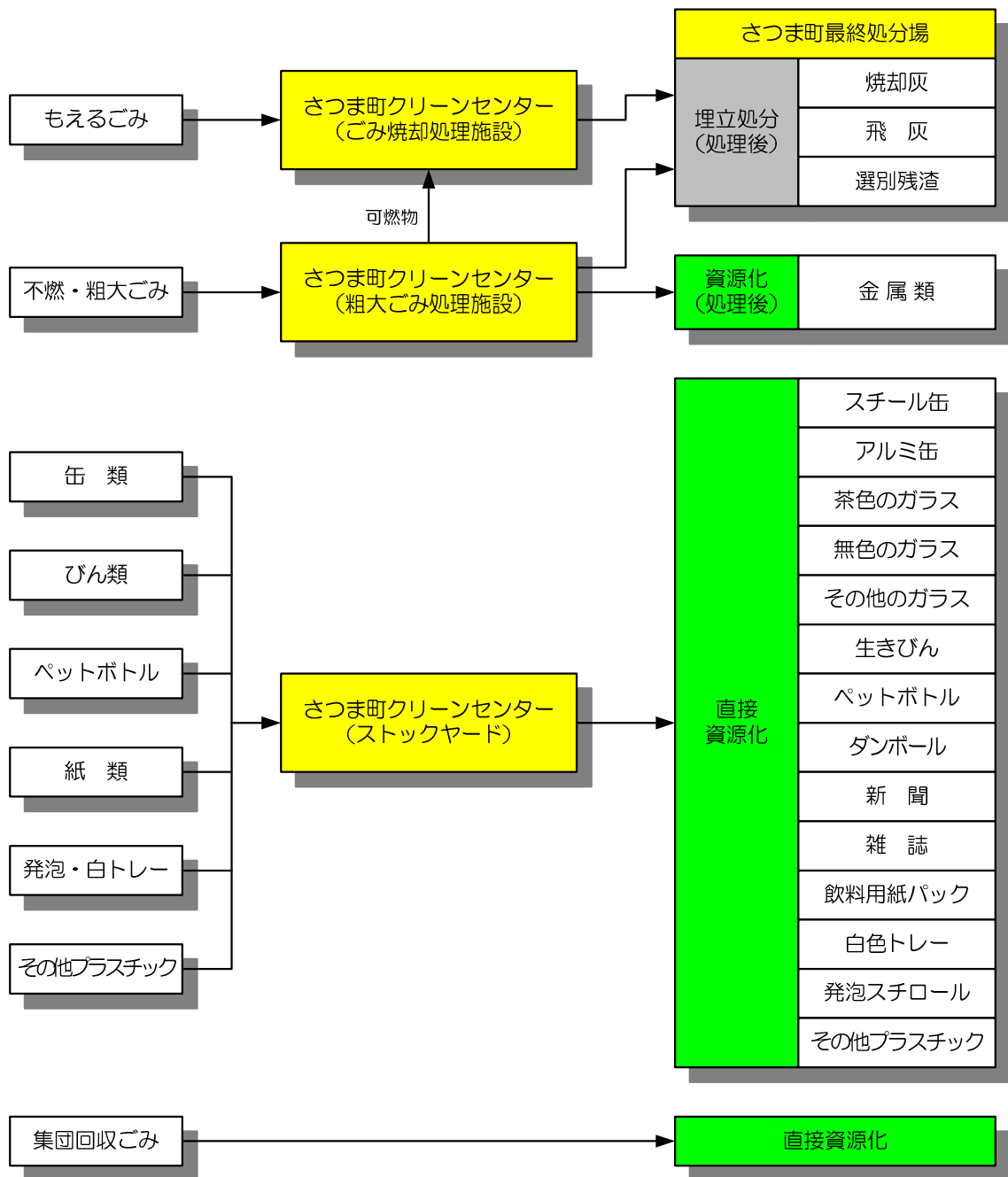


図3.1.1 ごみ処理・処分の流れ

2 ごみ排出量の実態及び性状

1) 本計画におけるごみ種類の定義

本計画においては、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

まず、「収集ごみ」とは、本町が委託する収集業者がごみ集積所から収集したごみと定義しております。次に、「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者が直接本町の処理施設へごみを搬入するものを定義しております。

なお、集団回収事業については、本町の処理施設を経由せずに資源化物となるため、前述した「収集ごみ」や「直接搬入ごみ」以外の区分として位置付けました。

表 3.3.1 に本計画でのごみ種類の名称に関する定義を整理しました。

表3.2.1 ごみ種類の定義

大区分		収集・運搬	ごみ分別区分	本計画上の名称
収集ごみ	家庭系	直営業者	燃やせるごみ	可燃ごみ
			不燃ごみ	不燃・粗大ごみ
			粗大ごみ	
			缶類	資源ごみ
			びん類	
			ペットボトル	
			紙類	
			発泡・白トレー	
			その他プラスチック	
直接搬入ごみ	家庭系 事業系	個人持込	燃やせるごみ	可燃ごみ
			不燃ごみ	不燃・粗大ごみ
			粗大ごみ	
			缶類	資源ごみ
			びん類	
			ペットボトル	
			紙類	
			発泡・白トレー	
			その他プラスチック	
集団回収	回収業者		集団回収ごみ	
堆肥化（助成）	個人	生ごみ	—	

3 ごみ排出量の実績

1) ごみ総排出量

本町のごみ排出量は、平成 21 年度にわずかながら増加したものの全体的には減少傾向にあり、過去 5 年間で 465 t/年の減少となっています。

また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は過去 5 年間で 0.5%程度の減少となっていますが、収集ごみに関しては若干の増加傾向にあります。

なお、平成 20 年度の総ごみ量（集団回収量除く）の全国平均値は 971 g/人・日、鹿児島県平均値は 900 g/人・日、本町は 838 g/人・日であり、各平均値よりも小さい値となっています。

表3.3.1 ごみ総排出量の推移

区 分	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H17 (H17比)
行政区域内人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704	-1,340 (-5.1%)
計画収集人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704	-1,340 (-5.1%)
ごみ排出量	t/年	8,216	8,125	7,950	7,666	7,751	-465 (-5.7%)
収集ごみ	t/年	5,000	5,046	4,909	4,787	4,779	-221 (-4.4%)
直接搬入ごみ	t/年	3,216	3,079	3,041	2,879	2,972	-244 (-7.6%)
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	864	869	859	838	860	-4 (-0.5%)
収集ごみ	g/人・日	526	539	530	523	530	4 (0.8%)

※ 収集ごみ：委託業者収集ごみ

※ 直接搬入ごみ：個人及び事業者持ち込みごみ

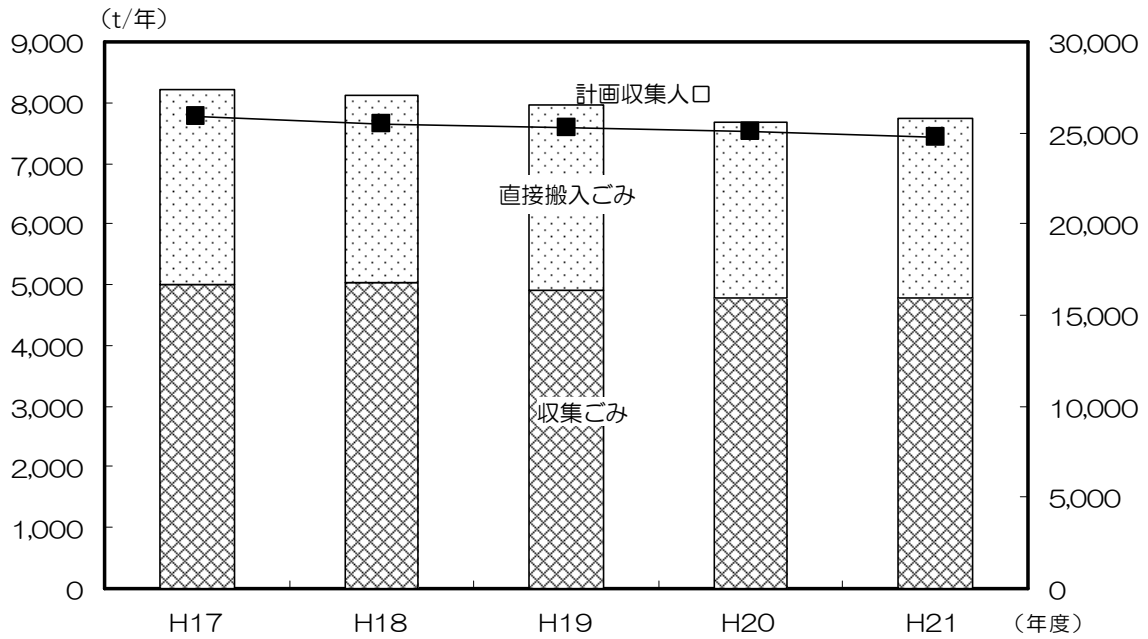


図 3.3.1 ごみ排出量の推移

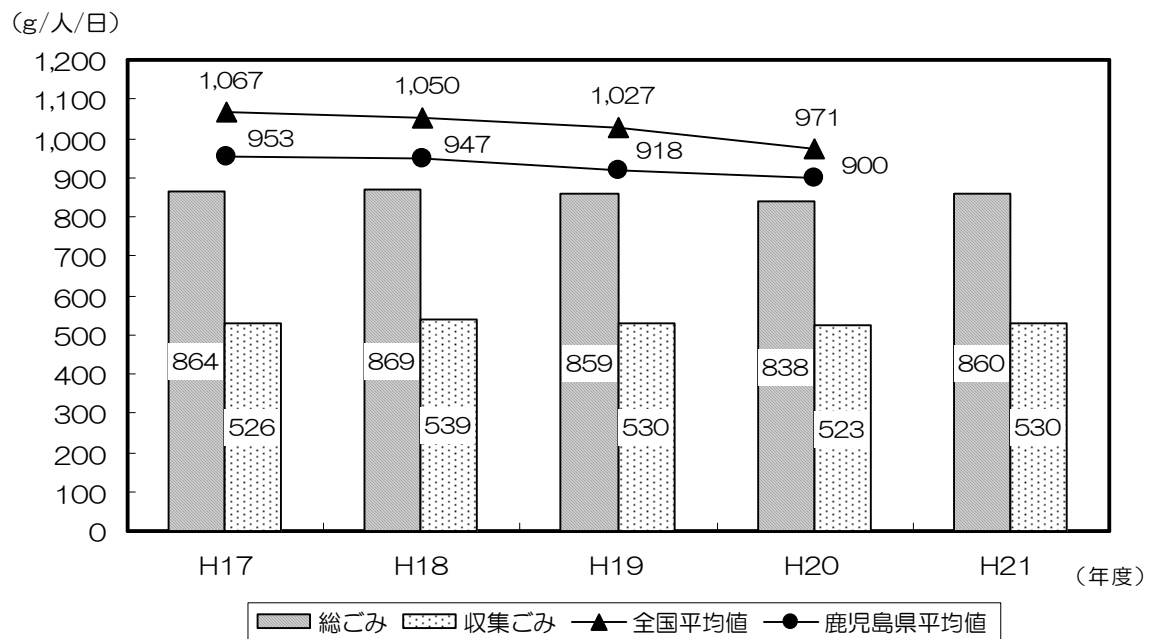


図 3.3.2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

2) 可燃ごみ（燃やせるごみ）

可燃ごみの排出量については、ごみ総排出量と同様に平成 21 年度に増加しているものの全体的には減少傾向を示しています。

なお、収集ごみと直接搬入ごみの比率は、概ね 6 : 4 となっています。

表 3.3.2 可燃ごみ排出量の推移

区分	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H17
収集ごみ (比率)	t/年	4,022 (58.7%)	4,070 (60.1%)	4,033 (60.0%)	3,983 (60.7%)	3,998 (59.8%)	-24 —
直接搬入ごみ (比率)		2,835 (41.3%)	2,701 (39.9%)	2,688 (40.0%)	2,581 (39.3%)	2,693 (40.2%)	-142 —
合計		6,857	6,771	6,721	6,564	6,691	-166

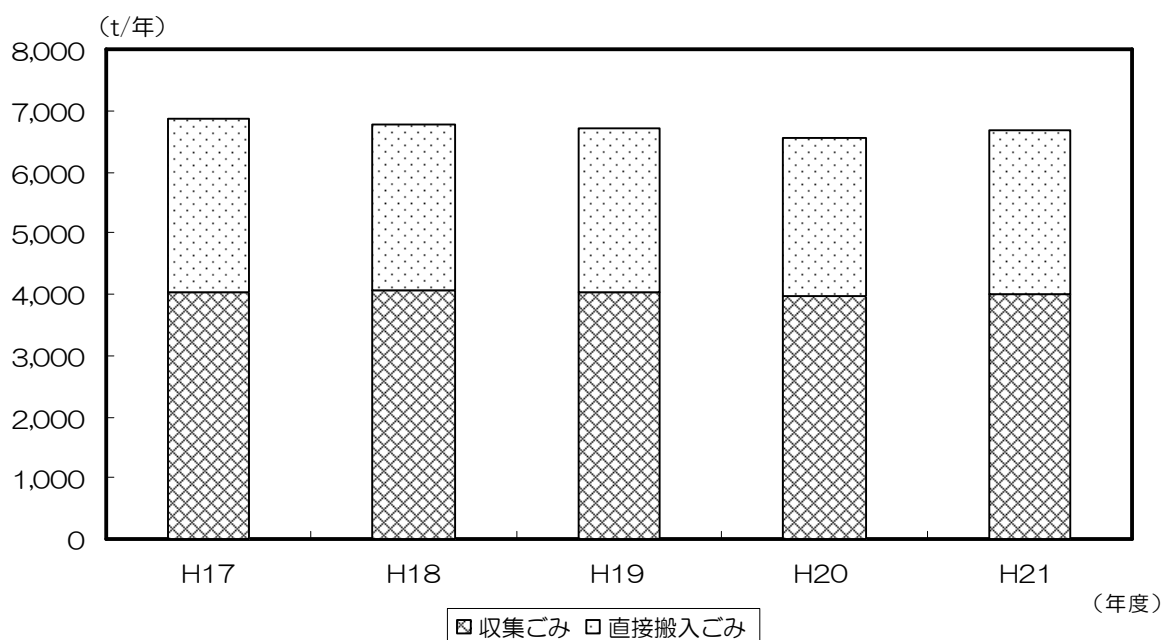


図3.3.3 可燃ごみ排出量の推移

3) 不燃・粗大ごみ

不燃・粗大ごみの排出量については、平成 20 年度を除いてほぼ横ばいで推移している状況にあります。

なお、収集ごみと直接搬入ごみの比率は若干直接搬入ごみの方が大きく、平成 21 年度においては 44 : 56 となっています。

表 3.3.3 不燃・粗大ごみ排出量の推移

区分	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H17
収集ごみ (比率)	t/年	105 (42.9%)	119 (49.6%)	112 (47.5%)	104 (50.5%)	103 (50.0%)	-2 -
直接搬入ごみ (比率)		140 (57.1%)	121 (50.4%)	124 (52.5%)	102 (49.5%)	103 (50.0%)	-37 -
合計		245	240	236	206	206	-39

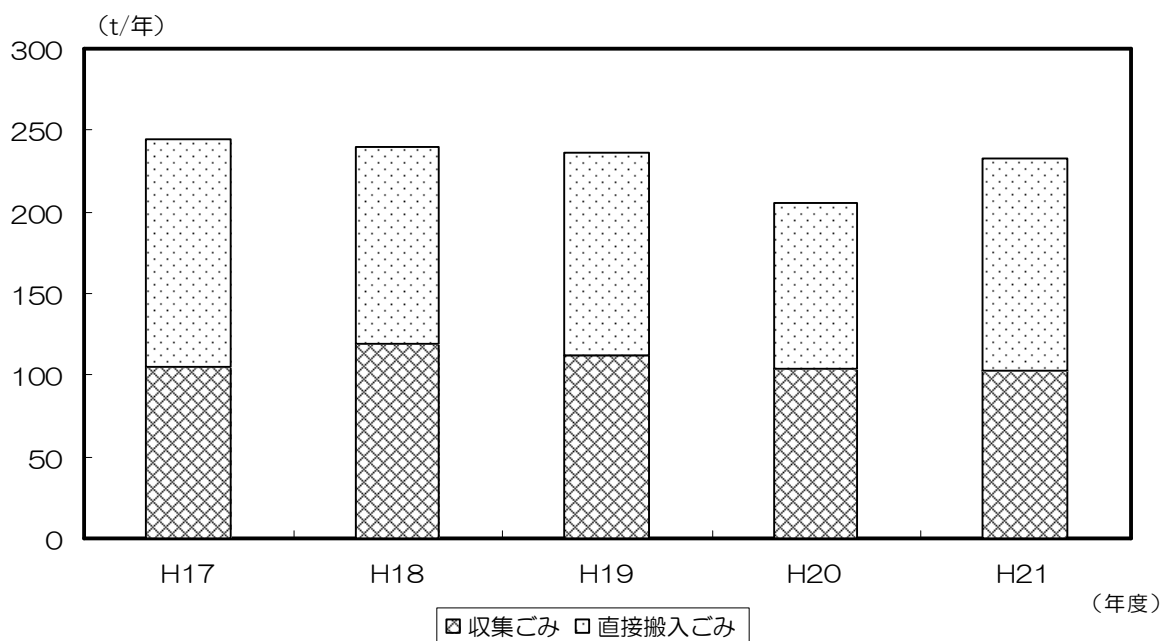


図3.3.4 不燃・粗大ごみ排出量の推移

- 4) 資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトル、紙類、発泡・白トレイ、その他プラ）
 資源ごみの排出量については年々減少傾向にあり、過去5年間で 260 t/年の減少
 となっています。
 なお、収集ごみと直接搬入ごみの比率は概ね 8 : 2 となっています。

表 3.3.4 資源ごみ排出量の推移

区 分	単 位	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H17
収集ごみ (比率)	t/年	873 (78.4%)	857 (76.9%)	764 (76.9%)	700 (78.1%)	678 (79.4%)	-195 -
直接搬入ごみ (比率)		241 (21.6%)	257 (23.1%)	229 (23.1%)	196 (21.9%)	176 (20.6%)	-65 -
合 計		1,114	1,114	993	896	854	-260

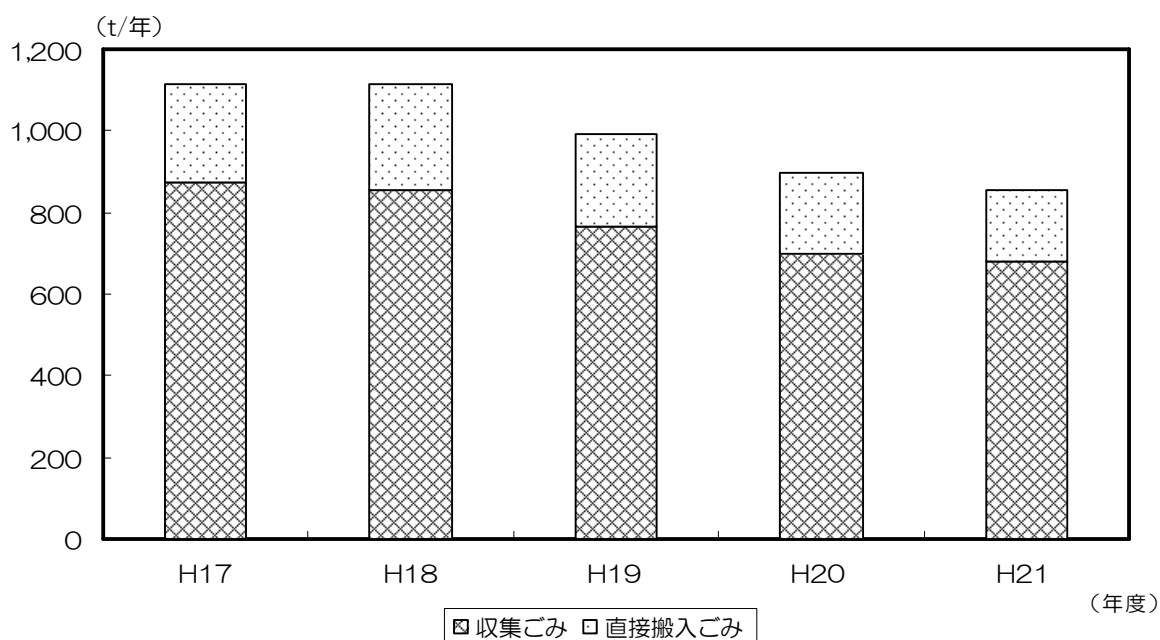


図3.3.5 資源ごみ排出量の推移

また、資源ごみ排出量の内訳は次のとおりとなっており、紙類が全体の 50%以上を占めていますが、減少傾向にあります。なお、収集及び直接搬入ごみの内訳は、各年度毎の内訳・排出区分比率により算出しています。

表3.3.5 資源ごみ排出量内訳

(単位：t/年)

項目	H17			H18			H19		
	排出量	収集	直搬	排出量	収集	直搬	排出量	収集	直搬
缶類	101	79	22	91	70	21	86	66	20
びん類	248	194	54	234	179	55	235	181	54
ペットボトル	43	34	9	42	32	10	53	41	12
発泡・白色トレイ	11	9	2	10	8	2	10	8	2
プラスチック類	42	33	9	49	38	11	48	37	11
紙類	669	524	145	688	530	158	561	431	130
計	1,114	873	241	1,114	857	257	993	764	229

項目	H20			H21		
	排出量	収集	直搬	計	収集	直搬
缶類	73	57	16	75 (8.8%)	60	15
びん類	233	182	51	231 (27.0%)	184	47
ペットボトル	50	39	11	52 (6.1%)	41	11
発泡・白色トレイ	12	10	2	10 (1.2%)	8	2
プラスチック類	45	35	10	46 (5.4%)	36	10
紙類	483	377	106	440 (51.5%)	349	91
計	896	700	196	854 (100.0%)	678	176

※ 収集：収集ごみ、直搬：直接搬入ごみ

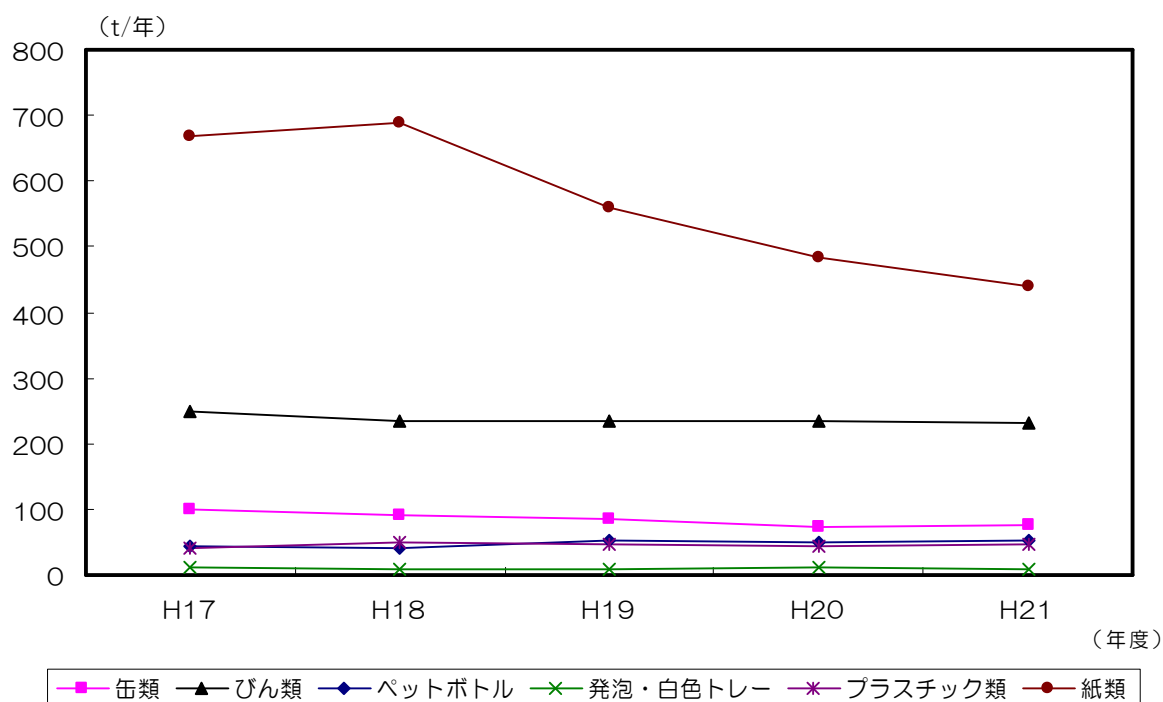


図3.3.6 資源ごみ分別種類別の推移

4 ごみの性状

本町が運営する「さつま町クリーンセンター」において1年間に4回の頻度で実施していますごみ組成分析結果は、次のとおりです。

表 3.4.1 ごみ組成分析結果

区 分	年 月	天候	物理組成(乾ベース)					三 成 分			見掛け 比 重 (kg/m ³)	低位発熱量 (kJ/kg)				
			紙・布類 (%)	ビニール等 (%)	木・竹・わら類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)	水分 (%)	灰分 (%)		可燃物 (%)	計算値	実測値		
ごみ組成分析結果	17	5	雨	46.1	13.8	18.5	17.7	2.0	1.9	56.3	6.0	37.7	191	5,710	5,380	
	17	8	晴	58.0	18.8	8.3	13.3	0.3	1.3	53.2	5.0	41.8	193	6,560	6,930	
	17	11	晴	59.9	14.6	6.4	12.7	4.1	2.3	54.0	6.0	40.0	181	6,200	5,800	
	18	1	曇	53.4	27.5	6.9	7.7	3.7	0.8	49.9	5.8	44.3	189	7,120	6,760	
	H17年度平均			—	54.4	18.7	10.0	12.9	2.5	1.5	53.4	5.7	41.0	189	6,398	6,218
	18	5	晴	43.8	32.3	2.1	19.1	2.4	0.3	58.0	4.8	37.2	172	5,570	5,710	
	18	9	晴	40.6	48.4	2.3	4.2	2.9	1.6	47.9	4.8	47.3	186	7,730	8,060	
	18	11	曇	49.0	36.8	1.6	9.0	2.2	1.4	49.4	5.1	45.5	181	7,350	7,810	
	19	1	雨	57.6	27.5	1.7	8.9	2.6	1.7	47.9	5.7	46.4	193	7,560	7,350	
	H18年度平均			—	47.8	36.3	1.9	10.3	2.5	1.3	50.8	5.1	44.1	183	7,053	7,233
	19	5		46.7	28.6	4.2	17.8	0.8	1.9	52.5	5.1	42.4	182	6,690	6,720	
	19	8		44.1	39.2	6.3	5.8	3.7	0.9	54.9	4.6	40.5	193	6,270	6,430	
	19	11		49.5	41.6	2.4	4.3	1.4	0.8	51.0	3.2	45.8	189	7,370	7,270	
	20	1		64.5	22.6	1.6	7.1	3.9	0.3	49.8	4.5	45.7	176	7,380	7,060	
	H19年度平均			—	51.2	33.0	3.6	8.8	2.5	1.0	52.1	4.4	43.6	185	6,928	6,870
	20	6		55.9	27.4	7.4	6.7	0.7	1.9	56.2	2.7	41.1	191	6,350	6,640	
	20	10		62.7	15.8	2.4	12.4	2.1	4.6	51.0	5.0	44.0	187	7,030	6,550	
	21	1		63.3	20.5	5.4	5.7	1.7	3.4	55.3	4.4	40.3	184	6,220	6,890	
	21	3		65.2	24.8	1.2	4.5	1.8	2.5	50.8	4.4	44.8	187	7,190	7,940	
	H20年度平均			—	61.8	22.1	4.1	7.3	1.6	3.1	53.3	4.1	42.6	187	6,698	7,005
	21	5	晴	54.7	29.2	3.3	6.6	0.7	5.5	49.3	4.4	46.3	169	7,510	7,900	
21	8	晴	61.7	22.9	5.1	6.1	0.7	3.5	45.9	4.5	49.6	254	7,980	7,960		
21	11	雨	62.9	13.8	9.5	6.0	1.3	6.5	69.4	3.2	27.4	190	3,430	3,820		
22	1	曇	39.4	37.2	8.8	7.3	1.8	5.5	59.0	4.1	36.9	209	5,490	5,880		
H21年度平均			—	54.7	25.8	6.7	6.5	1.1	5.3	55.9	4.1	40.1	206	6,103	6,390	
5年間平均				54.0	27.2	5.3	9.1	2.0	2.4	53.1	4.7	42.2	190	6,636	6,743	

1) ごみの組成

過去5年間のごみ種類組成調査結果の構成比(平均値)は、紙・布類の割合が54.0%と最も高く、次いでビニール等が27.2%となっており、この2つの割合の合計が平成18年度以降80.0%を超えています。

2) ごみの三成分

過去5年間のごみの三成分の構成比(平均値)は、水分が53.1%、灰分が4.7%、可燃分が42.2%となっており、本施設の計画条件(水分:44.0~62.0%、灰分5.0~8.0%、可燃分30.0~51.0%)と比較すると灰分が若干低いものの概ね範囲内となっています。

3) 低位発熱量

過去5年間の低位発熱量の実測値は3,820~8,060kJ/kgで推移しており、全て本施設の計画条件(3,767~9,209kJ/kg)の範囲内となっています。

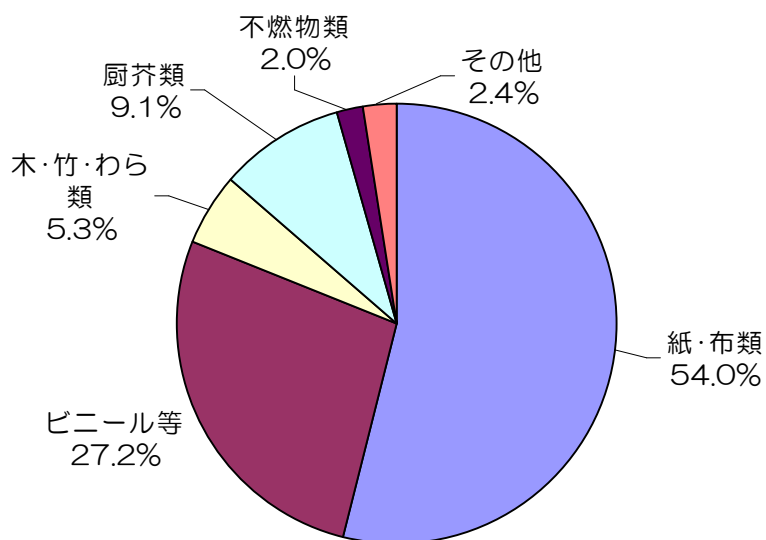


図3.4.1 過去5年間のごみ種類組成調査結果平均値

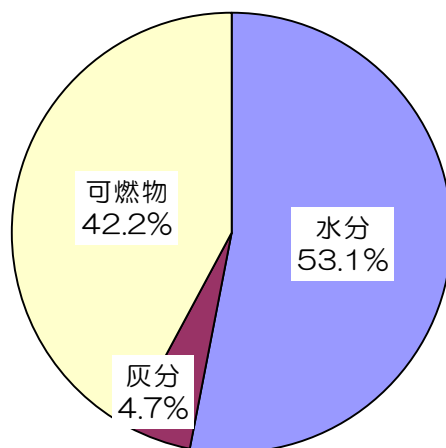


図3.4.2 過去5年間の三成分調査結果平均値

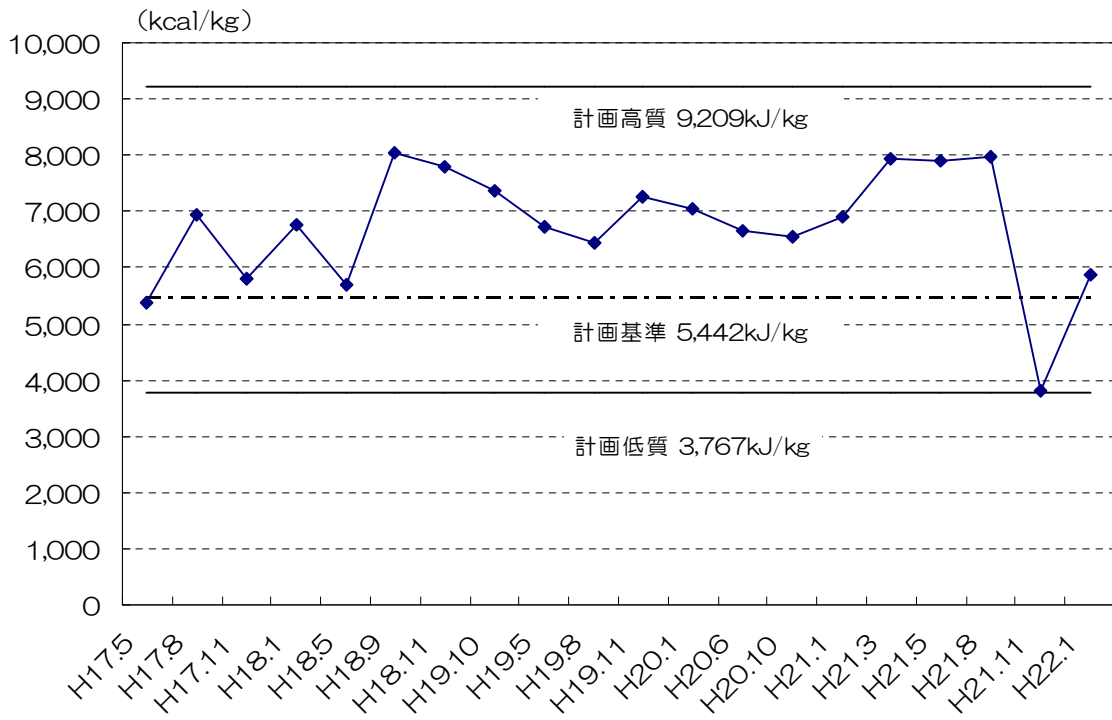


図3.4.3 過去5年間の低発熱量の推移

5 ごみの減量・再生利用の実績

1) 町民によるごみ減量化・再資源化等

(1) 生ごみ堆肥化

家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、本町では生ごみの堆肥化容器等の購入費に対して補助を実施しています。平成 17～22 年度における過去 5 年間の補助基数は 48 基となっていますが、平成 21 年度にはこれまでの約半分以下に落ち込んでいます。なお、今後も引き続きごみの減量化を推進することを目的として補助していくこととしています。

表 3.5.1 生ごみ堆肥化容器等補助基数の推移

区 分	単位	H17	H18	H19	H20	H21
補助基数	基	12	11	11	10	4
累計基数		12	23	34	44	48
世帯数	世帯	10,841	10,867	10,835	10,878	10,876
普及率	%	0.11	0.21	0.31	0.40	0.44

(2) 集団回収

本町では、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために再生資源の集団回収を小・中学校 P T A や婦人会等を中心に実施しています。

なお、集団回収量については、助成金等の制度を導入していないため本町では把握できていない状況にあります。

2) 行政によるごみ減量化・再資源化等

(1) 資源化物回収量

本町では、資源ごみの分別収集や施設での選別資源化を実施しています。過去 5 年間のごみ総排出量に対する資源化率は 11.8～14.7%で推移しており、年々減少傾向にあります。なお、内訳としては、紙類が最も多く全体の 50%程度を占めています。

また、平成 20 年度の資源化率（集団回収量除く）の全国平均値は 15.2%、鹿児島県平均値は 16.0%、本町は 12.4%となっており、今後、一層の資源化の推進が必要であると考えています。

表3.5.2 資源化物回収量の推移

区分		単位	H17	H18	H19	H20	H21
ごみ総排出量			8,216	8,125	7,950	7,666	7,751
資源 化 量	缶類	t/年	101	91	86	73	75
	びん類		248	234	235	233	231
	ペットボトル		43	42	53	50	52
	発泡・白トレー		11	10	10	12	10
	プラスチック類		42	49	48	45	46
	紙類		669	688	561	483	440
	小計（直接分）		1,114	1,114	993	896	854
	選別資源化		92	78	92	57	58
	計 （資源化率）		1,206 14.7%	1,192 14.7%	1,085 13.6%	953 12.4%	912 11.8%

(2) 中間処理施設による減量化量

本町の家庭及び事業者から排出されたごみは、資源ごみを除いて全て中間処理しています。不燃ごみ・粗大ごみについては、施設で可燃物、資源化物及び埋立物に選別し、可燃物は焼却処理、資源化物は資源化、埋立物は埋立処分しています。また、焼却施設から発生する残渣については全量埋立処分しています。

過去5年間の中間処理施設による減量化量の推移は次のとおりで、減量化率は86%前後で推移しています。

表3.5.3 中間処理施設における減量化率の推移

区分		単位	H17	H18	H19	H20	H21
中間処理量			7,102	7,011	6,957	6,770	6,897
処理 残渣量	選別資源化量	t/年	92	78	92	57	58
	埋立処分量		900	925	887	848	884
	計		992	1,003	979	905	942
減量化率		%	86.0	85.7	85.9	86.6	86.3

※1 埋立処分量＝焼却灰＋飛灰＋選別残渣として算出しています。（し尿焼却灰は含んでいません。）

6 ごみ処理・処分の状況

1) 収集・運搬体制

本町の収集サービス等の状況は、下表のとおりとなっています。

家庭及び事業所から排出される燃やせるごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみ（缶類・びん類・ペットボトル、発泡・白トレイ、その他プラスチック、紙類）の収集範囲は本町全域としており、それぞれ町が委託する業者により収集しています。

また、家庭から排出されるごみも事業所から排出されるごみもさつま町クリーンセンターへ直接持ち込むことができます。

表 3.6.1 収集サービス等の状況

収集形態		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金 (/袋)	収集体制	
家庭系・事業系	燃やせるごみ	ステーション方式	2回/週	指定袋	大(40L) 小(20L)	大 16円 小 12円	委託	
	不燃・粗大ごみ		1～2回/月	指定袋	大(35L) 小(15L)	大 26円 小 17円		
	資源ごみ		缶類	1～3回/月	収集かご	-		無料
			びん類					
			ペットボトル					
			発泡・白トレイ					
			その他プラ					
紙類	紐縛り収集かご							
直接搬入		搬入場所：さつま町クリーンセンター 搬入時間：8:30～16:30（第3日曜日 8:30～15:00） 休日：土・日・祝日、12/31～1/3 料金：100kg 以下 300円、100kg を超える分については 100kg ごとに 300円加算						

2) 中間処理施設

本町の中間処理施設は、平成9年に竣工したごみ焼却処理施設（粗大ごみ処理施設併設）があります。各施設の概要は次頁表に示すとおりとなっています。

当該施設は供用開始して約13年が経過しており、補修・改造を適宜実施しているものの平成20年度に実施した精密機能検査において「設備の一部に損傷・腐食等が発生しており、補修等を早急に実施する必要がある」と示されています。

3) 最終処分場

本町の最終処分場は平成5年に埋立開始し、これまで約17年間、中間処理施設から発生する焼却残渣等、し尿処理施設からの焼却灰及び災害時の緊急的に発生するごみ等を埋立処分してきました。なお、本町最終処分場においては、薩摩川内市（旧入

来町及び旧祁答院町)の一部のごみを中間処理しているためそれらの分も埋立処分しています。

また、これまでの埋立量を基に推測した平成 21 年度末の本処分場の残余容量は、73,000 m³程度となっており、十分な残余容量を確保しています。

表 3.6.2 中間処理施設の概要

施設名称	さつま町クリーンセンター
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田 2734 番地 8
事業主体	さつま町(竣工当時:薩摩郡東部衛生処理組合)
敷地面積	約 13,524 m ²
ごみ焼却処理施設	
処理方式	ストーカー方式(機械化バッチ)
着工・竣工	着工:平成7年6月 竣工:平成9年11月
能力	40 t/日(20 t/8h×2炉)
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼ガス冷却設備	水噴霧方式
排ガス処理設備	バグフィルター+消石灰吹き込み
灰処理設備	薬剤処理
余熱利用	場内給湯
運営管理体制	直営
粗大ごみ処理施設	
能力	16 t/日(1日5時間稼働)
着工・竣工	着工:平成7年6月 竣工:平成9年11月
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
選別の種類	鉄類、カレット類、アルミ類、危険物、可燃物
選別設備	手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、不燃物可燃物分離装置
再生設備	金属圧縮機(アルミ兼用)
運営管理体制	直営

表 3.6.3 最終処分場の概要

施設名称	さつま町最終処分場
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田地内
事業主体	さつま町(竣工当時:薩摩郡東部衛生処理組合)
埋立場所	山間
埋立対象物	焼却灰、処理飛灰、不燃残渣
埋立開始年	平成5年4月
敷地面積	48,759 m ²
埋立面積・容量	17,130 m ² ・115,000 m ³
遮水工	表面遮水シート工法+遮光マット
浸出水処理施設	85 m ³ /日
浸出水処理方式	接触ばっ気+凝集沈殿+高度処理(砂ろ過+活性炭吸着)+消毒

4) ごみ処理・処分量

平成 21 年度に排出されたごみのうち、資源ごみを除いた全量を中間処理しています。そのうち 83.3～86.3%を焼却処理し、10.7～11.3%を埋立処分しています。また、資源物量・資源化率はともに減少しており、平成 17 年の 1,206 t (14.7%) が平成 21 年度には 912 t (11.8%) になっています。今後は、分別排出を徹底させ、資源化率を向上させていく必要があります。なお、平成 21 年度の埋立処分は、浚渫土砂を見込んだ量となっていることから大きな値となっています。

表 3.6.4 ごみ処理・処分量の推移

区分 \ 年度				平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	
排出量	(1)	可燃ごみ		6,857	6,771	6,721	6,564	6,691	
	(2)	不燃ごみ・粗大ごみ		245	240	236	206	206	
	(3)	資源ごみ		1,114	1,114	993	896	854	
	(4)	総ごみ排出量		8,216	8,125	7,950	7,666	7,751	
中間処理	(5)	焼却 処理施設	直接焼却 (焼却処理率)	(1)と同値 (7)÷(9)	6,857 83.5%	6,771 83.3%	6,721 84.5%	6,564 85.6%	6,691 86.3%
	(6)	粗大ごみ 処理施設	破碎選別不燃残渣	—	153	162	144	149	148
	(7)		破碎選別資源化物	—	92	78	92	57	58
	(8)	計		(2)と同値	245	240	236	206	206
	(9)	合計 (中間処理率)		(5)+(8)	7,102 86.4%	7,011 86.3%	6,957 87.5%	6,770 88.3%	6,897 89.0%
資源化処理	(10)	資源化 内訳	破碎選別資源化物	(7)と同値	92	78	92	57	58
	(11)		缶類	—	101	91	86	73	75
	(12)		びん類	—	248	234	235	233	231
	(13)		ペットボトル	—	43	42	53	50	52
	(14)		発泡・白トレー	—	11	10	10	12	10
	(15)		プラスチック類	—	42	49	48	45	46
	(16)		紙類	—	669	688	561	483	440
	(17)		計 (資源化率)	(3)+(7)と同値 (17)÷(4)	1,206 14.7%	1,192 14.7%	1,085 13.6%	953 12.4%	912 11.8%
最終処分	(18)	最終処分	焼却灰 (残渣率)	(18)÷(5)	511 7.5%	522 7.7%	492 7.3%	459 7.0%	497 7.4%
	(19)		飛灰 (残渣率)	(19)÷(5)	236 3.4%	241 3.6%	251 3.7%	240 3.7%	239 3.6%
	(20)		小計① (残渣率)	(18)+(19)	747 10.9%	763 11.3%	743 11.0%	699 10.7%	736 11.0%
	(21)		選別不燃残渣	(6)と同値	153	162	144	149	148
	(22)		小計② (埋立処分率)	(20)+(21) (22)÷(4)	900 11.0%	925 11.4%	887 11.2%	848 11.1%	884 11.4%
	(23)		し尿焼却灰	—	80	72	67	67	66
	(24)		災害ごみ・椎込土砂	—	0	7,406	0	0	16,218
	(25)		計	Σ(22)~(24)	980	8,403	954	915	17,168

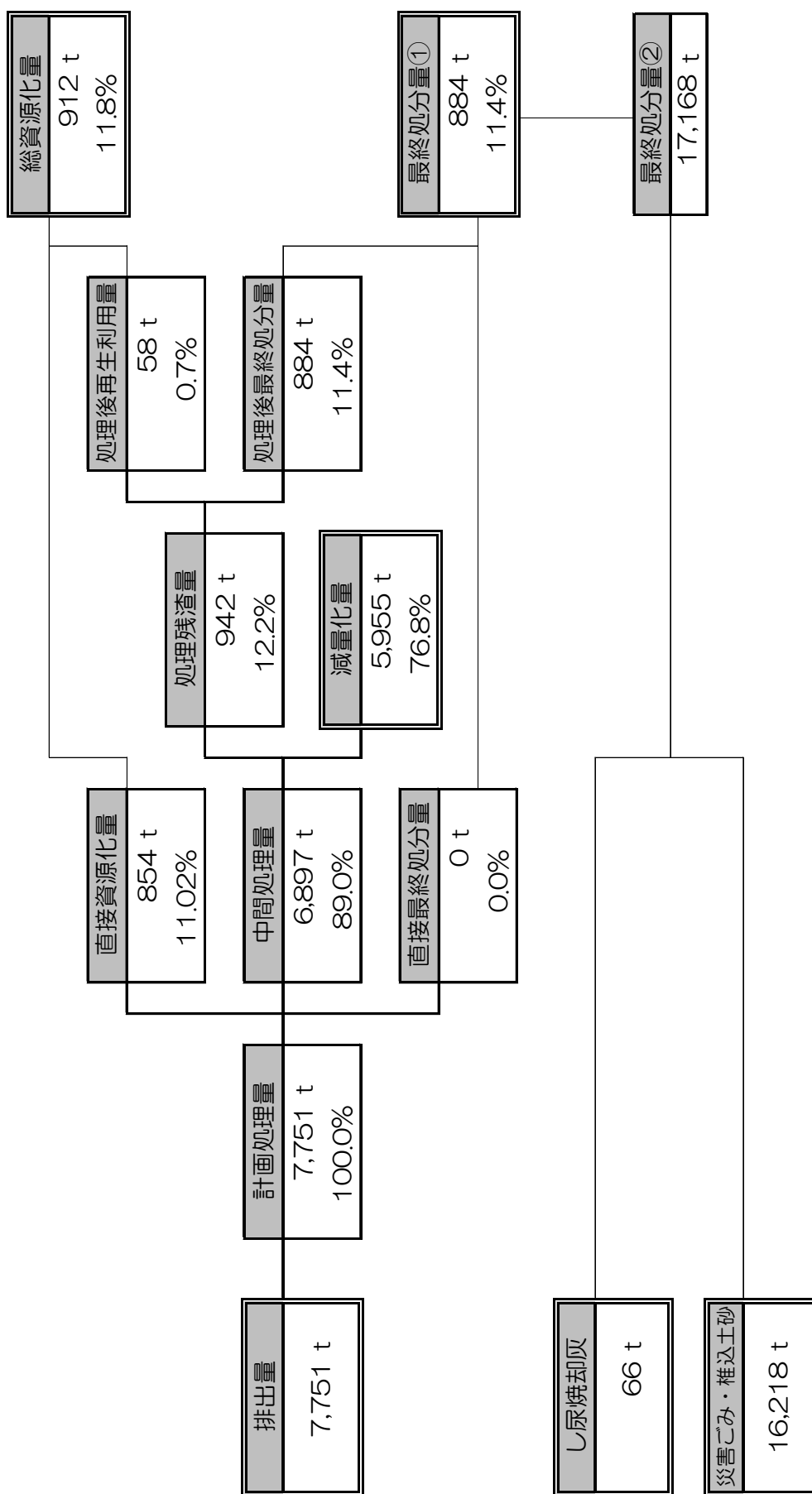


図 3.6.1 平成 21 年度ごみ処理・処分フロー

7 ごみ処理体制及びごみ処理経費

1) ごみ処理体制

本町におけるごみ処理等に関する組織体制は、次のとおりとなっています。

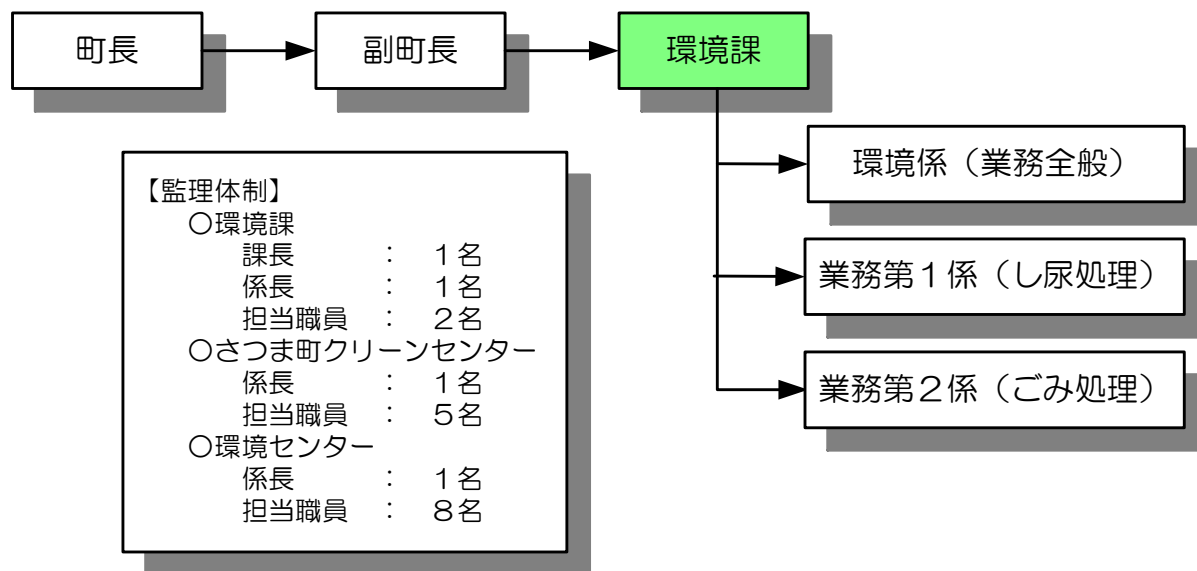


図3.7.1 組織体制

2) ごみ処理費用

本町のごみ処理費用（歳出－歳入）は、最終処分場の改修工事を実施した平成 20 年度を除いて、年間約 1.1～1.4 億円程度で推移しています。

1人当たり、1世帯当たり、ごみ 1 t 当たりに換算しますと、平成 20 年度を除いてそれぞれ 4.5～5.5 千円/人、10.5～12.8 千円/世帯、14.3～17.1 千円/t となっています。

1人当たりの平成 20 年度の全国平均値及び鹿児島県平均値は、それぞれ、10.5 千円/人、8.1 千円/人となっており、本町の平成 20 年度実績値（9.0 千円/人）は県平均値と全国平均値の中間値程度となっています。

また、ごみ 1 t 当たりの平成 20 年度の全国平均値及び鹿児島県平均値は、それぞれ、27.9 千円/t、24.6 千円/t となっており、本町の平成 20 年度実績値（29.3 千円/t）は全国平均値よりも高い値となっています。

なお、その他の年度の値は、平成 20 年度の全国平均値及び県平均値と比較すると、建設・改良費が発生していないため全てにおいて低い値となっています。

表3.7.1 ごみ処理費用

区 分	単 位	H17	H18	H19	H20	H21	全国平均	県平均										
計画収集人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704	127,490,318	1,730,691										
世帯数	世帯	10,841	10,867	10,835	10,878	10,876	—	—										
ごみ総排出量	t/年	8,216	8,125	7,950	7,666	7,751	48,106,447	573,846										
歳入（一般財源除く）	千円	49,861	79,029	53,374	63,416	83,507	749,146,635	7,910,464										
歳 出	建設・改良費	千円	0	0	0	117,275	0	207,052,552	2,461,989									
	人件費	千円																
										一般職			18,122	18,627	17,326	165,395,274	1,328,762	
										技能職	収集運搬						235,400,851	1,419,749
										中間処理			44,574	39,235	32,208	87,568,183	730,806	
	最終処分			5,724	6,061	6,173	7,311,702	173,985										
	処理費	千円																
										収集運搬			41,104	41,104	41,178	65,967,139	452,506	
										中間処理	73,474	101,519	52,936	62,637	101,197	285,511,553	3,972,432	
										最終処分	9,915	11,753	4,832	3,234	3,698	34,624,485	330,470	
	車両等購入費	千円	0	0	0	0	0	6,791,640	75,092									
	委託費	千円																
										収集運搬	42,998	41,098	0	0	0	640,152,381	6,967,074	
										中間処理						292,205,744	3,089,931	
										最終処分						279,650,082	3,442,734	
その他															46,910,867	285,769		
その他	千円	0	0	0	0	0	21,385,688	148,640										
計	千円	188,559	218,086	167,292	288,173	201,780	356,253,204	4,096,298										
歳入－歳入	千円	138,698	139,057	113,918	224,757	118,273	2,092,028,964	22,009,163										
1人当たりの処理費用	円/人	5,326	5,427	4,491	8,965	4,788	10,533	8,146										
1世帯当たりの処理費用	円/世帯	12,794	12,796	10,514	20,662	10,875	—	—										
ごみ1t当たりの処理費用	円/t	16,881	17,115	14,329	29,319	15,259	27,915	24,569										

※全国及び県平均は平成20年度実績値となっています。

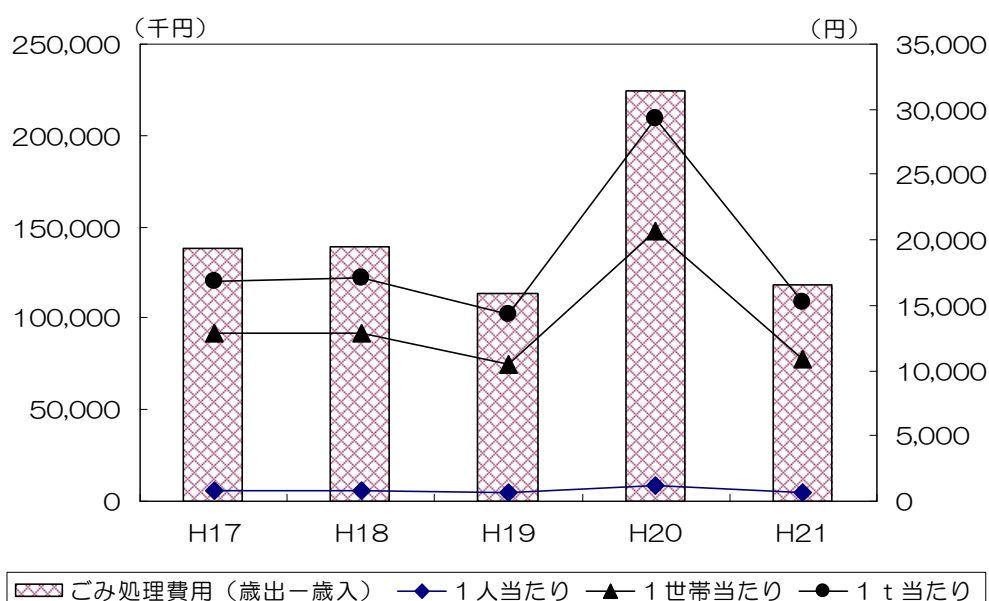


図3.7.1 ごみ処理費用の推移

8 ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システムの分析比較については「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月）において検討の必要性や評価項目（表 3.8.1 参照）が示されており、地域事情に応じた評価項目を選択することとなっています。

よって、本町の一般廃棄物処理に関する実績を基に、地域事情に応じた評価項目を選択し評価を実施しました。

評価の結果は、図 3.8.1 に示すとおりで鹿児島県の実績平均値を基準値として評価した結果（温室効果ガス除く）は、最終処分を除いて基準値を上回っており良好な結果となっていますが、廃棄物の再生利用が近年低くなっていますので分別収集の徹底や資源化の推進を強化していく必要があります。また、最終処分についてもわずかに基準値を下回る結果となっていますので、廃棄物の再利用を強化し焼却処理対象物や選別埋立物の減量化を図っていく必要があります。

一方、温室効果ガスの排出についても廃棄物処理に係る国の目標値（出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成 19 年 6 月）を基準値として評価した結果、基準値を上回っており（温室効果ガスの排出量が少ない）、良好な結果となっています。

なお、本評価は、本町において初めて実施したものであり、現段階では十分な評価は実施できていないものの、今後のごみ減量化や資源化を図っていく上で重要な評価指標となることから、今後、活用に向けて調査・研究を行っていく予定です。

表3.8.1 標準的な評価項目（例）

視点	指標	名称
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費
		資源回収に要する費用
		エネルギー回収に要する費用
		最終処分減量に要する費用

出典）ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）

表3.8.2 本町における一般廃棄物処理システムの評価項目と算出方法

評価項目	算出方法
廃棄物の発生	(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日
廃棄物の再生利用	総資源化量÷(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)
最終処分	最終処分量÷(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ※最終処分量はし尿焼却灰及び災害ごみ等を除く
温室効果ガスの排出	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日
人口一人当たり年間処理経費	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
処理量 t 当たり年間処理経費	廃棄物処理に要する総費用÷処理量

表3.8.3 本町における評価項目算出結果

評価項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	最大値	平均値	最小値
廃棄物の発生	kg/人・日	0,864	0,869	0,859	0,838	0,86	0,869	0,858	0,838
廃棄物の再生利用	t/t	0,147	0,147	0,136	0,124	0,118	0,147	0,134	0,118
最終処分	t/t	0,110	0,114	0,112	0,111	0,114	0,114	0,112	0,11
温室効果ガスの排出	kg/人・日	0,254	0,430	0,388	0,275	0,312	0,430	0,332	0,254
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	5,326	5,427	4,491	8,965	4,788	8,965	5,799	4,491
処理量 t 当たり年間処理経費	円/t・年	16,881	17,115	14,329	29,319	15,259	29,319	18,581	14,329

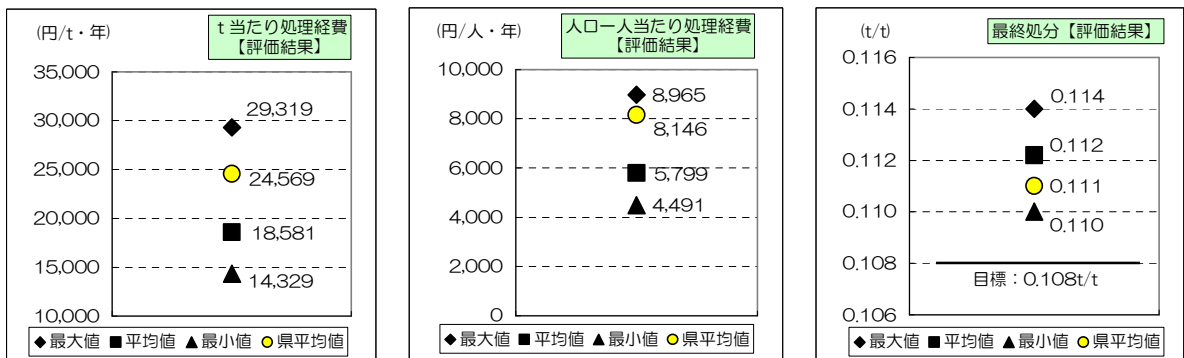
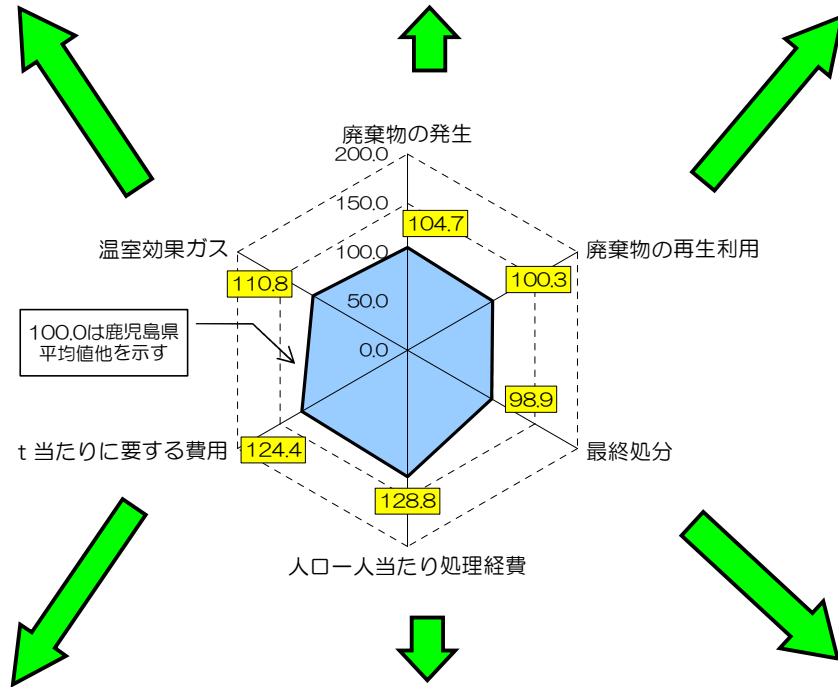
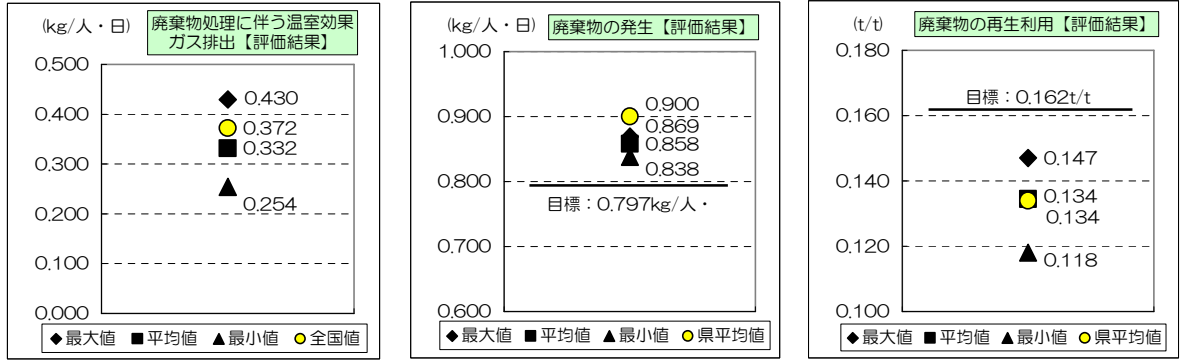
表3.8.4 評価項目(指標)の評価と指数の算出方法

指 標	指数化の方法
人口一人一日当たりごみ総排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物からの資源回収率	$\text{平均値} \div \text{基準値} \times 100$
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
人口一人当たり年間処理経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
処理量 t 当たり年間処理経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$

表3.8.5 指数の算出結果

指 標	単位	平均値	基準値	指数
廃棄物の発生	kg/人・日	0,858	0,900	104.7
廃棄物の再生利用	t/t	0,134	0,134	100.3
最終処分	t/t	0,112	0,111	98.9
温室効果ガスの排出	kg/人・日	0,268	0,372	128.0
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	5,799	8,146	128.8
処理量 t 当たり年間処理経費	円/t・年	18,581	24,569	124.4

※ 基準値：平成20年度鹿児島県実績平均値、全国値



- ① 「廃棄物の発生」に関するチャートグラフの値 : 指数が高いほどごみの排出量が「多い」という指標となる。
- ② 「廃棄物の再生利用」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど資源回収率が「高い」という指標となる。
- ③ 「最終処分」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど最終処分量が「少ない」という指標となる。
- ④ 「人口一人当たり処理経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる。
- ⑤ 「処理量 t 当りの処理経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる。
- ⑥ 「廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど温室効果ガス排出量が「少ない」という指標となる。

※ 県平均値：平成20年度実績
 ※ 目標値：平成37年度推計値

図 3.8.1 本町の一般廃棄物処理システム比較分析表

9 ごみ処理行政の動向

1) わが国におけるごみ処理関係法令の歴史

わが国におけるごみ処理関係法令の歴史は、以下のようになっています。

表 3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史（その1）

西暦	元号	年	ごみ関係法令の歴史
一九七二	昭和	47	「廃棄物処理施設整備緊急措置法」公布
一九七一	昭和	46	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
一九七〇	昭和	45	「清掃法」を改定し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布
一九六八	昭和	43	「大気汚染防止法」制定
			「公害対策基本法」制定
一九六七	昭和	42	「清掃施設整備緊急措置法」公布
一九六五	昭和	40	「清掃法」一部改正
一九六三	昭和	38	「生活環境施設整備緊急措置法」公布
一九五四	昭和	29	「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が制定される
一九四一	昭和	16	「汚物掃除法」規則一部改正
一九三〇	昭和	5	「汚物掃除法施行規則」改正
一九一六	大正	5	「汚物掃除法」の一部改正
一九一〇	明治	43	「汚物掃除法施行規則」改正
一九〇〇	明治	33	「汚物掃除法」施行
一八八七	明治	20	警察令をもって「塵芥取締規則」交付
一八八〇	明治	13	「清掃法施行」
一八七七	明治	10	コレラ、全国的に大流行

表 3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史（その2）

西暦	元号	年	ごみ関係法令の歴史
一九七六	昭和	51	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理整備緊急措置法」の一部改正法公布
一九七七	昭和	52	厚生省「廃棄物施設構造指針」通知
一九八一	昭和	56	「広域臨海環境整備センター法」公布
一九九一	平成	3	「再資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）の制定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）改正
一九九二	平成	4	「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」制定 「廃棄物処理法」施行
一九九五	平成	7	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」制定 「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布
一九九七	平成	9	「環境基本法」制定 「廃棄物処理法」改正
一九九八	平成	10	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）施行 「家電リサイクル法」閣議決定
一九九九	平成	11	「ダイオキシン対策法」制定 「PF1法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）」制定
二〇〇〇	平成	12	「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
			排出抑制、再生利用を含む大型改正
			事業者の産業廃棄物の処理責任を明確化
			ごみ関係法令の歴史
			廃棄物の減量・再生利用、施設の設置、維持管理、マニフエスト、廃棄物処理推進センター指定など

表 3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史（その3）

西暦	元号	年	ごみ関係法令の歴史
二〇〇〇	平成	12	「循環型社会形成推進基本法」成立 循環型循環型社会形成推進基本計画策定
			「容器包装リサイクル法」全面施行
			「資源の有効な利用の促進に関する法律 （資源有効利用促進法）」
			名称変更
			「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （食品リサイクル法）」公布
二〇〇一		13	「循環型社会形成促進基本法」完全施行 「家電リサイクル法」完全施行 「グリーン購入法」完全施行
			「食品リサイクル法」完全施行
			「建設リサイクル法」完全施行
二〇〇二		14	「使用済自動車の再資源化等に関する法律 （自動車リサイクル法）」制定
二〇〇三		15	「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
二〇〇四		16	「海洋汚染防止法」改正 廃棄物の船舶からの海洋投入処分許可制の創設、廃棄物の 海域における焼却の禁止等
二〇〇六		18	「第三次環境基本計画」閣議決定
二〇〇八		20	「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定

2) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

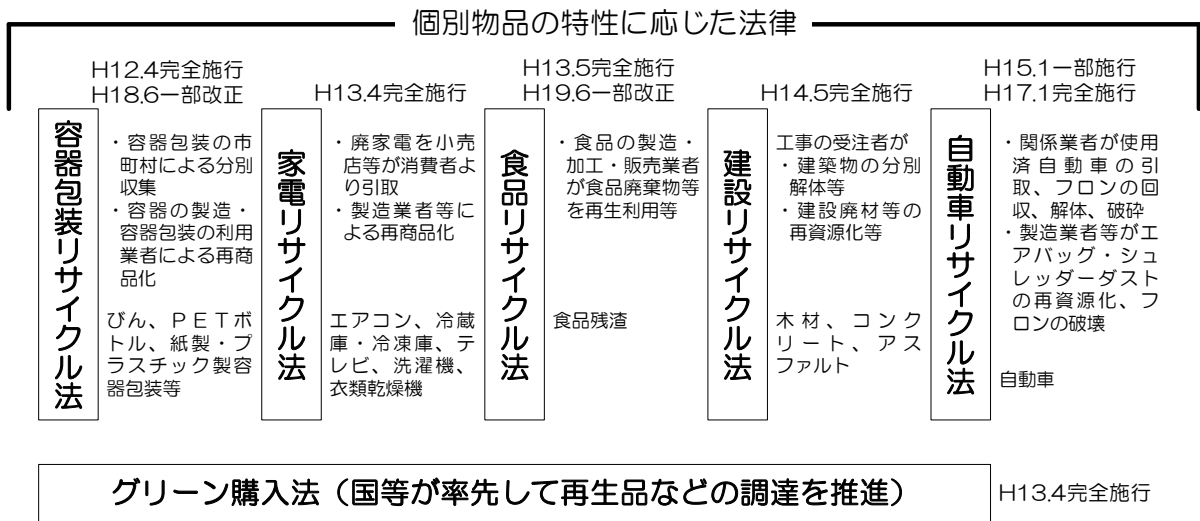
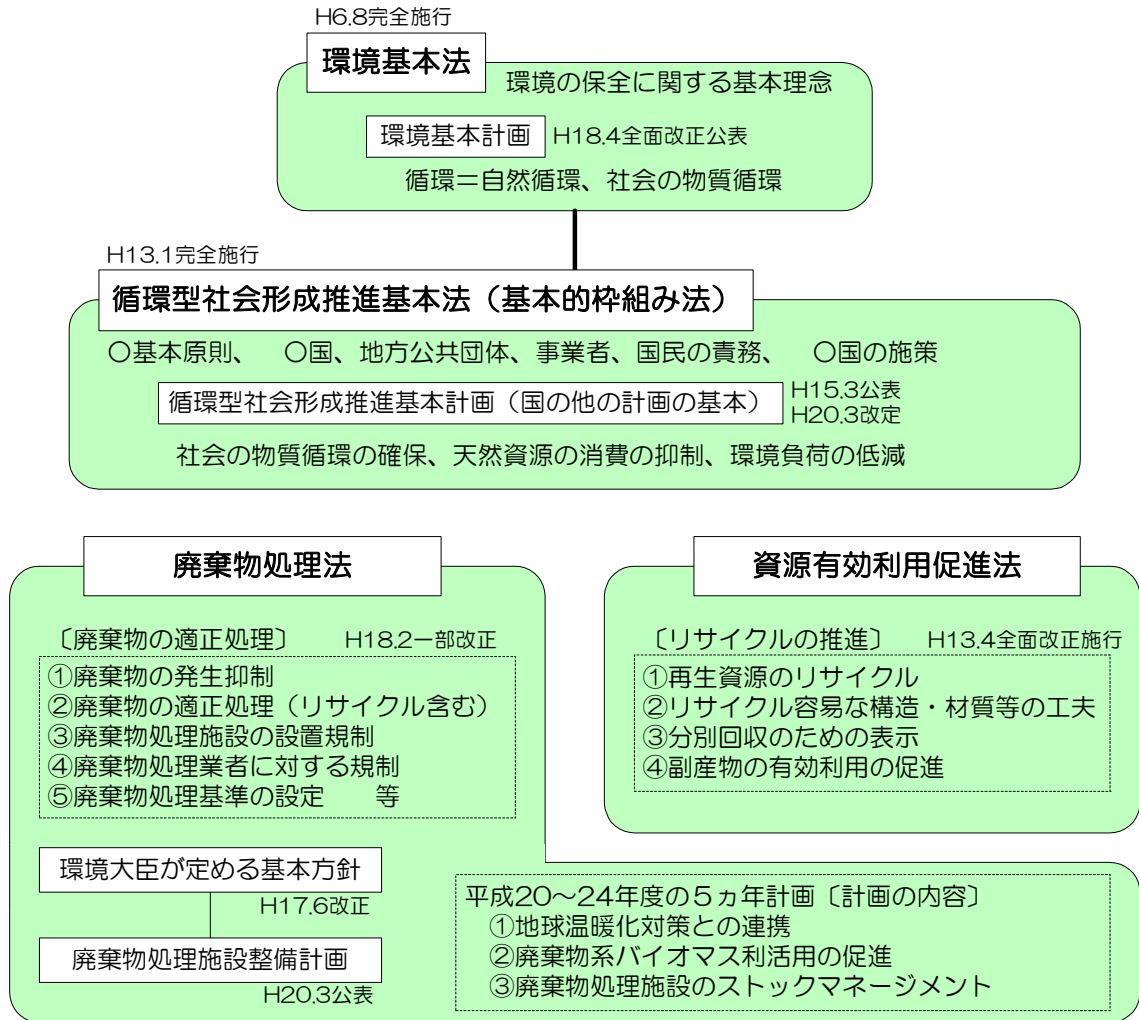


図 3.9.1 循環型社会の形成と推進のための法制度

3) 国の廃棄物処理の目標

(1) 廃棄物処理施設整備計画

平成 11 年 9 月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、平成 13 年 5 月に「環境大臣が定める基本方針」（環境省告示第 34 号）が閣議決定されました。この中では、平成 22 年度を目標年度として、平成 9 年度に対してごみの排出量を 5%削減し、再生利用量を約 11%から約 24%に増加させ、最終処分量をおおむね半分に削減することが定められています。

表 3.9.2 廃棄物の減量化の目標量

(単位：百万トン/年)

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排 出 量	53	51	49
再 生 利 用 量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最 終 処 分 量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

※1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※2 括弧内は、各年度の排出量を 100 としたときの割合を示します。

この基本方針を受けて、平成 20 年 3 月に廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、目指す目標及び指標が示されています。

表 3.9.3 廃棄物処理施設整備計画で目指す目標及び指標

目 標	指 標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	①ごみ排出量 約 5,200 万 t (H19 見込み) →約 5,000 万 t (H24) ②ごみのリサイクル率 20% (H19 見込み) →25% (H24) ③ごみ減量処理率 98% (H19 見込み) →概ね 100% (H24) ④最終処分場の残余年数 平成 19 年度の水準 (15 年分) を維持する。
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。	ごみ焼却施設の総発電能力 約 1,630 MW (H19 見込み) →約 2,500 MW (H24)
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽処理人口普及率 9% (H19 見込み) →12% (H24)

(2) 循環型社会形成推進基本計画

平成 20 年 3 月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」の中で、「循環型社会の形成推進に当っては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めることが重要である」とされ、循環型社会の形成に向けた取組の進展度を図る指標として以下のような取組指標が設定されています。

表 3.9.4 循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	平成 12 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標年度)
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	約 1,185 g	約 1,067 g (平成 12 年度比で約 10%減)
家庭から排出される 1 人 1 日平均排出量	約 660 g ※2	約 528 g (平成 12 年度比で約 20%減)
事業所から排出される 排出量	約 1,799 万 t	約 1,439 万 t (平成 12 年度比で約 20%減)

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物量を 1 人 1 日あたりに換算

※2 ※1 から事業系ごみ、資源物などを除いた値

4) 県の廃棄物処理の目標

鹿児島県は、現在「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定中であり、その計画書の中で減量化・再資源化目標を次のように定めています。

表 3.9.5 鹿児島県の目標

区 分	平成 22 年度 (推計値)	平成 27 年度 (将来目標)	
		予測値	目標値
ごみ排出量 (対 H22 年度増減率)	549 千 t /年	499 千 t /年 (-9.1%)	491 千 t /年 (-10.6%)
1 人 1 日当たりの排出量 (対 H22 年度増減率)	880 g /人・日	826 g /人・日 (-6.1%)	813 g /人・日 (-7.6%)
リサイクル率 (対 H22 年度増減率)	17.3%	17.6% (+0.3%)	21.0% (+3.7%)
最終処分量 (対 H22 年度増減率)	58 千 t /年	49 千 t /年 (-15.5%)	47 千 t /年 (-19.0%)

5) ごみ処理広域化計画

鹿児島県では「鹿児島県ごみ処理広域化計画」（以下、「広域化計画」といいます。）を環境省(旧厚生省)の通知に基づき、平成 11 年 3 月に策定しています。

広域化計画では、広域化への取り組みが効果的に実施されるように、県内を 11 ブロックに分割し、ブロック毎に 100t 以上の処理能力を持つ施設（離島については島毎）を設置し、ダイオキシン類排出削減対策を基本として環境負荷の低減を図り、併せてごみの排出抑制・資源化さらには事業費の縮減を図ることを基本方針としています。

本町は、薩摩ブロックに位置づけられており、本町及び薩摩川内市がエリアとなっています。また、広域的な施設整備に向けてはブロック内の既存の処理施設の耐用年数等を考慮して、平成 21 年度以降に検討することとなっています。

10 課題の整理

本町におけるごみ処理行政に関する課題は、次のとおりです。

1) 家庭系ごみの減量化

収集ごみ排出量は、人口減少等に伴い平成 19 年度以降、減少傾向にあるものの 1 人 1 日平均排出量はほぼ横ばいで推移しています。今後、1 人 1 日平均排出量のさらなる減量化を進めるため、各種施策を展開していく必要があります。

2) 事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量については、全体的に減少傾向にあるものの平成 22 年度において再び増加傾向に転じているため、今後、さらなる減量化に対する協力を求めていく必要があります。

3) 啓発活動の強化

ごみの減量化や資源化を図っていくために、小・中学校 P T A や婦人会等による資源回収活動や生ごみ堆肥化容器等の補助事業について、積極的に広報又は啓発していく必要があります。なお、集団回収については各種実施団体やリサイクル業者と協働して品目や量を把握していく必要があります。

4) 分別区分の見直しの必要性

現在実施している資源ごみの分別収集は、缶類、びん類、ペットボトル、紙類、発泡・白トレ、その他プラスチックを対象として収集しています。今後も引き続き実施していくものとしますが、資源ごみ収集量は年々減少傾向にあり、資源化率も低くなってきています。

このような状況を改善していくためには、町民へ啓発活動の強化や資源ごみ分別品目の追加を検討していく必要があります。

5) 環境美化及び不法投棄対策

環境美化及び不法投棄対策として、環境美化に関する条例の周知徹底や不法投棄防止のための町民への啓発及び監視体制の強化を図っていく必要があります。

6) 在宅医療廃棄物への対応

高齢化社会の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出や処分方法が問題となっています。在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、収集等に従事する作業員への危険が危惧されることから、町民に対して適正処理を行うように更なる啓発を行う必要があります。

7) 中間処理

現在のごみ焼却施設（粗大ごみ処理施設併設）については平成 9 年より供用し、稼働後 13 年目を迎えています。その間、必要に応じて補修・整備等を実施してきました

たが、設備・装置において部分的に腐食等の老朽化が進んでおり、さらに今後は補修箇所や補修頻度の増加が予測される状況にあります。このため、中・長期的な観点からの補修・整備計画について立案、実施する必要があります。

8) 最終処分

本町の所有する最終処分場は、平成 20 年度に改修工事を実施し、今後予測される埋立量に対しても十分な処分容量が確保できています。しかし、埋立開始後 17 年間の経過していることから、浸出水処理施設の老朽化が懸念されます。このため、中間処理施設同様、中・長期的な観点からの補修・整備計画について立案、実施する必要があります。

9) 温室効果ガス削減に対する課題

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量削減に加え、エネルギー回収効率向上に向けた施設のあり方について検討する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

我が国では平成 12 年度に循環型社会形成推進基本法（法律第 110 号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。

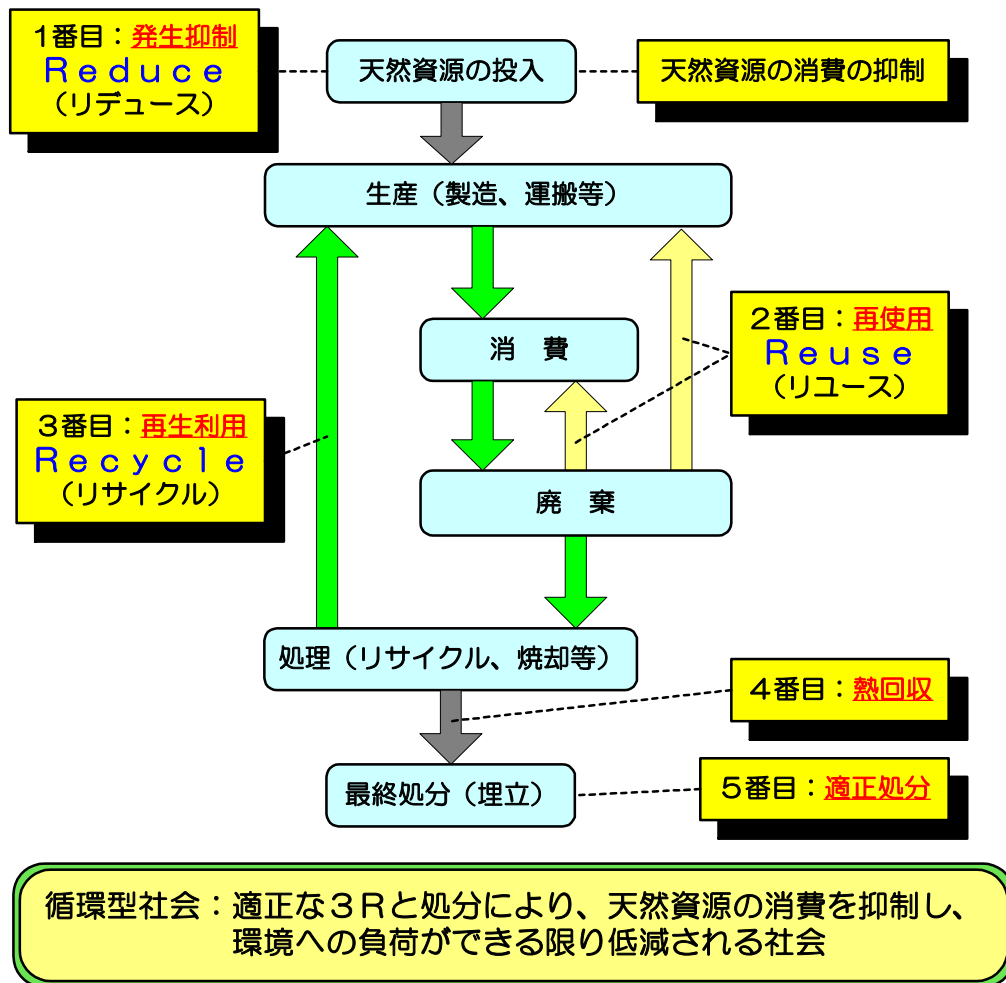


図4.1.1 循環型社会に向けた処理の優先順位（環境白書より）

本計画における「発生抑制」及び「排出抑制」のイメージを図4.1.2に示します。

「発生抑制」は「ごみになる可能性がある不用なものをなるべく生じさせないこと」、「排出抑制」は「不用になってしまったものはリユース・リサイクルを図り、なるべくごみとして出さないこと」とし、ごみの発生過程の観点から段階的に、それぞれを位置付けています。

ごみの発生抑制とは？



マイバッグ持参で
レジ袋を削減



過剰包装を断る



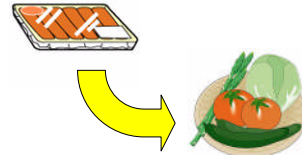
無駄な買い物をしない



リターナブルびんを活用



マイはしを持参



容器包装のないものを購入

【ごみとなるものを家庭や事業所に持込まない取り組み】

ごみの排出抑制とは？



トレーなどは店頭回収を活用



食べ残しを少なくする！



食べ残しは堆肥化



リサイクルショップの活用



フリーマーケットの活用



修理して長く物を使う



資源物回収活動



民間企業の資源化

【家庭や事業所に持込まれたものをごみとしない取り組み】

図4.1.2 「発生抑制」及び「排出抑制」に対するイメージ

こうした状況の中で、「循環型社会の構築」の一翼を担う、容器包装リサイクル法を始めとする各種リサイクル法の制定や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34号）の改正（平成17年5月）などにより、廃棄物を取り巻く社会情勢は転換期にきています。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、廃棄物の減量化に向けた基本的な減量目標値、他市町村との連携等による広域的な取り組みの実施、一般廃棄物の処理に関する事業コスト及び情報の提供の実施、一般廃棄物処理の有料化の推進などの基本方針が示されています。

こうした国の施策状況や社会情勢を踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を以下のように定めました。

基本方針1：町民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）を、町民・事業者・行政の3者が連携して実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

基本方針2：ごみの減量化及び資源化の促進・拡充

これまで行ってきた施策の促進及び拡充を行うことにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていくものとします。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分を実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。
あわせて、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行っていくものとします。

基本方針4：不法投棄への対応

不法投棄対策の取締りの強化を進めていくために、町民・事業者・行政の3者協働で情報ネットワーク構築を進めるものとします。

基本方針5：地球温暖化防止への対応

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス（CO₂など）の排出抑制に向けた取り組みを行います。

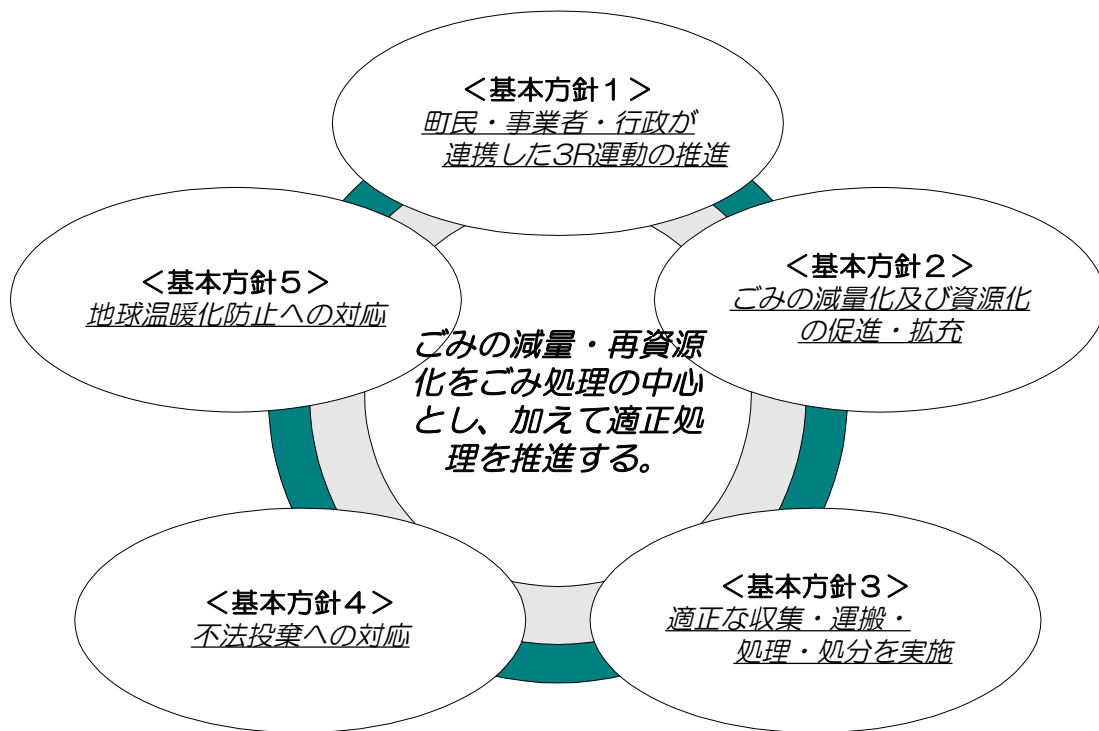


図4.1.3 基本方針のイメージ

2 計画目標年度

第1章で示しましたように、本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき本計画の目標年度を15年後の平成37年度とし、今後15年間のごみ処理に関する基本施策を設定するものとします。同時に、本計画は概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合にも見直しを行うものとします。

なお、本計画の対象地域は、本町全域とします。

- 計画対象地域：本町全域
- 計画期間：平成23年度～平成37年度（15年間）
- 基準年度：平成21年度（数値目標に対する基準年度）
- 計画目標年度：平成37年度
- 中間目標年度：平成27年度、平成32年度

3 ごみ排出量及び処理量の見込み

1) 将来推計の方法

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されています。記述をもとに、原則として人口は過去10年間（平成12年度～平成21年度）の実績値、ごみ量は過去5年間（平成17年度～平成21年度）の実績値を基本として、推計を行いました。なお、本推計は、下表に示します5つの推計式をもとに推計を実施しています。

表 4.3.1 推計式の概要

推 計 式	概 要	特 性
<p>一次傾向線</p> $Y = a + bX$	<p>最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。</p>	<p>① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。</p> <p>② 式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。</p> <p>③ 見積りが少なく出る傾向があります。</p>
<p>二次傾向線</p> $Y = a + bX + cX^2$	<p>本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では、採用されることがあります。</p>	<p>① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。</p> <p>② 逓増的・逓減的な増加または減少を示す曲線であり、</p> <p>③ 人口推定ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。</p>
<p>一次指数曲線</p> $Y = a \times b^X$	<p>過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推定値が大きくなる場合があります。</p>	<p>① 過去のデータの伸びを一定の比率で逓増または逓減させる推計式です。</p> <p>② 増加あるいは減少傾向は急激になります。</p> <p>③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。</p>
<p>べき曲線</p> $Y = c + b(X - 1)^a$	<p>比較的整合性が良く、多くの都市の人口推定に適用できます。しかし、推定値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。</p>	<p>① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。</p> <p>② 実績値が増加し続ける条件で、最も適合性が良いとされています。</p> <p>③ 多くの都市の人口推定に適用できます。</p>
<p>ロジスティック曲線</p> $Y = c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	<p>本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。</p>	<p>① 前半は加速度的に増加率が増加し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。</p> <p>② S字曲線で表現することができます。</p>

2) 人口及びごみ排出量の推計結果

推計した結果を下表に示します。

過去の実績に基づいて推計を行った結果、本町の今後のごみ排出量は、行政区域内人口が減少するのと比例して減少していくことが推測されますが、人口減の方がごみ排出量の減少割合よりも大きいいため排出原単位（g/人・日）は増加することになります。

表 4.3.2 人口及びごみ排出量の推計結果

区 分	単位	実 績		単純予測（減量化、資源化前）			H37-H21 (H21比)
		平成17年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度	
行政区域内人口 (=計画収集人口)	人	26,044	24,704	23,006	21,590	20,175	-4,529 (-18.3%)
ごみ排出量	t/年	8,216	7,751	7,673	7,583	7,459	-292 (-3.8%)
収集ごみ	t/年	5,000	4,779	4,643	4,516	4,374	-405 (-8.5%)
直接搬入ごみ	t/年	3,216	2,972	3,030	3,067	3,085	113 (3.8%)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	864	860	914	962	1,013	153 (17.8%)
収集ごみ	g/人/日	526	529	553	573	594	65 (12.3%)
直接搬入ごみ	g/人/日	338	331	361	389	419	88 (26.6%)

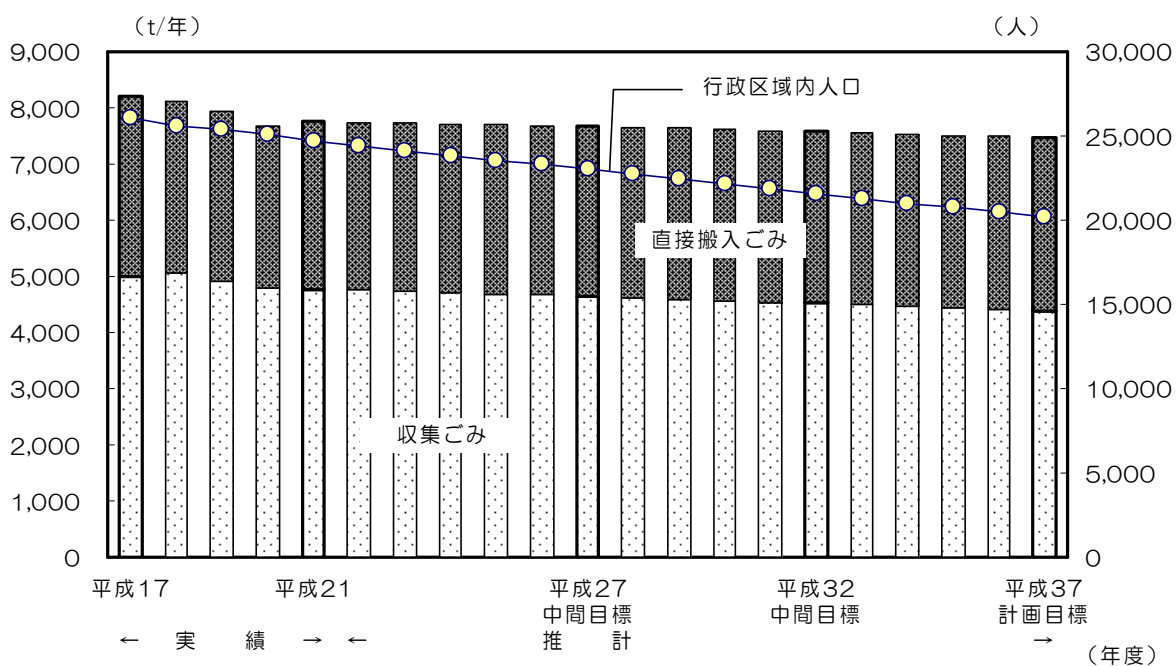


図 4.3.1 人口及びごみ排出量の予測結果

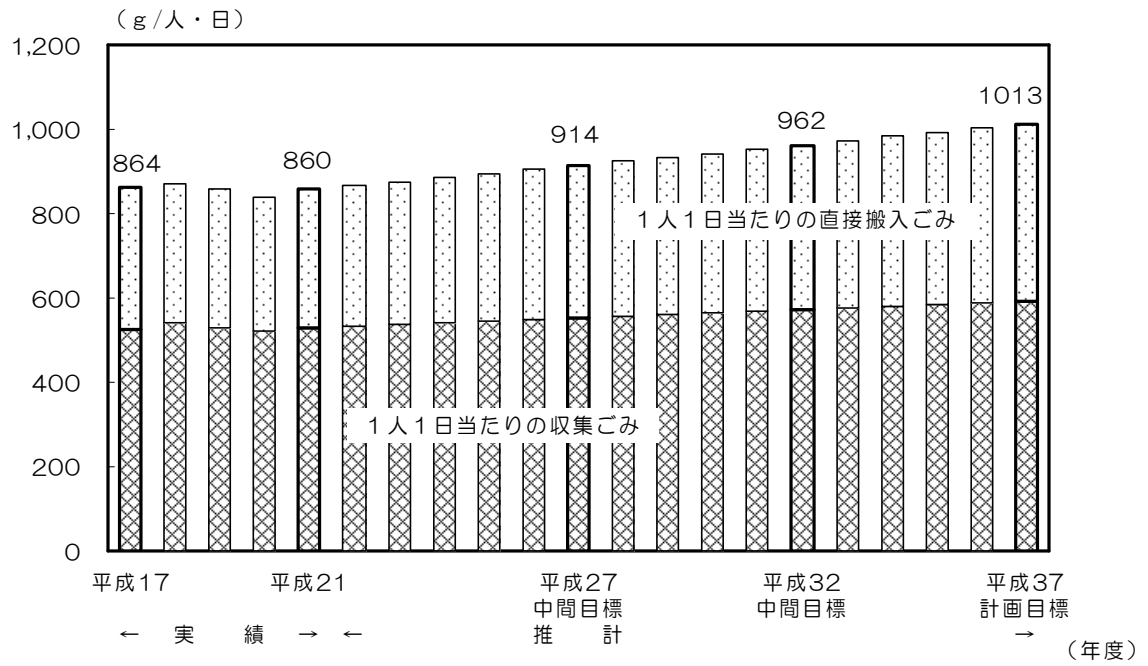


図 4.3.2 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果

4 減量化・資源化及び処理・処分にに関する目標の設定

1) 減量化及び資源化に関する目標の設定

ごみの減量化及び資源化の目標については、「鹿児島県廃棄物処理計画」に示されている割合や過去の実績に基づき次のように設定します。なお、資源ごみについては分別収集の徹底を図ることにより増加させることとします。

表 4.4.1 ごみ減量化及び資源化に関する目標

区 分		現 状 (H21 年度)	減量化目標	
			H23～27 年度	H28～37 年度
収集 ごみ	可燃ごみ	443 g/人・日	平成 21 年度実績値 に対して 10%削減	平成 27 年度の 推計値を維持
	不燃・粗大ごみ	11 g/人・日		
	資源ごみ	75 g/人・日	平成 21 年度実績値 に対して 25%増加	
直接 搬入 ごみ	可燃ごみ	7.38 t/日	平成 21 年度実績値 に対して 15%削減	平成 27 年度推計値 に対して 15%削減
	不燃・粗大ごみ	0.28 t/日		
	資源ごみ	0.48 t/日	平成 21 年度実績値 に対して 25%増加	
リサイクル率		11.8%	平成 27 年度に おいて 15.0%	平成 27 年度の 水準を維持

2) 処理・処分にに関する目標の設定

本町におけるごみ排出量は前記したとおりであります。排出されたごみは現在と同様に適正に処理・処分しなければなりません。

現在、本町の間接処理及び最終処分は、「さつま町クリーンセンター」及び「湯田最終処分場」で適正に処理・処分を実施しています。

表4.4.2 中間処理の内訳

区 分	目 標	処理施設 (処理方法)	選別割合・排出割合
可燃ごみ	現行どおり	焼却処理施設 (焼却)	焼却灰：7.4% 飛 灰：3.6%
不燃・粗大ごみ	現行どおり	粗大ごみ処理施設 (破碎・選別・資源化)	選別可燃物： 0.0% 選別埋立物：71.8% 選別資源物：28.2%
資源ごみ	現行どおり	ストックヤード(委託) (選別・資源化)	資源化：100%

※ 排出・選別割合は、平成 21 年度実績に基づき設定しました。また、それぞれの率は処理量に対する割合を示しています。

表 4.4.3 最終処分の内訳

区 分	目 標	処理・処分施設 (処分・処理方法)	体積換算係数
選別埋立物	現行どおり	管理型最終処分場	1.17 t/m ³
焼却灰			1.34 t/m ³
飛 灰			1.34 t/m ³
し尿焼却灰			1.34 t/m ³

※1 体積換算係数は、本町の実績を基に設定しています。

※2 し尿焼却灰は、平成 21 年度実績値がそのまま推移すると設定しています。

5 減量化・資源化施策実施後の推計結果

1) 行政区域内人口（＝計画収集人口）の推計結果

過去10年間の実績を基に行政区域内人口を推計した結果を下表に示します。

本町の人口推計は年々減少傾向を示していますので、将来的にも減少していくことが見込まれています。

表4.5.1 行政区域内人口（＝計画収集人口）の推計結果

区 分	単位	H17	H21	H27	H32	H37
		実 績		中間目標		計画目標
行政区域内人口 (計画収集人口)	人	26,044	24,704	23,006	21,590	20,175

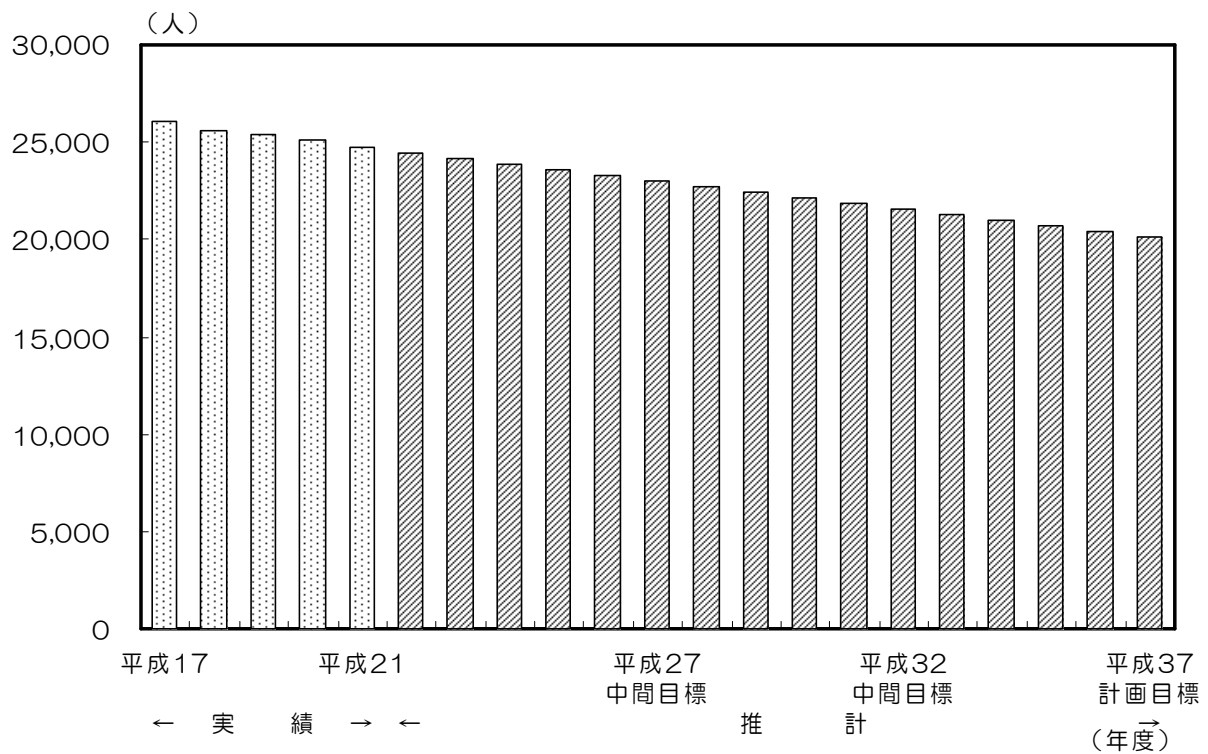


図4.5.1 行政区域内人口（＝計画収集人口）の推計結果

2) 収集ごみの推計結果

収集ごみ（可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計）の将来予測値を下表に示します。

収集ごみについては前述したごみの減量化を進めていくことにより、排出量は減少していくことが見込まれます。

表4.5.2 収集ごみの推計結果

区 分	単位	H17	H21	H27	H32	H37
		実 績		中間目標		計画目標
収集ごみ	t/年	5,000	4,779	4,223	3,964	3,704
	g/人・日	526	529	503	503	503

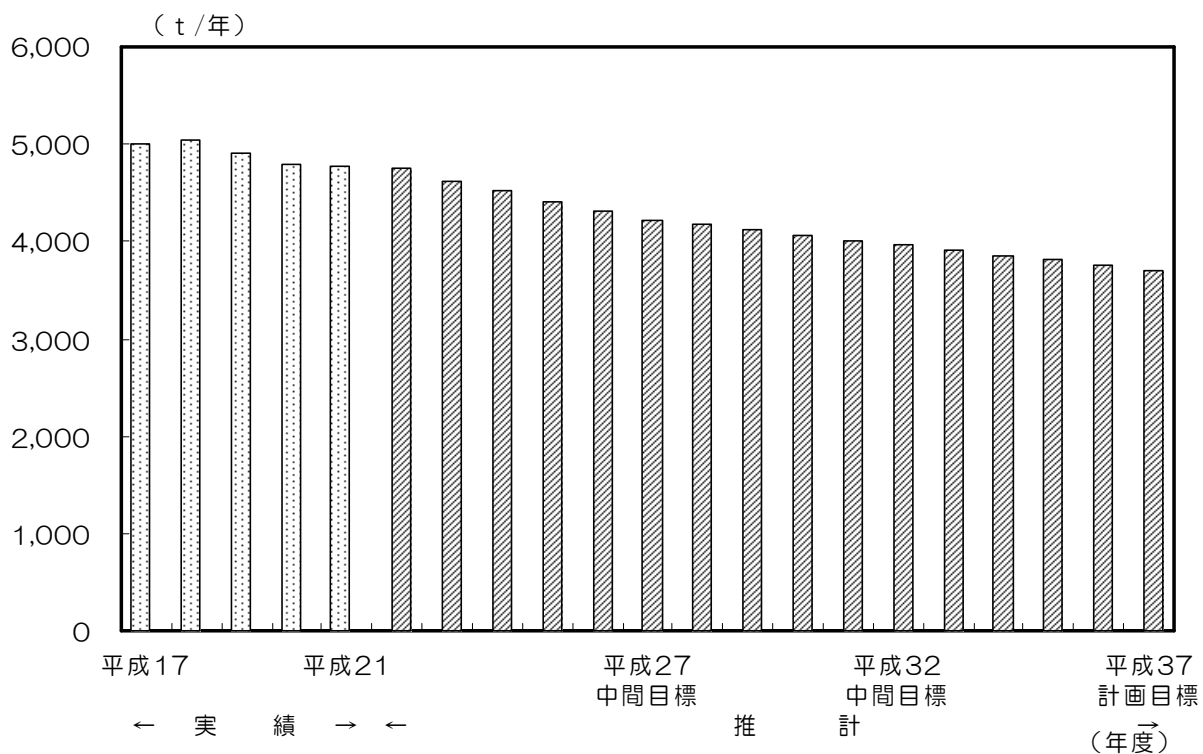


図4.5.2 収集ごみの推計結果

3) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみ（可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計）の将来予測値を下表に示します。

直接搬入ごみについては、収集ごみ同様、前述したごみの減量化を進めていくことにより排出量は減少していくことが見込まれます。

表4.5.3 直接搬入ごみの推計結果

区 分	単 位	H17	H21	H27	H32	H37
		実 績		中間目標		計画目標
直接搬入ごみ	t/年	3,216	2,972	2,596	2,383	2,168

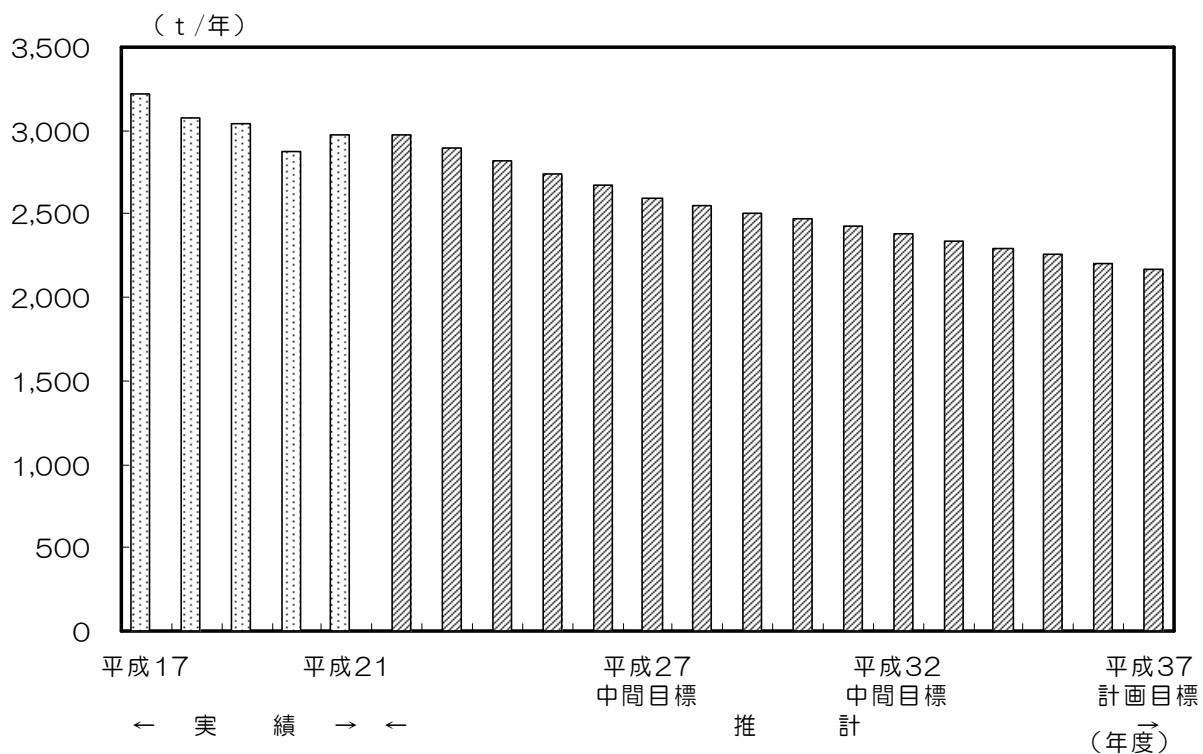


図4.5.3 直接搬入ごみの推計結果

4) 推計結果のまとめ

前述した減量化及び資源化後の本町におけるごみ排出量の推計結果をとりまとめる下表のとおりとなります。

減量化・資源化することにより、本町のごみ量は減少していくことが推測され、県の目標値や割合と同値程度となります。

表4.5.4 行政区域内人口及びごみ排出量の推計結果

区 分	単位	実 績		予測結果（減量化、資源化後）			H27-H21 (H21比)	H37-H21 (H21比)
		平成17年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度		
行政区域内人口 (=計画収集人口)	人	26,044	24,704	23,006	21,590	20,175	-1,698 (-6.9%)	-4,529 (-18.3%)
ごみ排出量	t/年	8,216	7,751	6,819	6,347	5,872	-932 (-12.0%)	-1,879 (-24.2%)
収集ごみ	t/年	5,000	4,779	4,223	3,964	3,704	-556 (-11.6%)	-1,075 (-22.5%)
直接搬入ごみ	t/年	3,216	2,972	2,596	2,383	2,168	-376 (-12.7%)	-804 (-27.1%)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	864	860	812	805	797	-48 (-5.6%)	-63 (-7.3%)
収集ごみ	g/人/日	526	529	503	503	503	-26 (-4.9%)	-26 (-4.9%)
直接搬入ごみ	g/人/日	338	331	309	302	294	-22 (-6.6%)	-37 (-11.2%)
鹿児島県目標値 (実績：H22推計値)	千t/年	—	549	491	—	—	-58 (-10.6%)	—
	g/人/日	—	880	813	—	—	-67 (-7.6%)	—

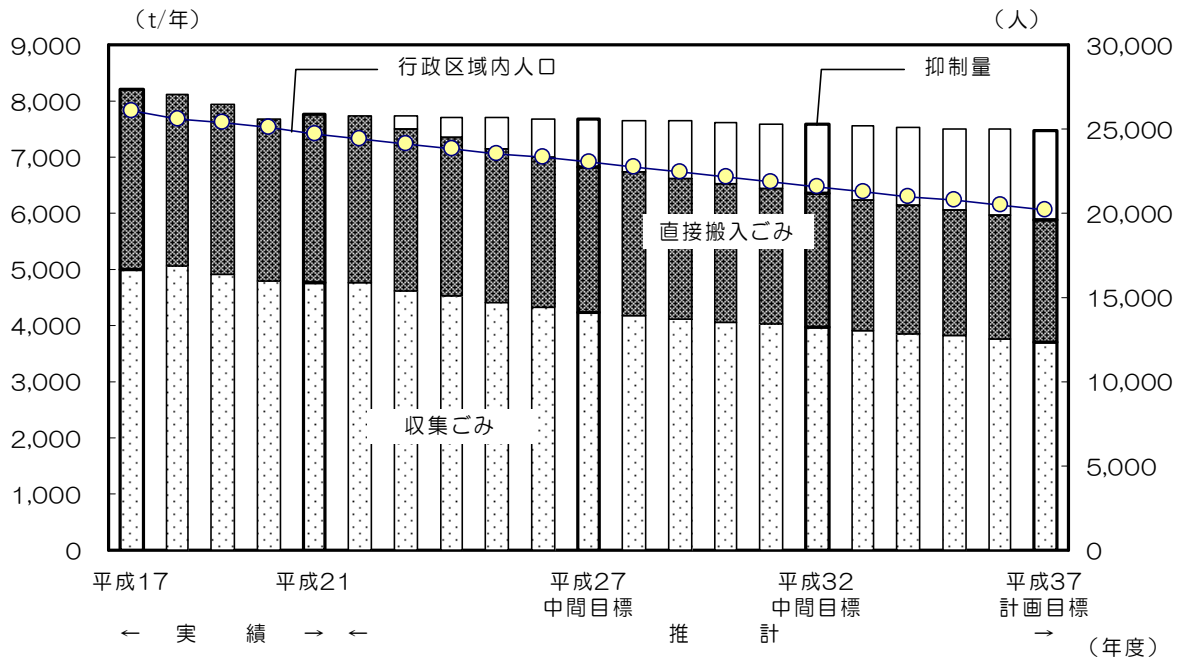


図4.5.4 行政区域内人口及びごみ排出量の推計結果

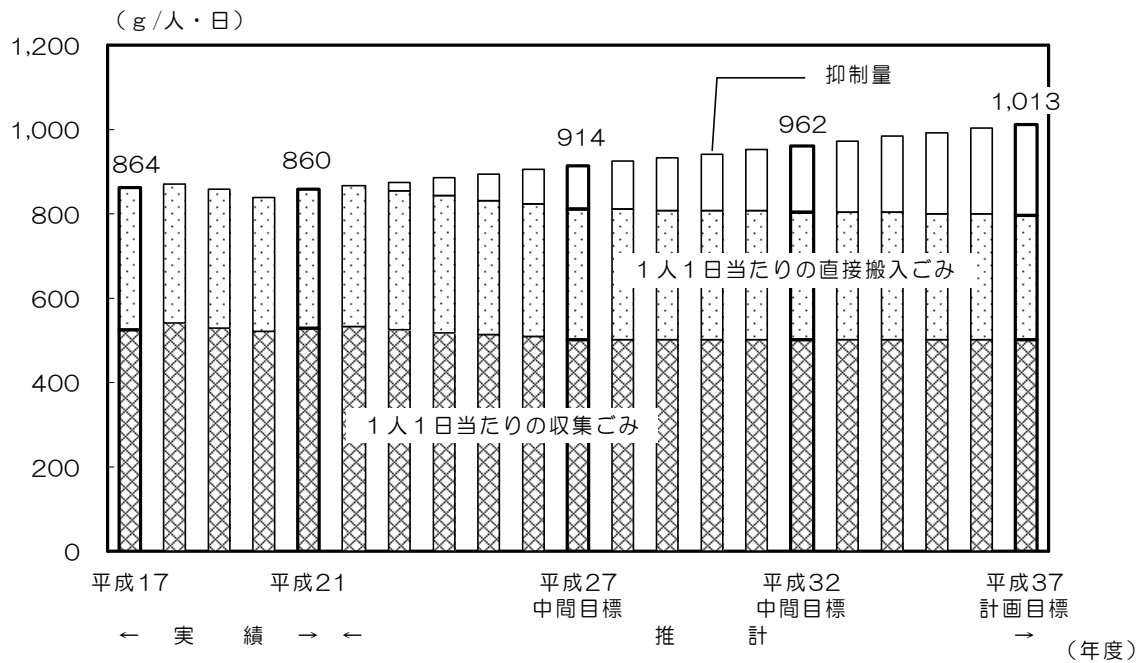


図 4.5.5 ごみ排出原単位の推計結果

表 4.5.6 本町のごみ減量化量及び資源化量の見通し（ごみ減量化・資源化後）

区	分	単位	年 度																											
			H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37							
			実績					見 通 し					中間目標	見 通 し					中間目標	見 通 し					計画目標					
抑制前	(1) 収集ごみ	可燃ごみ	実績	将来値 (予測値)	g/人・日	423	435	436	435	443	447	451	455	459	463	467	471	475	479	483	487	491	496	500	504	508				
		不燃・粗大ごみ				11	13	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
		資源ごみ				92	92	83	76	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	
		計				Σ{(1)~(3)}					526	540	531	522	529	533	537	541	545	549	553	557	561	565	569	573	577	582	586	590
	(6) 直接ごみ	可燃ごみ	実績	将来値 (予測値)	t/日	7.77	7.40	7.36	7.07	7.38	7.39	7.43	7.46	7.49	7.52	7.54	7.57	7.59	7.61	7.62	7.64	7.65	7.66	7.67	7.68	7.69				
		不燃・粗大ごみ				0.38	0.33	0.34	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	0.28	
		資源ごみ				0.66	0.70	0.63	0.54	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	
		計				Σ{(5)~(7)}					8.81	8.43	8.33	7.89	8.14	8.15	8.19	8.22	8.25	8.28	8.30	8.33	8.35	8.37	8.38	8.40	8.41	8.42	8.43	8.44
	(11) 合計	可燃ごみ	実績	将来値 (予測値)	t/年	6,857	6,771	6,721	6,564	6,691	6,681	6,685	6,685	6,683	6,681	6,673	6,669	6,661	6,652	6,637	6,627	6,611	6,602	6,585	6,566	6,548				
		不燃・粗大ごみ				245	240	236	206	206	200	199	198	197	196	194	193	192	191	190	189	188	186	185	184	183				
		資源ごみ				1,114	1,114	993	896	854	845	837	829	821	814	806	798	790	783	775	767	759	752	744	736	728				
		計				Σ{(9)~(11)}					8,216	8,125	7,950	7,666	7,751	7,726	7,721	7,712	7,701	7,691	7,673	7,660	7,643	7,626	7,602	7,583	7,558	7,540	7,514	7,486
抑制後	(13) 収集ごみ	可燃ごみ	実績	目標値 (推計値×抑制率)	g/人・日							434	425	416	408	399	399	399	399	399	399	399	399	399						
		不燃・粗大ごみ		目標値 (推計値×資源化率)		11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
		資源ごみ		79		83	86	90	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94			
		計		Σ{(13)~(15)}					524	519	512	508	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503	503		
		計		H21年度実績に対する抑制量					5.0	10.0	17.0	21.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	
		計		H21年度実績に対する抑制率										0.9%	1.9%	3.2%	4.0%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	
		資源ごみ率 (15)/(16)												15.1%	16.0%	16.8%	17.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	18.7%	
(23) 直接ごみ	可燃ごみ	実績	目標値 (推計値×抑制率)	t/日							7.16	6.94	6.72	6.49	6.27	6.16	6.04	5.93	5.82	5.71	5.59	5.48	5.37	5.25	5.14					
	不燃・粗大ごみ		目標値 (推計値×資源化率)		0.27	0.26	0.25	0.25	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20				
	資源ごみ		0.50		0.53	0.55	0.58	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60				
	計		Σ{(20)~(22)}					7.93	7.73	7.52	7.32	7.11	7.00	6.87	6.76	6.64	6.53	6.40	6.29	6.18	6.05	5.94								
	計		H21年度実績に対する抑制量					0.21	0.41	0.62	0.82	1.03	1.14	1.27	1.38	1.50	1.61	1.74	1.85	1.96	2.09	2.20								
	計		H21年度実績に対する抑制率										2.6%	5.0%	7.6%	10.1%	12.7%	14.0%	15.6%	17.0%	18.4%	19.8%	21.4%	22.7%	24.1%	25.7%	27.0%			
	資源ごみ率 (22)/(23)												6.3%	6.9%	7.3%	7.9%	8.4%	8.6%	8.7%	8.9%	9.0%	9.2%	9.4%	9.5%	9.7%	9.9%	10.1%			
(27) 合計	可燃ごみ	実績	目標値 (推計値×抑制率)	t/年							6,437	6,234	6,032	5,837	5,639	5,557	5,473	5,391	5,309	5,228	5,143	5,062	4,981	4,895	4,814					
	不燃・粗大ごみ		196		191	177	176	172	171	166	165	160	159	155	154	153	148	147												
	資源ごみ		879		916	941	977	1,008	999	989	979	969	960	950	940	931	921	911												
	計		Σ{(27)~(29)}					7,512	7,341	7,150	6,990	6,819	6,727	6,628	6,535	6,438	6,347	6,248	6,156	6,065	5,964	5,872								
	計		H21年度実績に対する抑制量					239	410	601	761	932	1,024	1,123	1,216	1,313	1,404	1,503	1,595	1,686	1,787	1,879								
	計		H21年度実績に対する抑制率										3.1%	5.3%	7.8%	9.8%	12.0%	13.2%	14.5%	15.7%	16.9%	18.1%	19.4%	20.6%	21.8%	23.1%	24.2%			
	資源ごみ率 (29)/(30)												11.7%	12.5%	13.2%	14.0%	14.8%	14.9%	14.9%	15.0%	15.1%	15.1%	15.2%	15.3%	15.4%	15.4%	15.5%			

5) 処理・処分量

以下に本町におけるごみ処理・処分量の推計結果を示します。また、次頁に各年度における処理・処分量を示します。

推計した結果、本計画目標年度である平成 37 年度の資源化率は 16.2%（対平成 21 年度+4.4%）、最終処分率（し尿焼却灰等除く、次頁表参照）は 10.8%（対平成 21 年度-0.6%）と推測されます。

表 4.5.7 処理・処分量の推計結果

区 分		単位	H17	H21	H27	H32	H37
			実 績		中間目標		計画目標
ごみ排出量		t/年	8,216	7,751	6,819	6,347	5,872
焼却処理量			6,857	6,691	5,639	5,228	4,814
資源化量	直接資源化		1,114	854	1,008	960	911
	選別資源化		92	58	47	44	40
	計 (率)		1,206 (14.7%)	912 (11.8%)	1,055 (15.5%)	1,004 (15.8%)	951 (16.2%)
最終処分量 (し尿焼却灰等含む)			980	17,168	810	759	701

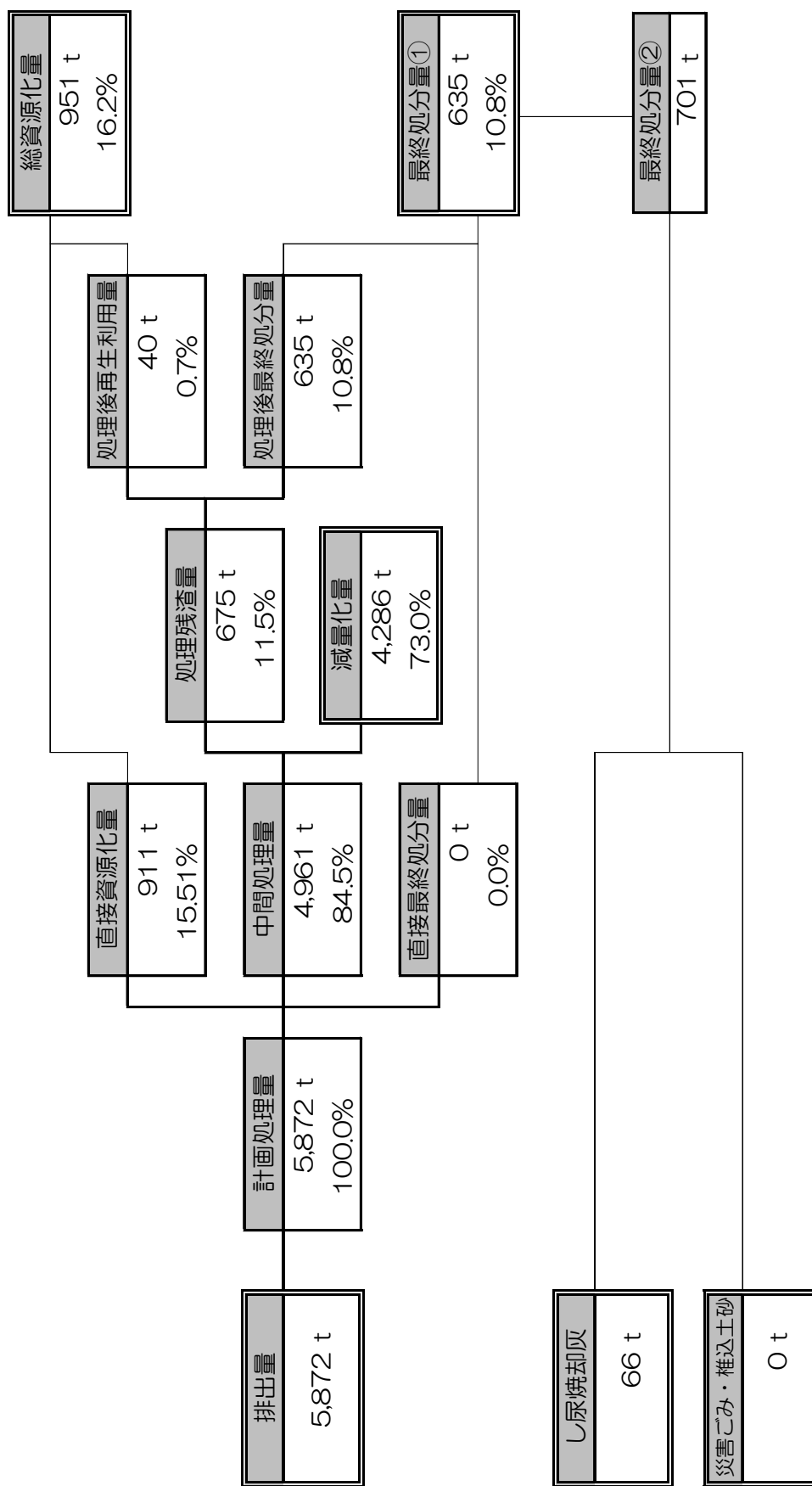


図 4.5.6 本計画目標年度（平成 32 年度）におけるごみ処理・処分フロー

6 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを図 4.6.1 に示します。

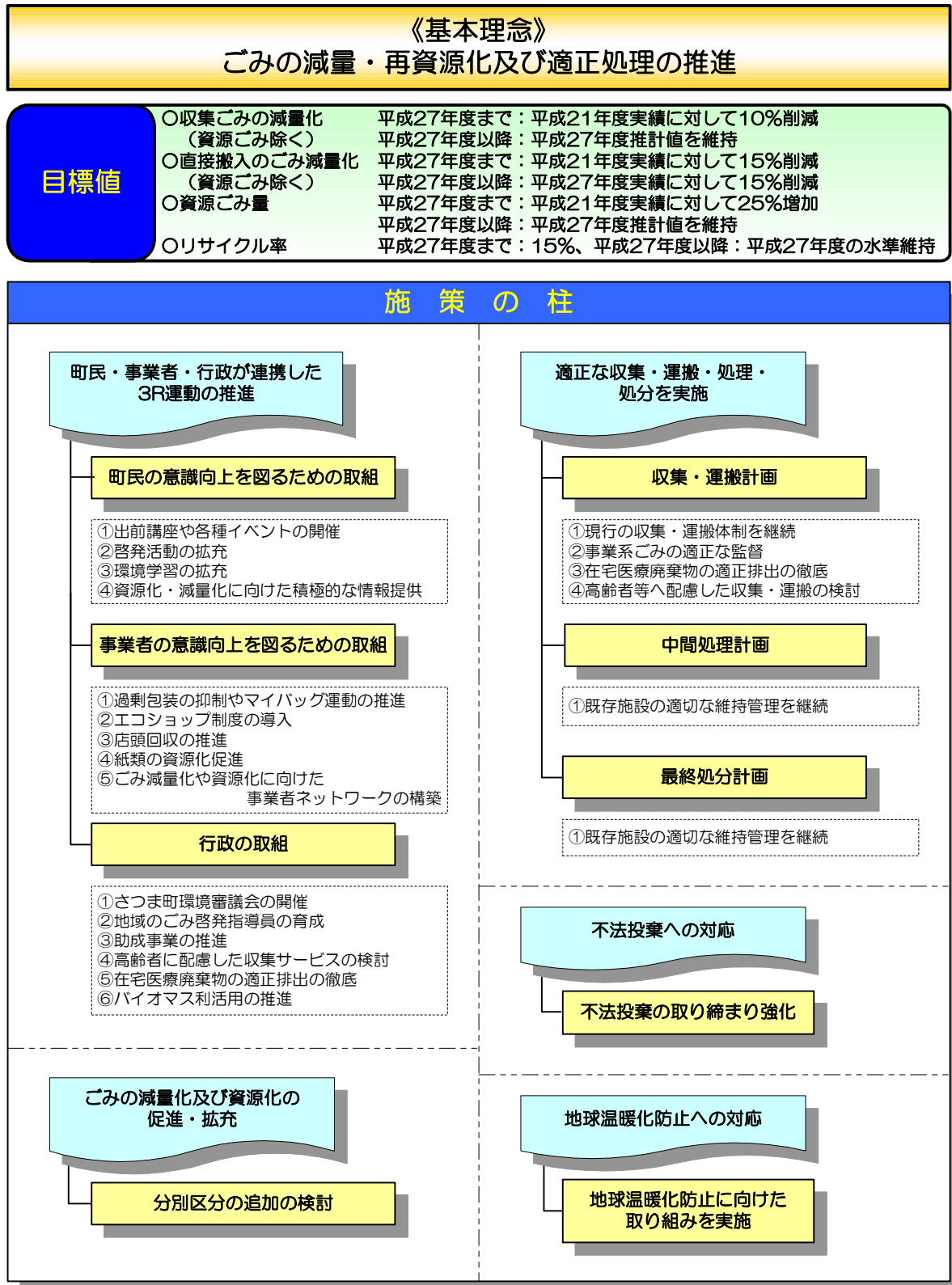


図4.6.1 ごみ処理基本計画の基本フレーム

7 ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項

1) ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための基本方針

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の基本方針は、以下のとおりです。

町民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の目標を達成するためには、町民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくためには、消費者である町民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から町民、事業者の取り組みを支援していくという行動を3者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていく必要があります。

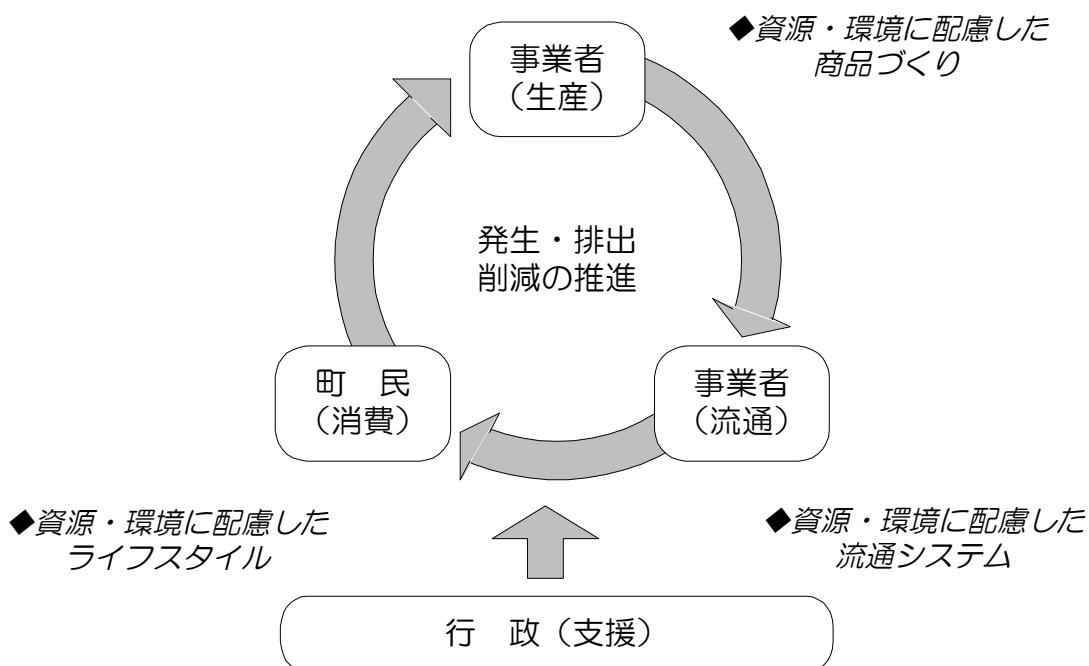


図4.7.1 ごみの発生・排出抑制及び再資源化における町民・事業者・行政の役割と連携

2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策

本町では、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、町民・事業者に対して以下のような取り組みを実施し、浸透を図っていくものとします。

(1) 町民の意識向上を図るための取り組み

町民の意識向上について、有効と判断される施策を以下に示します。

① 出前講座や各種イベントの開催

小グループでの環境講座（出前講座等）やごみ等に関する各種イベントへの参加をとおして、ごみ削減に向けた啓発を積極的に行っていきます。

② 啓発活動の拡充

町民や環境町民団体などと協働した環境イベントやフリーマーケットの開催や各種団体に対して集団回収への積極的な協力要請を行うなど、資源化の推進を図っていきます。

③ 環境学習の充実

小・中学校を対象に、ごみに関する副読本、クリーンセンター見学などを通じた教育啓発に積極的に取り組み、環境にやさしい行動のできる人づくりを進めます。

④ 資源化・減量化に向けた積極的な情報提供

店頭回収を行っている店舗、資源回収活動の状況及び生ごみ堆肥化容器の利用方法などについての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する町民の意識向上を図ります。

また、「さつまエコアクションだより」など現在本町で実施している取り組みを今後も継続することにより、ごみ減量化に繋がりがかつ町民にとって有益な情報を積極的に提供していきます。

(2) 事業者の意識向上を図るための取り組み

流通・販売事業者などの事業者の協力・推進について、有効と判断される施策を以下に示します。

① 過剰包装の抑制やマイバッグ運動の推進

事業者は、消費者が商品の購入に伴って排出するごみを少なくすることに視点を置いて、過剰包装を可能な限り控えるような取り組みに積極的に参加するよう要請します。

また、沖縄県を除く九州7県で実施している「マイバッグキャンペーン」と連携してレジ袋削減に取り組んでいきます。さらに、町内の事業者に対して「マイバッグキャンペーン」に参加するよう要請していきます。

② エコショップ制度の導入

ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店などを「エコショップ」として認定する制度を導入します。

エコショップは、リストを作成しホームページに掲載するなど消費者向けにPRしていくとともに、年に1回、特に顕著な取り組みを行っているお店を「優良エコショップ」として表彰いたします。

③ 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている資源化物の店頭回収を推進・拡大するように要請します。協力店舗については優良店舗として取り組み内容をホームページ等で公表するなど積極的に広報を行います。

④ 紙類の資源化促進

事業者に対して紙類の資源化物の分別を徹底するように啓発していきます。

また、生ごみや廃食用油などのバイオマスの利活用についても検討、実施していくよう要請していきます。

⑤ ごみ減量や資源化に向けて事業者ネットワークの構築

ごみ減量化や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みが、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換できるネットワークの構築に努めていきます。

ネットワークの構築にあたっては、事業者及び行政が連携して検討を進めていくものとしします。

(3) 行政としての取り組み

行政の取り組みとして有効と判断される施策を以下に示します。

① さつま町環境審議会の開催（さつま町環境審議会での検討）

環境保全に関する基本的事項を調査審議するための「さつま町環境審議会」において、一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事業などについて検討していきます。

② 地域のごみ啓発指導者の育成

一般廃棄物の減量化、資源化等について行政と町民をつなぐ地域の指導者となる人材の育成を進めていきます。

③ 助成事業の推進

本町では、ごみ減量化を目的とした生ごみ堆肥化容器購入に対して助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとしします。また、各種団体による資源回収活動に対しての助成についてもあわせて検討していくものとしします。

さらに、今後より一層の再生利用の充実と取り組みの強化を図るため、行政区内に資源物回収拠点を設置するとともに新たな資源回収システムの構築を進めていきます。

④ 高齢者等に配慮した収集サービスの検討

本町では、収集効率を向上させるために、ごみ集積所による収集（ステーション方式）が主体となっているため、ごみ集積所へごみを排出することが困難な高齢者や障害者の方に配慮した収集サービスが必要と考えられることから、新たな収集サービスについて今後検討していきます。

⑤ 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

在宅医療廃棄物は、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うための啓発が重要であるため、今後も啓発活動を強化していくものとします。

また、適正な処理体制の確保について医療機関との連携を図りながら検討していくものとします。

⑥ バイオマス利活用の推進

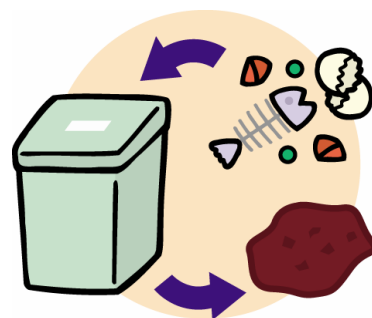
本町では、循環型社会の実現に向けた取り組みの一環として、廃棄物由来のものや、現在活用されていないバイオマス利活用について検討していきます。

具体的には、学校給食残渣の堆肥化や飼料化、間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化や堆肥化に向けた調査・研究を行っていきます。

また、廃食用油のBDF化（バイオディーゼルフューエル化：生物由来油から作られるディーゼルエンジン用の燃料）についても県内の民間業者が実施していることから、利活用等を推進していきます。



【ごみ啓発指導者】



【堆肥化】

(4) 施策の主体

これまでに示してきた施策について、取り組むべき施策の主体を下表に示しました。

表4.7.1 取り組むべき施策の主体

取り組む施策		主 体		
		町民	事業者	行政
町民の意識向上を図るための取組	①各種イベントの開催	参加	—	支援
	②啓発活動の拡充	活用	—	支援
	③環境学習の拡充	参加	協力	支援
	④資源化・減量化に向けた積極的な情報提供	活用	協力	支援
事業者の意識向上を図るための取組	①過剰包装の抑制やマイバッグ運動の推進	—	協力	支援
	②エコショップ制度の導入	—	協力	支援
	③店頭回収の推進	—	協力	支援
	④紙類の資源化促進	—	協力	指導
	⑤ごみ減量化や資源化に向けた事業者ネットワークの構築	—	連携	連携
行政の取組	①さつま町環境審議会の開催	参加	参加	支援
	②地域のごみ啓発指導員の育成	参加	—	支援
	③助成事業の推進	活用	—	支援
	④高齢者に配慮した収集サービスの検討	活用	—	支援
	⑤在宅医療廃棄物の適正排出の徹底	協力	協力	指導
	⑥バイオマス利活用の推進	協力	参加	支援

8 ごみの減量化及び資源化に関する事項

1) ごみの減量化及び資源化のための基本方針

ごみの減量化及び資源化の基本方針は、以下のとおりです。

ごみの減量化及び資源化の促進・拡充

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化の拡充を図る方針とします。

(1) ごみ減量化に関する方針

本町におけるごみの減量化に関する方針については、町民は生ごみの水切り活動や詰め替え商品の購入など減量化に向けた取り組みに協力し、事業所においては独自ルートでの資源化の推進EPR（拡大生産者責任）などの取り組みに協力することにより、ごみの減量化を図っていくものとします。本町は町民や事業所が行う取り組みを積極的に支援していくものとします。

あわせて、ごみの減量化に効果があるごみ処理の有料化の見直しについても、周辺市町の状況や課題事項などを調査・研究していくものとします。

(2) 資源化に関する方針

本町における資源化に関する方針については、現在の資源ごみである「缶類、びん類、ペットボトル、紙類、発泡・白トレイ、その他プラスチック」の適正分別が推進されるように啓発活動を強化することにより、資源物の回収量を増加させていく方針とします。

また、あわせて今後、使用済みの蛍光灯のリサイクルについても導入していくものとします。

2) 将来的な分別区分のあり方について

資源となるごみの分別収集は、ごみの再生利用を進める上で有効な方法であり、排出者がごみを出さないようにする意識改革にも繋がることから、地域の実情に応じた方法で積極的に実施していく必要があります。

同時に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月）において、標準的な分別区分として次頁表に示します3種類（類型Ⅰ～Ⅲ）が整理されています。

現在、本町の類型は類型Ⅱに近似しており標準的な分別区分となっていますが、紙製容器包装については牛乳パックのみの回収となっているため、今後のごみの減量化や資源化の進展を踏まえた上で、品目の追加などの検討を行っていくものとします。

なお、類型Ⅲへの移行については、現時点ではバイオマス利活用の検討（エネルギー

一回収施設等)を実施していないため、今回の計画期間内は実現に向けての検討を進めていくものとします。

表4.8.1 標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分	
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	—	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				—
	④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
	⑤ 燃やさないごみ				
	⑥ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑦ 粗大ごみ					
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	◎	
		①-2 ガラスびん		◎	
		①-3 ペットボトル		◎	
		①-4 プラスチック製容器包装		◎	
		①-5 紙製容器包装		牛乳パック	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			◎	
	④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			◎	
	⑤ 燃やさないごみ			◎	
	⑥ その他専用の処理のために分別するごみ			—	
	⑦ 粗大ごみ			◎	
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	—	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
		①-4 プラスチック製容器包装			
		①-5 紙製容器包装			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				
④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）					
⑤ 燃やさないごみ					
⑥ その他専用の処理のために分別するごみ					
⑦ 粗大ごみ					

※表中の◎は実施している分別区分です。

9 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

1) 基本方針

本町における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本方針は、以下のとおりです。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

2) 収集・運搬計画

本町における収集・運搬計画の方向性を以下に示します。

(1) 現行の収集・運搬体制を継続

本町の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針とします。(表 3.6.1 参照)

ただし、今後、資源回収率の向上を図っていくことを目的として紙製容器包装の拡充や使用済みの蛍光灯の分別について検討していることから、分別収集が開始された場合は回収量等を鑑みて収集・運搬体制の見直しを実施していくものとします。

また、高齢者や障害者の方に配慮した収集サービスや在宅医療廃棄物の増加に対する対応等についても検討していくことから、これらが実施段階になった場合においても収集頻度等を含めて収集・運搬体制の見直しを実施します。

(2) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の検査等を実施していきます。また、こうした取り組みが進展するように監督・指導していきます。

表 4.9.1 収集・運搬計画量の見込み（施策実施後、収集ごみのみ）

年 度	単 位	平成21年	H27	H32	H37
		実績	中間目標		計画目標
可燃ごみ	t / 年	3,998	3,350	3,144	2,938
不燃・粗大ごみ		103	84	79	74
資源ごみ		678	789	741	692
計		4,779	4,223	3,964	3,704

3) 中間処理計画

本町における中間処理計画の方向性を以下に示します。

(1) 既存施設の適切な維持管理を継続

本町の焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めるものとします。

しかしながら、各施設とも稼働後 13 年目を迎えており、その間、必要に応じて補修・整備等を実施してきましたが、設備・装置において部分的に腐食等の老朽化が進行しているため、今後は補修箇所や補修頻度の増加が予測される状況にあります。このため、費用対効果を含めた中・長期的な観点からの補修・整備計画について立案、実施していくものとします。

将来的な中間処理量の推移を下表に示します。

表 4.9.2 中間処理量の見込み（施策実施後）

年 度	単 位	平成21年	H27	H32	H37
		実績	中間目標		計画目標
焼却処理量	t /年	6,691	5,639	5,228	4,814
粗大ごみ処理量		206	172	159	147
計		6,897	5,811	5,387	4,961

4) 最終処分計画

本町における最終処分計画の方向性を以下に示します。

(1) 既存の最終処分場の延命化及び適正な維持管理の継続

本町の最終処分場については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、延命化に努めるものとします。将来的な最終処分量は下表のとおりです。

表 4.9.3 最終処分量の見込み（施策実施後）

年 度	単 位	平成21年	H27	H32	H37
		実績	中間目標		計画目標
焼却灰	t /年	497	416	387	358
飛灰		239	204	189	171
選別残渣		148	124	117	106
し尿焼却灰		66	66	66	66
災害ごみ・椎込土砂		16,218	—	—	—
計		17,168	810	759	701

10 不法投棄への対応

1) 基本方針

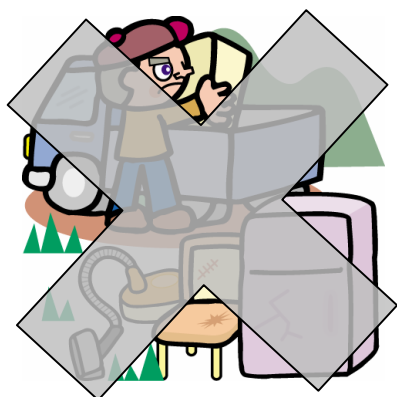
本町における不法投棄に関する基本方針は、以下のとおりです。

不法投棄の取り締まり強化

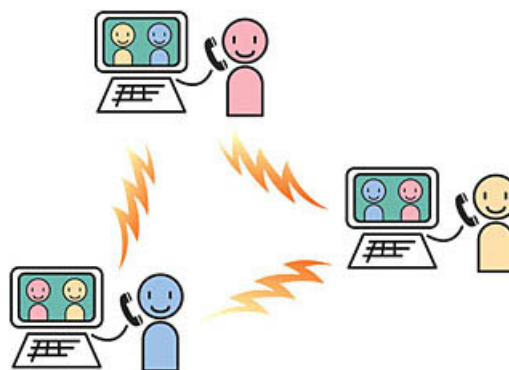
地域における不法投棄常習現場の一掃を図るため、町民・事業者・行政が一体となってポイント的に回収を行うとともに、不法投棄の取り締まりを強化していきます。

また、公共施設ロビー等を活用した不法投棄現場写真パネル展示を実施し、環境意識の醸成・向上を図っていきます。

あわせて、不法投棄撲滅に向けて、町民・事業者・行政の3者による情報ネットワークを構築することにより、より効果的な不法投棄の取り締まりが可能と考えられることから、今後の不法投棄対策のあり方について調査・研究を行っていく方針とします。



【不法投棄の撲滅！】



【町民・事業者・行政によるネットワークの構築】

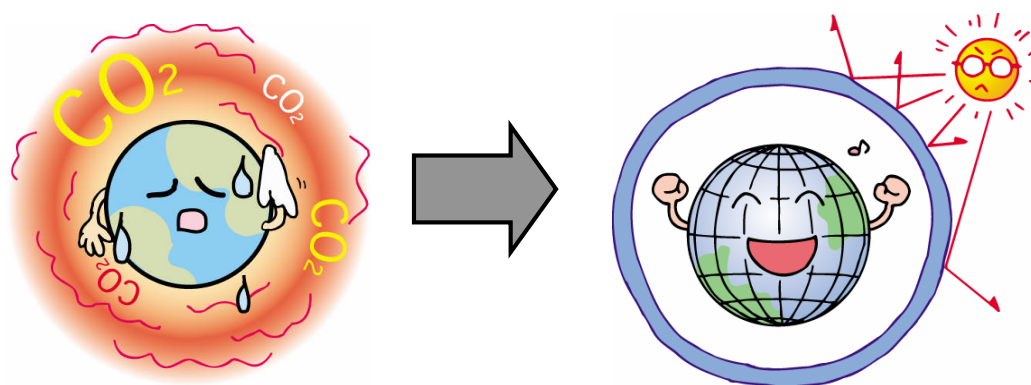
11 地球温暖化防止への対応

本町における地球温暖化防止に関する基本方針は、以下のとおりです。

地球温暖化防止に向けた取り組みを実施

一般廃棄物処理に関しては「ごみの減量化とリサイクルの徹底」が、地球温暖化防止への取り組みの一つとして考えられることから下記に示す対策を実施していきます。

- ◆レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行います。
- ◆生ごみ堆肥化容器の活用を推進するための対策を検討します。
- ◆グリーンマークやエコマークの付いた環境に優しい商品の購入を推奨します。
- ◆天然ガスを燃料とした収集車両やハイブリット式収集車両の導入を検討します。
- ◆分別の徹底や資源化を推進することにより、焼却施設から発生する温室効果ガスを削減します。



【地球温暖化の防止】

12 その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②PCB使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

PCB使用製品はメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、町民に対しても適正排出の協力を要請します。

感染性廃棄物については、医師会の方針として、医療機関から発生するものすべてを特別管理産業廃棄物許可業者へ委託することを推進しています。したがって、現在では、ほとんどの医院等が許可業者による委託処理を行っています。よって、本町ではこうした排出者による処理・処分を推進するために、排出事業者への適正処理の指導等を行っていくものとします。

2) 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25インチ以上のテレビ、③250ℓ以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについても、全日本ベッド工業会において、一括して指定一般廃棄物処理業者としての申請が行われ、認められている（厚生省生衛 水道環境部環境整備課 事務連絡平成11年6月29日）ことから、業者による処理が今後行われることとなります。なお、本町では処理できないごみとして下表に示すようなものを指定しており、販売店等による引き取りを指導しています。

表4.12.1 本町で処理できないごみ

項 目	内 容
適正処理困難物	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、液晶テレビ、プラズマテレビ、パソコン本体、モニター、ノートパソコン、タイヤ・ホイール、マットレス、プロパンガスボンベ、バッテリー、農薬（薬品）、消火器、農機具・農業用ビニール、車・バイクの部品、建築廃材（スレート・瓦）、太陽熱温水器 など

3) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていないため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成10年6月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、次頁に掲げるものが対

象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機
- 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機（平成 21 年 4 月～）

本町においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、引き取りは家電の小売店が実施することとしています。

4) 家庭系パソコンリサイクル

平成 15 年 10 月 1 日より「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。

本制度は、平成 12 年より産業構造審議会及び環境省パソコンリサイクル検討会において審議が開始され、平成 15 年 4 月に改正省令の公布がなされたものです。

本制度の特徴は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を「前払い方式」で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負う、という点にあり、家電 4 品目の際に問題となった排出時の処理費用支払いを嫌う町民等による不法投棄問題が、中長期的に解決されることが期待されています。

また、「前払い方式」が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。

一方で、PCリサイクルマークが付いていないパソコンについては、回収費用、リサイクル費用を負担する必要があるため、旧型のパソコンについては家電 4 品目と同等な問題が発生する可能性もありますが、パソコンについては中古市場が活発化しているため、この市場へ流れていくことも考えられることから今後の市場動向を確認する必要があります。

本町においても、パソコンについてはメーカーが自主回収する品目としていますが、前述したようにPCリサイクルマークが付いていないパソコンについては今後の動向を確認していく必要があると考えています。下表に回収の対象となる品目を示します。

表4.12.2 回収対象品目

項 目	内 容
回収対象品目	デスクトップパソコン（本体）、パソコン用ブラウン管ディスプレイ、パソコン用液晶ディスプレイ、デスクトッパー体型パソコン、ノート型パソコン、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル（ただし、標準添付品に限る）
対象外品目	プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、PDA、マニュアル本、CD-ROM 等

5) 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理

使用済の電気電子機器（小型家電）については、各種リサイクル法の対象ではないため廃棄されても資源が十分に回収されていないのが現状ですが、これら電気電子機器には小型化や高機能化等を目的としたレアメタルが利用されています。

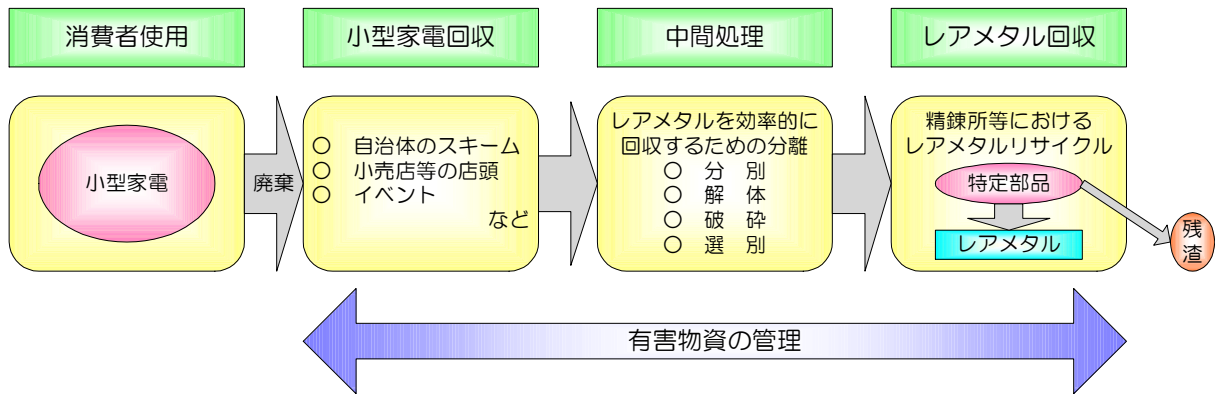
レアメタルについては、その産地に係る地域偏在性や急激な価格変動による供給リスクがあることから安定供給の確保が必要とされています。特に、我が国における小型・高性能な製品へのレアメタルの使用量は多く、使用済製品を鉱石に見立てて「人工鉱床」や「都市鉱山」と呼ばれ、国内で廃棄されるレアメタル等の鉱物資源は相当の規模であるとも言われています。

しかしながら、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多くレアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理の検討が必要となってきます。

このような状況のなか、資源の有効利用への関心の高まりなどを背景に、近年、使用済み小型家電からレアメタルや貴金属のリサイクルに取り組む自治体や企業が出始めています。環境省や経済産業省においてもレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指して使用済小型家電の回収モデル事業が実施されており、各種課題に対する検討がなされています。なお、九州圏内においては、北九州市、福岡市、大牟田市、筑後市、大木町、水俣市がレアメタル回収のモデル事業に参加しており、店舗や公共施設等を利用した回収を行っています。

以下に、回収・リサイクルのイメージ及び大牟田市の回収方法等を示します。

本町においても今後、国や周辺市町の動向、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価、費用対効果等を踏まえながらレアメタルのリサイクルシステムの構築に向けて取り組んでいく必要があると考えています。



(環境省・経済産業省における研究会とりまとめ資料より)

図 4.12.1 使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ

表 4.12.3 大牟田市モデル事業の回収方法等（福岡県モデル事業計画より）

区分	内容
回収方法	回収BOX（市役所、教育機関、大規模店舗等）：定期的に回収（委託業者） 不燃ごみ収集：既存の収集方法
回収品目	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯型テレビ、小型ゲーム機、電子辞書、電卓、HDD、リモコン、電子機器付属品、携帯電話

6) 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時の廃棄物処理をより適切かつ効率的に実施していただくために、地域防災計画等の周知や広域的な協力体制の確保を図り、周辺地域との連携体制を構築していきます。なお、災害時に発生する廃棄物の集積場所等の候補地については次のとおりとします。

- 仮置場：さつま町クリーンセンター敷地内、さつま町最終処分場、その他公共施設敷地内
- 最終処分場：さつま町最終処分場

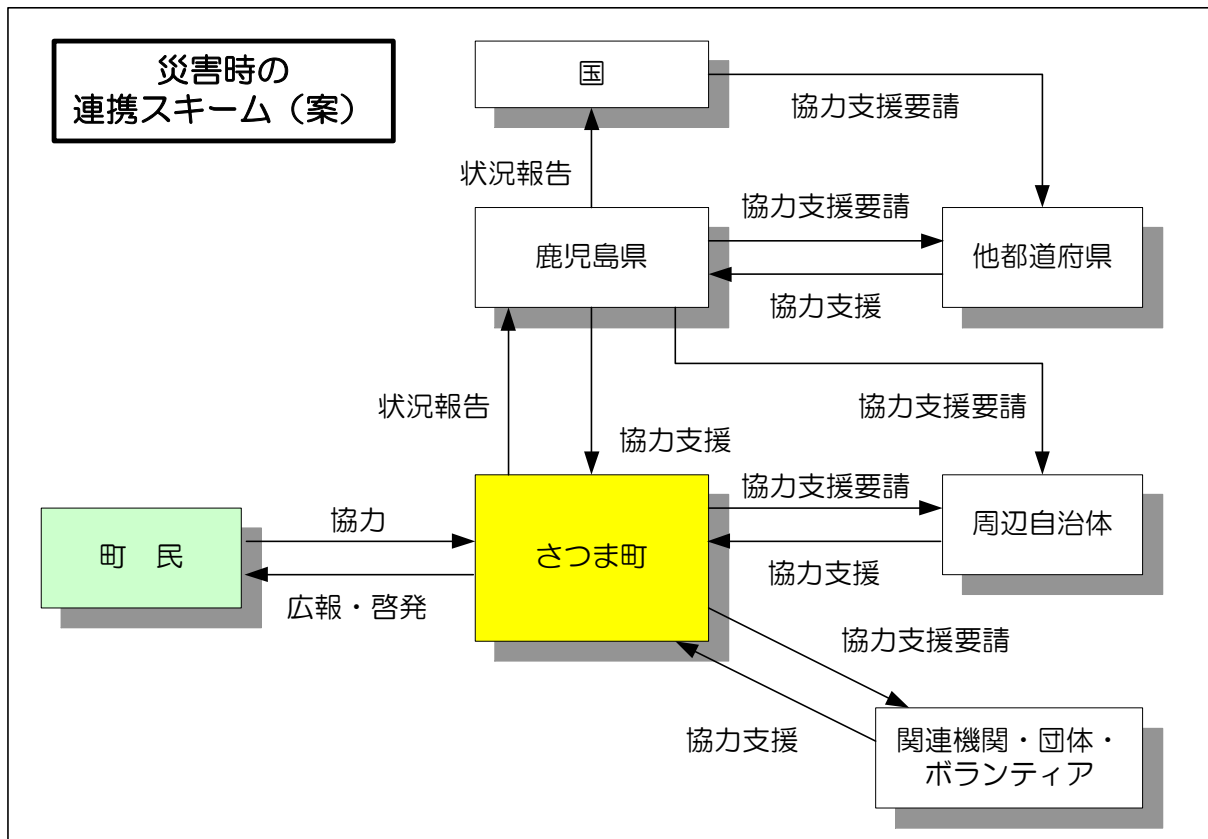


図 4.12.1 災害発生時の連携スキーム (案)

13 推進体制

前述した各種施策は、行政だけの取り組みで推進できるものではありません。町民・各種団体等、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働のしくみを築き、実行することで初めて実現が可能となります。

行政は、これらのしくみを築くために、施策の推進に向けた組織づくりや意見交換する場の提供に努めます。

また、全国的な対応が必要と思われることについては、周辺市町との連携や国・県に対する働きかけを行います。

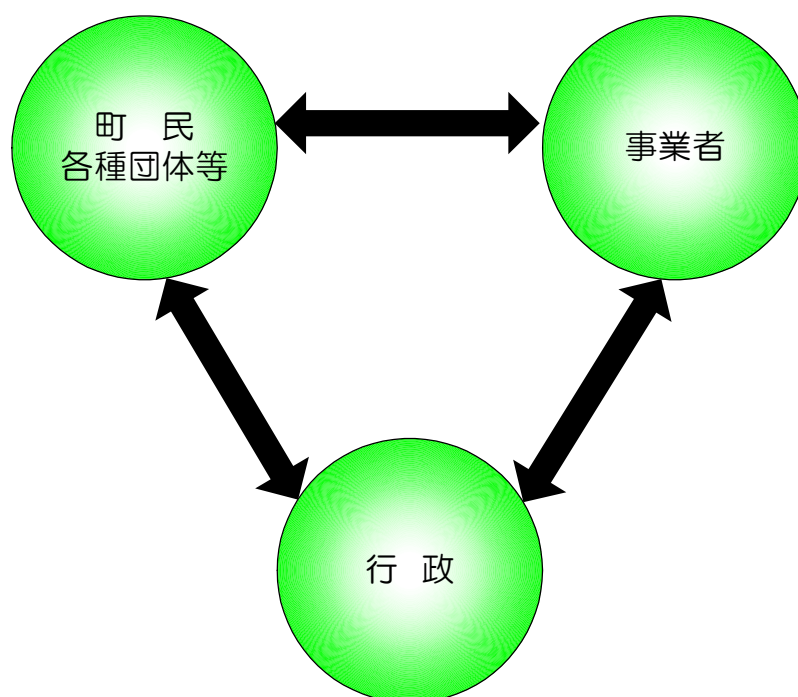


図 4.13.1 町民・各種団体等、事業者、行政のパートナーシップと協働

第5章 生活排水処理の現状と分析

1 さつま町における生活排水処理の現状

1) 生活排水処理体系

生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を合わせて処理する方法と、し尿のみを処理する方法に分けられます。

本町におけるし尿と生活雑排水を合わせて処理する方法としては、農業集落排水施設の集合処理施設と小型合併処理浄化槽による戸別処理する方法があり、処理水は公共用水域に放流されています。

しかし、集合処理施設及び合併処理浄化槽は、風呂排水、洗濯排水、台所排水等の生活雑排水もし尿と併せて処理しますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

また、本町のし尿は農業集落排水施設、合併処理浄化槽及びみなし（単独処理）浄化槽で処理される場合と汲み取り便槽に貯留される場合に区分され、浄化槽汚泥やし尿として本町が管理するし尿処理施設（さつま町環境センター）へ全量搬入し、処理しています。

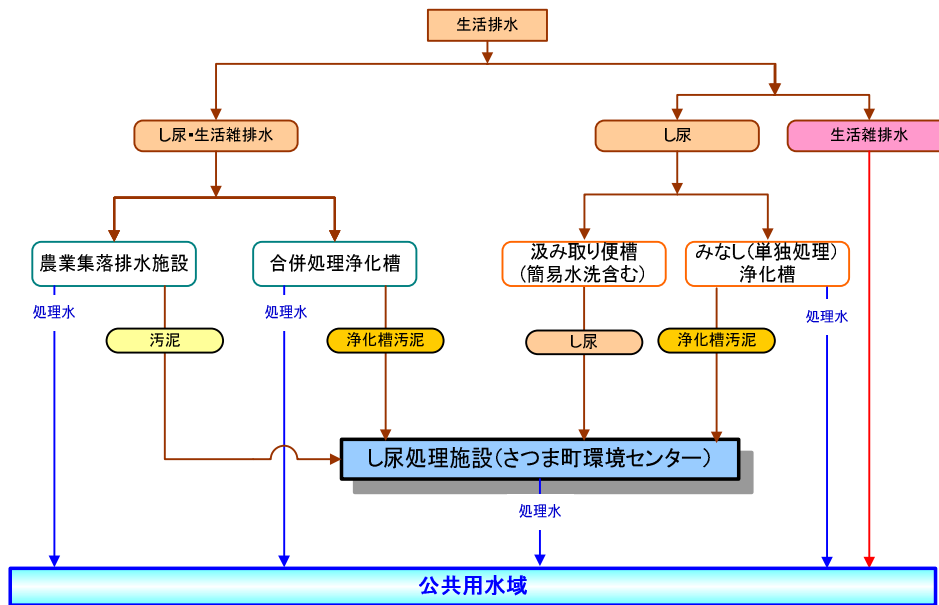


図 5.1.1 さつま町における生活排水処理・処分体系(平成 22 年度末現在)

表 5.1.1 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

処 理 施 設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
農業集落排水施設	○	○	—	さつま町
合併処理浄化槽	○	○	—	個人等
単独処理浄化槽	○	—	—	個人等
し尿処理施設	○	—	○	さつま町

○：該当あり —：該当なし

2) 生活排水処理施設の整備状況

本町の生活排水処理形態別人口（年度末）実績は、次頁表に示すとおりです。

汚水衛生処理率は、小型合併処理浄化槽の整備普及及び農業集落排水施設の整備により、平成 21 年度現在の汚水衛生処理率は 53.1%となっています。

(1) 合併処理浄化槽人口

本町では農業集落排水施設の整備区域以外の地域・地区において小型合併処理浄化槽を主体に設置普及に努めており、平成 21 年度末現在の合併処理浄化槽人口は 11,883 人で、行政区域内人口に対して約 48.1%を占め、経年的に増加傾向にあるものの、近年、増加数は鈍化傾向にあります。

(2) 農業集落排水処理人口

平成 21 年度末現在の農業集落排水人口は 1,235 人で、行政区域内人口に対して約 5.0%を占めています。

(3) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや農業集落排水施設管渠への接続により、経年的に減少傾向にあり、平成 21 年度末現在、単独処理浄化槽人口は 3,459 人で、行政区域内人口に対して約 14.0%を占めています。

なお、平成 12 年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本町では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- 単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

(4) 非水洗化人口

計画収集人口は経年的に減少傾向にあり、平成 21 年度末現在、計画収集人口 8,127 人で、行政区域内人口に対して約 32.9%を占めています。

なお、行政区域全域を収集対象区域としていることから、自家処理人口はないものとしています。

表 5.2.2 生活排水処理形態別人口の推移

年 度 項 目	単 位	各年度3月31日現在(外国人登録者含む)				
		H17	H18	H19	H20	H21
行政区域内人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
計画処理区域内人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非水洗化	人	11,199	10,353	9,613	8,799	8,127
	%	43.0	40.4	37.9	35.1	32.9
計画収集人口	人	11,199	10,353	9,613	8,799	8,127
	%	43.0	40.4	37.9	35.1	32.9
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水洗化	人	14,845	15,272	15,753	16,271	16,577
	%	57.0	59.6	62.1	64.9	67.1
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浄化槽人口	人	14,845	15,272	15,753	16,271	16,577
	%	57.0	59.6	62.1	64.9	67.1
合併処理人口	人	9,949	10,455	10,958	11,457	11,883
	%	38.2	40.8	43.2	45.7	48.1
農業集落排水処理人口	人	1,198	1,204	1,218	1,279	1,235
	%	4.6	4.7	4.8	5.1	5.0
単独処理人口	人	3,698	3,613	3,577	3,535	3,459
	%	14.2	14.1	14.1	14.1	14.0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

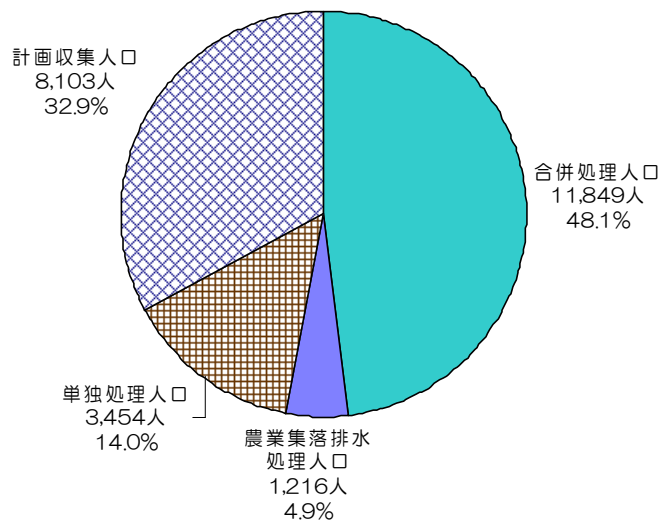


図 5.1.2 生活排水処理形態別人口の割合 (平成 21 年度)

3) 汚水衛生処理率の推移

本町における水洗化人口と汚水衛生処理率の推移を以下に示します。

本町の汚水衛生処理率は、小型合併処理浄化槽整備事業の推進を基本に、個別排水処理施設整備事業の整備により、平成 21 年度において 53.1%となっており、本町の生活排水処理の状況は継続して向上しているものと言えます。

表 5.12.3 水洗化人口と汚水衛生処理率の推移

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
行政区域内人口〔人〕	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
水洗化人口〔人〕	11,147	11,659	12,176	12,736	13,118
合併処理浄化槽人口〔人〕	9,949	10,455	10,958	11,457	11,883
農業集落排水処理人口〔人〕	1,198	1,204	1,218	1,279	1,235
汚水衛生処理率	42.8%	45.5%	48.0%	50.8%	53.1%

※表中の汚水衛生処理率は「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しました。

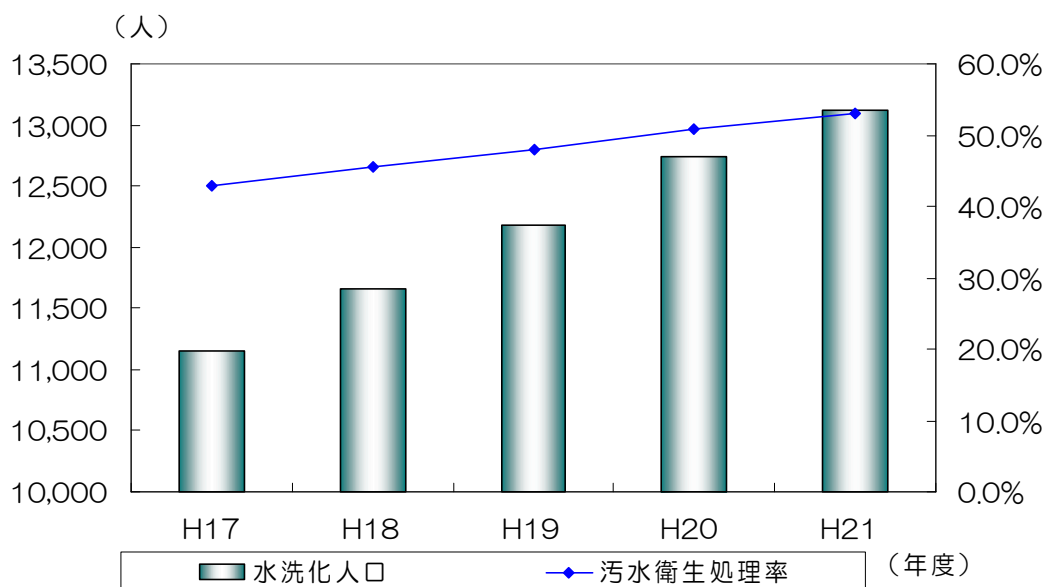


図 5.1.3 水洗化人口と汚水衛生処理率の推移

4) 合併処理浄化槽設置整備事業

本町では、合併処理浄化槽の設置推進の一環として、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。（ただし、大字時吉、大字広瀬及び大字田原のうち農業集落排水施設整備区域は除きます。）

また、今年度より新たに既存の単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に更新する場合に補助金を上乗せして交付します。（ただし、建築物の建て替えによる場合は除く。）

〔手続き方法〕

補助金を受けるための手続きは次のとおりです。手続きに不備や違反があれば、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

- 1 浄化槽設置届出書の提出
役場を通じて、保健所もしくは北薩地域振興局へ提出します。
- 2 補助金交付申請書の提出
工事着工前に提出して、補助金の交付決定を受けてください。
※補助金の交付決定を受ける前の工事着工はできません。
- 3 浄化槽の工事
- 4 実績報告書及び工事完了検査申請書の提出
町の職員が完了検査を行います。
※工事完了後、30日以内に提出してください。
- 5 補助金交付請求書の提出
実績報告書に添付して提出してください。
- 6 補助金の交付
検査合格の場合、概ね2週間で交付します。
申請された方の銀行か農協口座へ振り込みます。

表 5.1.4 さつま町合併浄化槽設置費補助金交付条件

〔22年度の浄化槽補助金額〕

人 槽	補助額	上乗せ補助額
5人槽	332,000 円	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新に要する経費のうち、9万円を限度とする。 (ただし、建築物の建て替えによる場合は除く)
7人槽	414,000 円	
0人槽	548,000 円	

表 5.1.5 合併処理浄化槽設置基数の推移

区 分	単位	年 度						
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	
設置基数	5人槽	基	104	84	87	81	96	84
	7人槽	基	62	50	52	55	52	34
	10人槽	基	7	7	7	1	3	3
	合 計	基	173	141	146	137	151	121
	単独撤去費	基	0	0	0	0	0	1
補助事業	計画利用人員	人	1,024	840	869	800	874	688
対象分	実利用人員	人	538	422	437	368	323	325
合 計	累 計	人	538	960	1,397	1,765	2,088	2,413

表 5.1.6 合併処理浄化槽人口の推移

項 目	単位	年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
行政区域内人口 (A)	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
合併処理浄化槽人口 (B)	人	9,949	10,455	10,958	11,457	11,883
人口普及率 (B/A)	%	38.2%	40.8%	43.2%	45.7%	48.1%

5) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本町における処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移を、下表に示します。

本町のし尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、合併処理浄化槽事業の普及を背景に減少傾向となっています。

同様に、し尿の収集量も減少傾向となっており、排出割合は平成 21 年度実績でし尿が 36.8%、浄化槽汚泥が 63.2%とほぼ浄化槽汚泥が主体となる傾向にあります。

表 5.1.7 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

項 目	単 位	年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
行政区域内人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
計画処理区域内人口	人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
非水洗化	人	11,199	10,353	9,613	8,799	8,127
計画収集人口	人	11,199	10,353	9,613	8,799	8,127
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化	人	14,845	15,272	15,753	16,271	16,577
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	14,845	15,272	15,753	16,271	16,577
合併処理人口	人	9,949	10,455	10,958	11,457	11,883
農業集落排水処理人口	人	1,198	1,204	1,218	1,279	1,235
単独処理人口	人	3,698	3,613	3,577	3,535	3,459
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
年間収集量	kl/年	20,392	21,126	21,676	21,761	19,551
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
し尿	kl/年	7,956	7,838	7,552	7,472	7,185
	%	39.0	37.1	34.8	34.3	36.8
浄化槽汚泥	kl/年	12,436	13,288	14,124	14,289	12,366
	%	61.0	62.9	65.2	65.7	63.2
日平均収集量	kl/日	55.9	57.9	59.4	59.6	53.6
し尿	kl/日	21.8	21.5	20.7	20.5	19.7
浄化槽汚泥	kl/日	34.1	36.4	38.7	39.1	33.9
増減指数	%	100.0	103.6	106.3	106.7	95.9
し尿	%	100.0	98.5	94.9	93.9	90.3
浄化槽汚泥	%	100.0	106.9	113.6	114.9	99.4
1人1日平均排出量	ℓ/人・日	1.95	2.07	2.15	2.33	2.42
し尿	ℓ/人・日	1.95	2.07	2.15	2.33	2.42
浄化槽汚泥	ℓ/人・日	2.30	2.38	2.46	2.41	2.04

6) し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の原単位の推移を、下表及び下図に示します。

本町のし尿及び浄化槽汚泥の原単位の推移は、し尿の原単位はほぼ横ばいで推移していますが、浄化槽汚泥の原単位は緩やかな増加傾向となっています。本町の排出原単位は、し尿及び浄化槽汚泥ともに全国平均と比較して高い値となっています。

表 5.1.8 し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

区分	単位	年 度					平均	最大	最小
		H17	H18	H19	H20	H21			
し尿	ℓ/人・日	1.95	2.07	2.15	2.33	2.42	2.18	2.42	1.95
浄化槽汚泥	ℓ/人・日	2.30	2.38	2.46	2.41	2.04	2.32	2.46	2.04

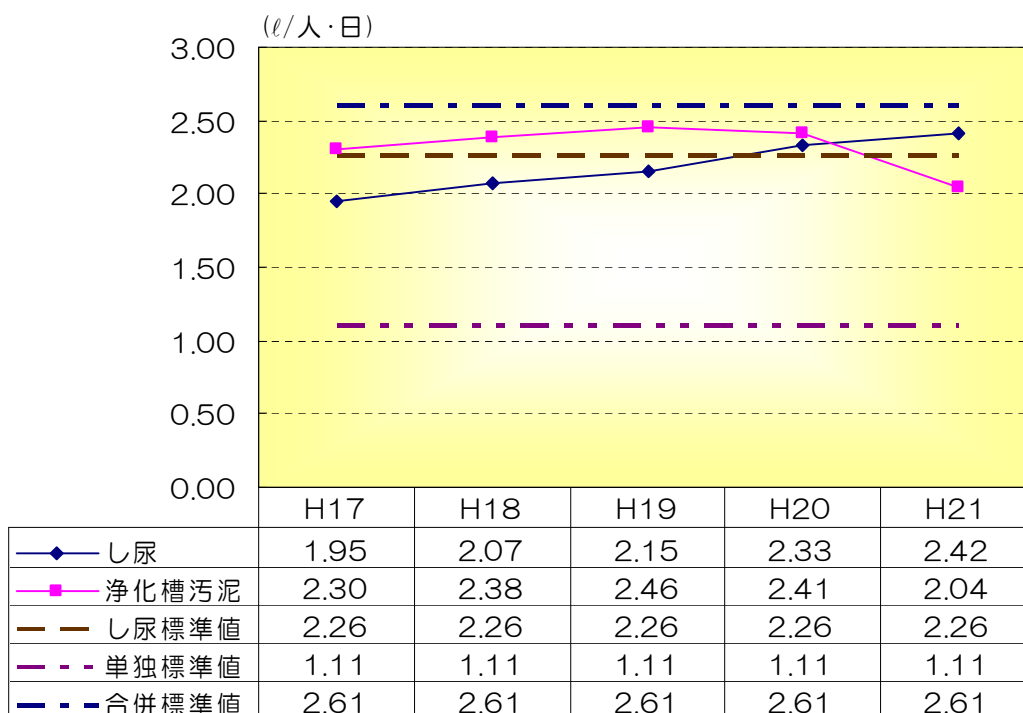


図 5.1.4 し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

7) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

本町で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況は、次頁表に示すとおりです。

なお、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、本町が管理するし尿処理施設（さつま町環境センター）へ全量搬入し、処理しています。

表 5.1.9 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

項 目	し尿	浄化槽汚泥
収集対象地域	さつま町全域	
収集運搬方法	戸別収集	戸別収集
収集運搬頻度	随 時	随 時
収集運搬形態	直 営	許可業者
浄化槽清掃業者	—	許可業者（2社）
保有車両	バキューム車：13台	

※平成23年3月現在

8) 中間処理の状況

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、本町が管理運営する「さつま町環境センター」で処理されており、処理工程で発生する汚泥は濃縮・脱水・乾燥・焼却という処理工程を経て、本町が管理する最終処分場で埋立処分されています。

当該施設は稼働後 11 年を経過していることから、設備・装置の経年的な損傷に対し、計画的な点検・補修を行うなどの適切な管理を行い、延命化を図っています。

なお、本町のほか薩摩川内市の一部（旧祁答院町、旧入来町）から排出されるし尿及び浄化槽汚泥も処理しています。

表 5.1.10 処理施設の概要

施設の名称		さつま町環境センター		
設置主体名		さつま町		
処理対象自治体		さつま町（旧宮之城町、旧薩摩町、旧鶴田） 薩摩川内市の一部（旧祁答院町、旧入来町）		
施設所在地		〒895-1801 鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地 TEL 0996-53-0013 FAX 0996-53-0048		
計画処理能力		71kl/日		
処理方式		膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式		
建設経緯	着 工	平成 9 年 5 月		
	竣 工	平成 11 年 3 月		
	増改造	なし		
放流水質		保証値	廃棄物処理法	水質汚濁防止法
pH (—)		5.8~8.6	—	5.8~8.6
BOD (mg/l) 以下		10	20	120(160)※1
COD (mg/l) 以下		20	—	—
SS (mg/l) 以下		5	70	150(200) ※1
T-N (mg/l) 以下		10	—	60(120) ※1
T-P (mg/l) 以下		1	—	8(16) ※1
色度 (度) 以下		20	—	—
大腸菌群数 (個/m ³) 以下		500	3,000	3,000

※1：（ ）内は最大値

表 5.1.11 さつま町環境センター使用手数料

区 分	手 数 料
し尿処理手数料(一般)	10ℓにつき 70 円
し尿処理手数料(し尿浄化槽に係る汚泥を投入する業者等)	1,800ℓにつき 315 円



図 5.1.5 施設位置図

9) 農業集落排水事業の状況

本町の農業集落排水施設は、「さつま町ふるさと農村クリーンセンター」（大字時吉、広瀬及び田原の指定区域において整備）の1施設が現在供用中で、計画戸数 442 戸（計画処理人口 1,540 人）に対して、平成 21 年度末現在で 339 戸が接続し、生活排水を処理しており、供用率は 76.7%となっています。

表 5.1.12 農業集落排水処理施設の概要

名 称	さつま町ふるさと農村クリーンセンター
位 置	さつま町時吉 727 番地 4
処 理 区 域	さつま町大字時吉、広瀬及び田原の指定区域
処 理 人 口	1,540 人
1 日最大処理量	415.8 立方メートル

表 5.1.13 農業集落排水接続状況

年度	計画戸数	接続戸数	供用率	備考
17年度	442戸	316戸	71.5%	実績
18年度		320戸	72.4%	
19年度		327戸	74.0%	
20年度		341戸	77.1%	
21年度		339戸	76.7%	
22年度		340戸	76.9%	見込
23年度		342戸	77.4%	
24年度		342戸	77.4%	
25年度		344戸	77.8%	
26年度		344戸	77.8%	
27年度		346戸	78.3%	

(平成 21 年度末現在)

表 5.1.14 農業集落排水処理施設使用料

区分		基本料金 (月額)		人員割 (月額)
一般家庭		1世帯当たり	1,575円	1人当たり 735円
公共施設及び事業所等	10人以下	1箇所当たり	3,675円	
	10人を超え 20人まで	//	5,775円	
	20人を超え 30人まで	//	7,875円	
	30人を超え 40人まで	//	9,975円	
	40人を超え 50人まで	//	12,075円	
	51人以上	//	14,175円	

備考

- 1 区分のうち「公共施設」とは学校、保育所、公民館等をいい、「事業所等」とは食堂、店舗、ガソリンスタンド、娯楽施設、浴場、工場、理容店、事務所等をいう。
- 2 「事業所等」で来客用の便所がなく、又は従業員がいない場合は、「一般家庭」の区分を適用する。
- 3 「事業所等」と住宅が併用建物である場合の世帯員及び住み込み従業員の人員割は、1人当たり 735円として算定する。
- 4 「公共施設及び事業所等」の区分における人員は、常時使用する人員とする。
- 5 使用料の額に 10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

(平成 21 年度末現在)

2 水域環境及び水質保全に関する状況

1) 水質汚濁防止法（排水基準）

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）では、第 2 条の規定に基づいて特定施設が定められ、第 3 条の規定により排水基準が定められています。水質汚濁防止法による有害物質、生活環境項目に係る排出基準は次のとおりとなります。

表 5.2.1 有害物質項目（1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
シアン化合物	1 mg/ℓ以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
ひ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
1、2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
1、1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
1、1、1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
1、3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
チウラム	0.06 mg/ℓ以下
シマジン	0.03 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下

表 5.2.2 有害物質項目 (2)

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/l(ほう素として) 海域に排出されるもの 230mg/l (ほう素として)
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/l (ふっ素として) 海域に排出されるもの 15mg/l (ふっ素として)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として)

備考：1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法による定量限界を下回ることをいう。
2.ふっ素及びその化合物についての排水基準は、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表 5.2.3 生活環境項目

種 類	単 位	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8~8.6 (海域以外の水域) 5.0~9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90
浮遊物質 (SS)	mg/l	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5 (鉱油類含有量)
		30 (動植物油脂類含有量)
フェノール類含有量	mg/l	5
銅含有量	mg/l	3
亜鉛含有量	mg/l	5
溶解性鉄含有量	mg/l	10
溶解性マンガン含有量	mg/l	10
クロム含有量	mg/l	2
大腸菌群数	1cm ³ につき個	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/l	120 (日間平均 60)
りん含有量	mg/l	16 (日間平均 8)

備考：1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する基準」として 26 物質について、下表に示す基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められています。

表 5.2.4 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
ヒ素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1、3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下

備考；1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準について同じ。

3.ほう素、ふっ素の2項目については、海域には基準を適用しない。(海域において自然状態での濃度で環境基準値を既に超えており、その物質の存在がもともと海そのものの性状であるため。)

4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 5.2.5 生活環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質 量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：1.基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2.農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3) 公共用水域の水質の状況

近年、主要河川は水質汚濁防止法に基づく工場排水の規制や合併処理浄化槽が普及により、全般的に水質は改善の傾向にあります。大腸菌群数については未だ環境基準を超えており、今後とも一層排水対策が必要となっています。

表 5.2.6 さつま町河川水質調査結果（その1）

区 分	河川名	採水地点名	検 査 項 目																
			採水日※1																
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
			pH								BOD (mg/L)								
環境基準値			6.5~8.5								2.0以下								
1	宮之城エリア	久富木川	川苔橋下	7.6	7.6	7.8	7.6	7.2	7.4	7.5	7.8	0.5未満	0.7	0.6	0.8	0.5	0.8	0.6	0.5未満
2		五反田川	金ヶ山橋下	7.7	7.6	7.7	7.7	7.4	7.4	7.5	7.6	0.7	3.6	1.7	2.5	1.2	3.1	3.4	1.1
3		泊野川	紫陽館前	7.4	7.5	7.2	7.3	7.3	7.3	7.8	7.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	1.0	0.7	0.5未満
4		豊川	上野商店下	7.8	7.8	7.6	7.7	7.3	8.2	8.0	7.8	1.8	3.1	1.8	2.2	4.5	2.2	2.6	0.8
5		東谷川	蔵元橋下	7.4	7.6	7.4	7.6	7.0	7.9	7.6	7.5	2.6	6.6	2.6	2.2	1.7	1.1	5.3	0.5
6		穴川	穴川橋下	7.6	8.0	7.6	7.6	7.5	7.9	7.6	7.9	0.5	0.9	0.7	0.9	0.5	0.5	0.9	0.5未満
7		南方川	弁才天橋下	7.4	7.5	7.3	7.4	7.2	7.4	7.6	7.7	0.6	0.7	0.6	1.0	0.5	0.7	0.8	0.5未満
8		海老川	上宮保育園付近	7.1	7.1	6.9	7.1	6.9	7.2	7.6	7.2	0.5未満	0.5未満	0.6	0.8	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満
9	鶴田エリア	紫尾川	紫尾流水プール	7.4	7.7	7.3	7.6	7.3	7.3	7.7	7.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	0.5未満
10		夜星川	柏原国道下	7.4	7.8	7.2	7.5	7.3	7.4	7.5	7.8	0.5	0.6	0.6	1.8	0.5未満	0.7	0.6	0.5未満
11		柳野川	めがね橋付近	7.5	7.6	7.4	7.6	7.5	7.5	7.6	7.9	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	0.5未満
12		栗野川	県道付近	7.6	7.5	7.9	7.6	7.3	7.7	7.5	7.6	0.5未満	0.7	0.6	0.7	0.5未満	0.8	0.8	0.6
13		中間川	県道下	7.4	7.7	7.5	7.5	7.2	7.5	7.7	7.3	0.6	0.8	5.7	0.9	0.7	2.5	1.2	5.6
14		前川	鶴田橋下	7.3	7.5	7.4	7.5	7.0	7.4	7.7	7.9	0.5未満	0.7	0.6	0.9	0.5未満	0.8	1.4	0.8
15		浦川内川	広域農道下	7.6	7.9	7.4	7.8	7.4	7.6	7.8	7.8	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8	0.6	0.5未満
16	薩摩エリア	求名川	中福良橋付近	7.5	7.8	7.4	7.8	7.4	7.5	7.7	7.7	0.5未満	0.7	0.9	0.6	0.5未満	0.5	0.8	0.5未満
17		前川	辺母木橋下	7.5	7.6	7.5	7.7	7.5	7.5	7.8	7.9	0.5	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満
18		穴川	下丁場付近	7.6	8.3	8.4	7.8	7.7	7.6	7.5	8.1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	0.5未満
19		南川	岩元橋上流	7.5	7.5	7.5	7.6	7.2	7.5	7.7	7.7	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5	0.5未満
20		北方川	園田橋下	7.3	7.3	7.1	7.3	7.2	7.3	7.5	7.4	0.5未満	0.5未満	1.0	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7

注1：環境基準はのpH、BOD、SS、大腸菌群数は、川内川中流に係る河川の環境基準値（A類型）

注2： は基準値を超えた測定値

※1： ①平成18年9月21日 ②平成19年2月8日 ③平成19年7月26日 ④平成20年7月15日 ⑤平成21年2月12日
 ⑥平成21年7月29・31日 ⑦平成22年1月25・26日 ⑧平成22年7月21日

表 5.2.6 さつま町河川水質調査結果（その2）

区分	河川名	採水地点名	検査項目															
			採水日※1															
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			COD (mg/L)								SS (mg/L)							
環境基準値			—								—							
1	宮之城エリア	久富木川 川苔橋下	2.2	2.3	3.2	3.1	2.0	2.3	1.6	2.9	2.5	2.7	2.0 未満	2.0	2.0 未満	2.0	1.0	2.0
2		五反田川 金ヶ山橋下	3.0	4.8	5.4	5.8	3.9	6.9	6.6	4.0	2.3	4.1	2.9	5.6	6.7	14	10	2.0
3		泊野川 紫陽館前	1.5	1.3	2.0	1.1	1.2	2.7	1.2	1.9	2.4	2.0 未満	3.5	2.0	2.0 未満	7.0	2.0	4.0
4		豊川 上野商店下	4.0	4.5	4.5	3.7	5.0	4.4	4.1	4.1	4.0	2.0	2.7	2.4	2.1	1.0 未満	2.0	2.0
5		東谷川 蔵元橋下	3.8	6.9	4.4	3.7	3.8	3.0	5.9	3.5	2.0 未満	12	2.0 未満	2.0 未満	18	8.0	4.0	1.0
6		穴川 穴川橋下	2.0	2.7	2.7	3.1	2.1	2.0	1.7	2.4	4.1	3.1	2.0 未満	2.6	3.0	1.0	1.0	2.0
7		南方川 弁才天橋下	2.1	1.9	2.9	3.6	2.4	1.9	1.3	2.5	2.5	3.1	2.0	2.4	4.7	3.0	1.0	1.0
8		海老川 上宮保育園付近	0.9	1.1	1.7	0.9	0.9	0.9	0.7	1.3	2.0 未満	2.0 未満	2.6	2.0 未満	2.0 未満	1.0	1.0 未満	1.0 未満
9	鶴田エリア	紫尾川 紫尾流水プール	1.0	0.7	0.7	0.5 未満	0.8	1.6	1.1	1.4	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	5.0	1.0	1.0 未満
10		夜星川 柏原国道下	1.8	1.8	2.2	2.6	1.8	1.8	1.5	1.9	5.1	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	5.3	3.0	2.0	1.0
11		柳野川 めがね橋付近	1.0	1.1	1.1	0.6	1.2	1.4	1.0	0.9	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	1.0	1.0 未満	1.0 未満
12		栗野川 県道付近	1.6	2.9	2.5	2.6	2.3	2.4	2.0	2.0	2.0 未満	13	2.0 未満	2.0 未満	7.4	2.0	3.0	1.0
13		中間川 県道下	3.2	5.8	6.2	4.0	1.6	4.3	7.1	2.8	2.0 未満	2.0 未満	7.5	2.0 未満	8.1	3.0	1.0	1.0
14		前川 鶴田橋下	1.9	2.0	3.2	3.0	1.9	1.9	3.5	2.8	2.2	2.0 未満	2.9	2.1	2.0 未満	3.0	5.0	1.0
15		浦川内川 広域農道下	1.3	0.9	1.6	0.5 未満	1.0	1.7	1.2	1.4	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0	2.0	1.0
16	薩摩エリア	求名川 中福良橋付近	1.4	1.7	2.3	1.3	1.4	1.5	1.3	1.8	2.0 未満	2.0 未満	2.0	2.0 未満	2.0 未満	2.0	1.0 未満	1.0
17		前川 辺母木橋下	2.1	1.6	2.7	1.7	1.8	1.8	1.6	2.1	2.0	4.2	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0	1.0 未満	1.0 未満
18		穴川 下丁場付近	1.7	1.0	1.5	0.8	1.3	1.4	0.9	1.4	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	3.9	2.0 未満	2.0	1.0 未満	1.0
19		南川 岩元橋上流	1.6	1.2	1.8	1.1	1.1	1.3	0.7	1.7	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0	1.0 未満	1.0
20		北方川 園田橋下	2.0	2.1	4.0	4.0	2.1	2.5	1.6	3.9	2.7	3.3	2.9	3.9	2.0 未満	3.0	1.0 未満	3.0

注1：環境基準はのpH、BOD、SS、大腸菌群数は、川内川中流に係る河川の環境基準値（A類型）

注2： は基準値を超えた測定値

※1： ①平成18年9月21日 ②平成19年2月8日 ③平成19年7月26日 ④平成20年7月15日 ⑤平成21年2月12日
⑥平成21年7月29・31日 ⑦平成22年1月25・26日 ⑧平成22年7月21日

表 5.3.6 さつま町河川水質調査結果（その3）

区 分	河川名	採水地点名	検 査 項 目							
			採水日 ^{※1}							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
環境基準値			大腸菌群数 (MPN/100ml) 1,000以下							
1	宮之城エリア	久富木川 川苔橋下	13,000	2,300	2,300	2,800	2,400	17,000	1,100	22,000
2		五反田川 金ヶ山橋下	33,000	79,000	49,000	18,000	3,500	11,000	1,700	22,000
3		泊野川 紫陽館前	49,000	4,900	33,000	3,500	1,100	130,000	1,100	11,000
4		豊川 上野商店下	33,000	3,300	130,000	110,000	17,000	240,000	35,000	92,000
5		東谷川 蔵元橋下	33,000	330,000	79,000	79,000	16,000	22,000	7,000	160,000
6		穴川 穴川橋下	7,900	4,900	4,900	1,300	1,100	11,000	940	35,000
7		南方川 弁才天橋下	14,000	13,000	4,900	3,300	2,800	24,000	17,000	54,000
8		海老川 上宮保育園付近	17,000	1,100	4,900	490	1,700	17,000	4,900	35,000
9	鶴田エリア	紫尾川 紫尾流水プール	3,300	70	7,000	330	130	33,000	940	17,000
10		夜星川 柏原国道下	13,000	790	3,300	790	1,300	13,000	490	24,000
11		柳野川 めがね橋付近	4,900	140	4,900	220	260	24,000	790	17,000
12		栗野川 県道付近	1,400	3,300	11,000	7,900	9,200	49,000	4,900	28,000
13		中間川 県道下	79,000	4,900	4,900	13,000	70	49,000	13,000	24,000
14		前川 鶴田橋下	33,000	3,300	13,000	7,900	260	49,000	17,000	35,000
15		浦川内川 広域農道下	3,300	70	330	80	70	33,000	130	11,000
16	薩摩エリア	求名川 中福良橋付近	13,000	49,000	2,300	14,000	7,000	33,000	3,300	11,000
17		前川 辺母木橋下	28,000	230	4,900	790	460	28,000	1,300	35,000
18		穴川 下丁場付近	7,900	140	1,800	2,300	700	7,000	330	11,000
19		南川 岩元橋上流	24,000	110	1,800	110	230	13,000	790	35,000
20		北方川 園田橋下	1,300	220	2,300	1,300	70	33,000	940	54,000

注1：環境基準はのpH、BOD、SS、大腸菌群数は、川内川中流に係る河川の環境基準値（A類型）

注2： は基準値を超えた測定値

※1：①平成18年9月21日 ②平成19年2月8日 ③平成19年7月26日 ④平成20年7月15日 ⑤平成21年2月12日
⑥平成21年7月29・31日 ⑦平成22年1月25・26日 ⑧平成22年7月21日

3 我が国における生活排水処理の現状

1) 全国の生活排水処理形態別人口

我が国における生活排水処理形態別人口の推移は、下表に示すように全国的な動向としては下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備が進む一方、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。

なお、浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独処理浄化槽人口の減少が顕著になると考えられます。

ここで、本町の平成 21 年度末の浄化槽水洗化率は 67.1%で、公共下水道が整備されていないため平成 20 年度末の全国平均値（23.3%）よりも大きくなっており、合併処理浄化槽人口の比率も高い状況にあります。

一方で、本町の平成 21 年度末の水洗化率は 67.1%で、平成 20 年度末の全国平均値（91.0%）を大きく下回っています。

以上のことから、本町においては、全国平均に比べて合併浄化槽人口及び計画収集人口の割合が非常に高いことがわかります。

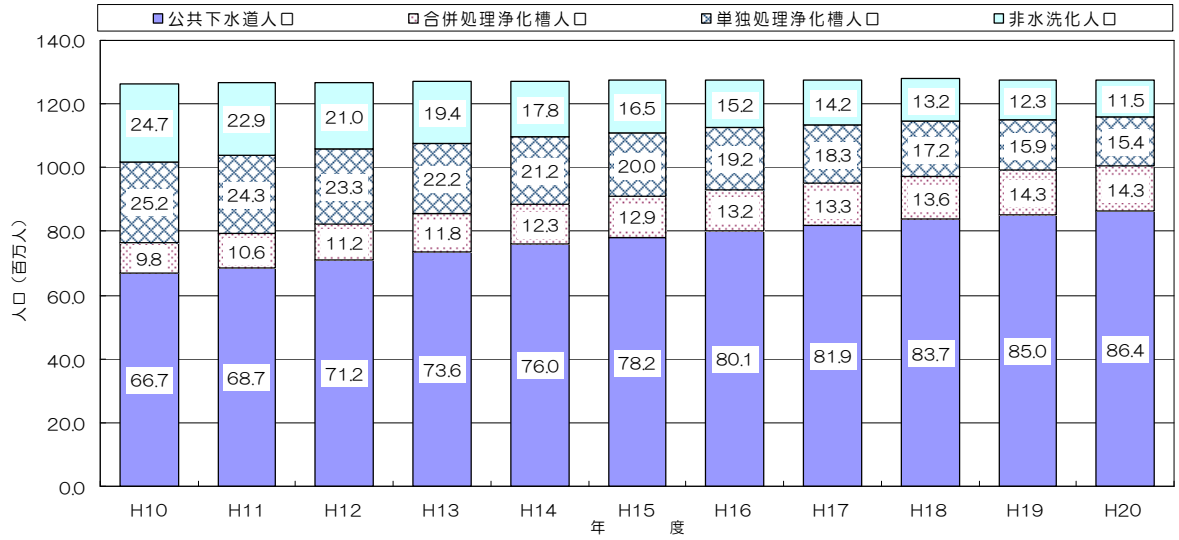
表 5.3.1 全国のし尿処理形態別人口の推移

項 目	単位	年 度											さつま町 (人)	
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		H21
総人口	千人	126,428	126,538	126,734	127,007	127,299	127,507	127,606	127,712	127,781	127,487	127,529	24,704	
水洗化人口	公共下水道人口	千人	66,743	68,745	71,222	73,575	76,004	78,174	80,061	81,880	83,742	84,982	86,384	0
	浄化槽人口	千人	35,006	34,937	34,509	34,051	33,471	32,879	32,330	31,646	30,834	30,199	29,683	16,577
	（単独）	千人	25,230	24,311	23,289	22,215	21,191	19,956	19,157	18,303	17,187	15,923	15,413	3,459
	（合併）	千人	9,775	10,626	11,220	11,835	12,280	12,922	13,173	13,343	13,647	14,275	14,269	13,118
	合 計	千人	101,749	103,682	105,731	107,626	109,475	111,053	112,391	113,526	114,576	115,181	116,067	16,577
非水洗化人口	計画収集人口	千人	23,760	22,078	20,358	18,818	17,348	16,049	14,877	13,920	12,983	12,121	11,301	8,127
	自家処理人口	千人	919	778	644	564	476	405	339	266	222	185	161	0
	合 計	千人	24,679	22,856	21,002	19,382	17,824	16,454	15,216	14,186	13,205	12,306	11,462	8,127
水洗化率	%	80.5	81.9	83.4	84.7	86.0	87.1	88.1	88.9	89.7	90.3	91.0	67.1	
非水洗化率	%	19.5	18.1	16.6	15.3	14.0	12.9	11.9	11.1	10.3	9.7	9.0	32.9	
公共下水道水洗化率	%	52.8	54.3	56.2	57.9	59.7	61.3	62.7	64.1	65.5	66.7	67.7	0.0	
浄化槽水洗化率	%	27.7	27.6	27.2	26.8	26.3	25.8	25.3	24.8	24.1	23.7	23.3	67.1	
	うち合併処理	%	7.7	8.4	8.9	9.3	9.6	10.1	10.3	10.4	10.7	11.2	11.2	53.1

出典：「日本の廃棄物処理 平成 20 年度版」（平成 22 年 3 月）

- 注）・「浄化槽人口」のうち「合併」とは合併処理浄化槽人口とコミュニティ・プラント人口を合わせたものです。
 ・「浄化槽人口」には、農業集落排水施設人口が含まれています。
 ・本町の「合併浄化槽人口」には、農業集落排水人口及び漁業集落排水人口が含まれています。

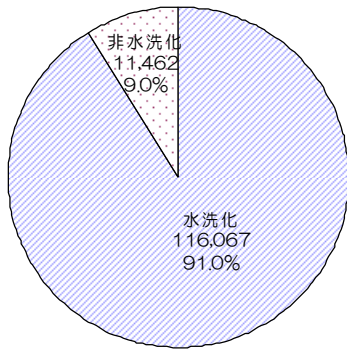
資料：「日本の廃棄物処理 平成 20 年度版」
 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 より



資料：「日本の廃棄物処理 平成20年度版」
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 より

図5.3.1 全国のし尿処理形態別人口の推移

全国（平成20年度）



さつま町(平成21年度)

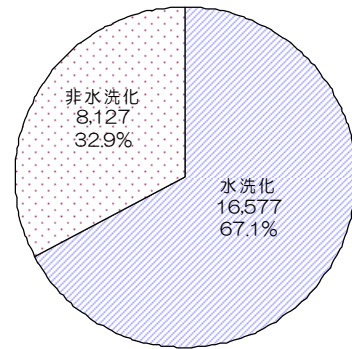


図5.3.2 水洗化人口及び非水洗化人口の状況

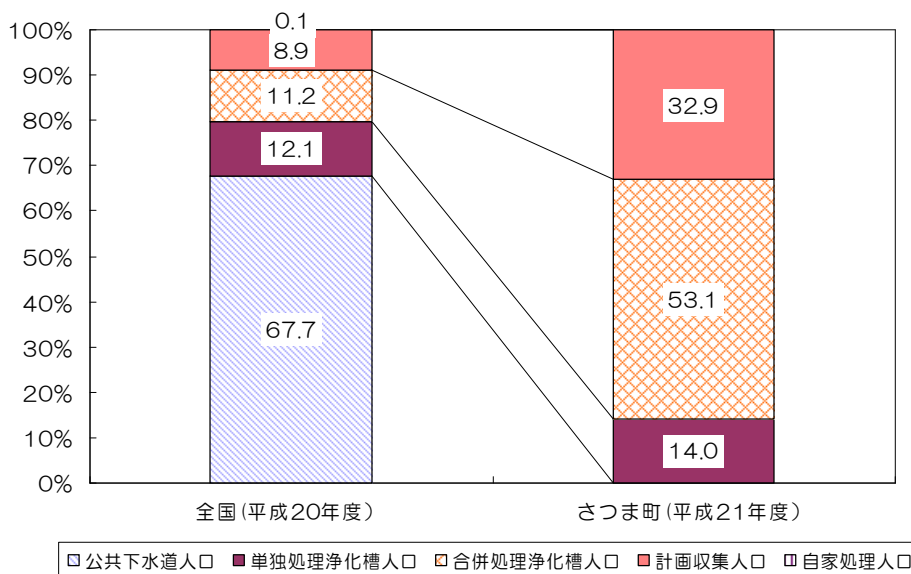


図5.3.3 生活排水処理形態別人口の状況

2) 全国の生活雑排水処理の状況

我が国における生活雑排水は公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川に対する汚濁負荷量（BODで換算）は、単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に対して約8倍であることから、生活雑排水の水質へ与える影響が大きく、水質汚濁の要因の一つとなっています。

なお、生活排水とは、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きくし尿と生活雑排水に分けられ、さらに生活雑排水は風呂排水、洗濯排水、台所排水等に分けられます。

【生活排水を適正に処理している人口】

生活排水を適正に処理している人口は、毎年、国などから発表されている。国からは、「適正に処理を行っている人口」の定義の違いにより、2種類の数字が発表されている。

1. 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティプラント処理人口）／住民基本台帳人口×100

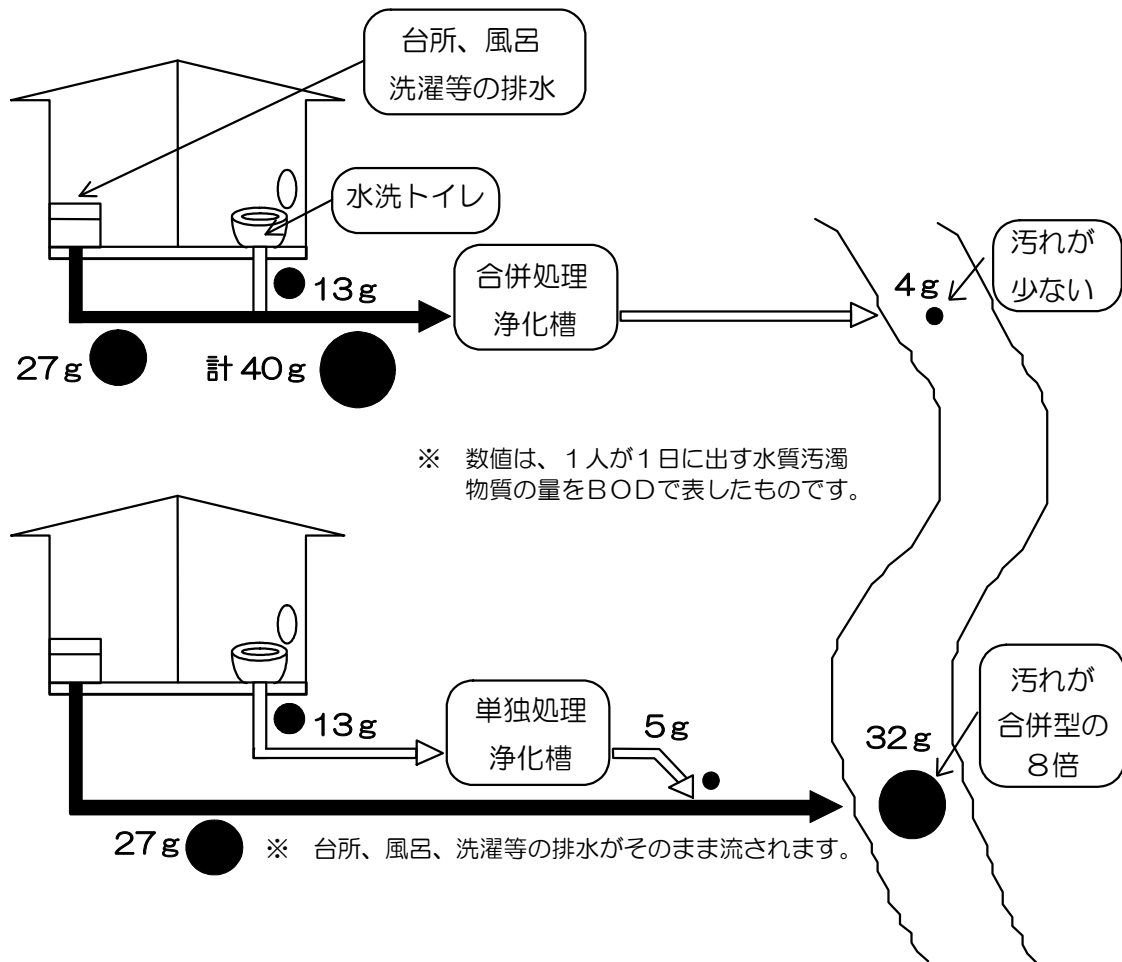
※下水道、集落排水施設等処理人口は、供用開始されている区域の人口であり、実際に利用しているかは問わない。また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含まない。毎年8月ごろに、国土交通省、農林水産省、環境省の連名で発表されている。

2. 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティプラント処理人口）／（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）×100

※下水道、集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口である。毎年3月ごろに、総務省から発表されている。

資料：ウィキペディア (Wikipedia)：フリー百科事典「生活排水」より
最終更新 2010年3月20日 (土) 02:43



項目	生活排水		=	生活雑排水		+	トイレ排水（水洗）	
	原単位	水質		原単位	水質		原単位	水質
	g/人・日	mg/l		g/人・日	mg/l		g/人・日	mg/l
BOD	40	200		27	180		13	260
COD	18	90		12	80		6	120
SS	35	175		13	87		22	440
T-N	7.3	37		1.3	9		6	120
T-P	0.8	4		0.3	2		0.5	10
水量 (l/人・日)	200			150			50	

27g（生活雑排水の原単位）÷150l（雑排水の量）=180mg/l（雑排水中のBOD濃度）
 13g（トイレ排水の原単位）÷50l（トイレ排水の量）=260mg/l（トイレ排水中のBOD濃度）

図 5.3.4 合併・単独処理浄化槽の汚濁負荷量

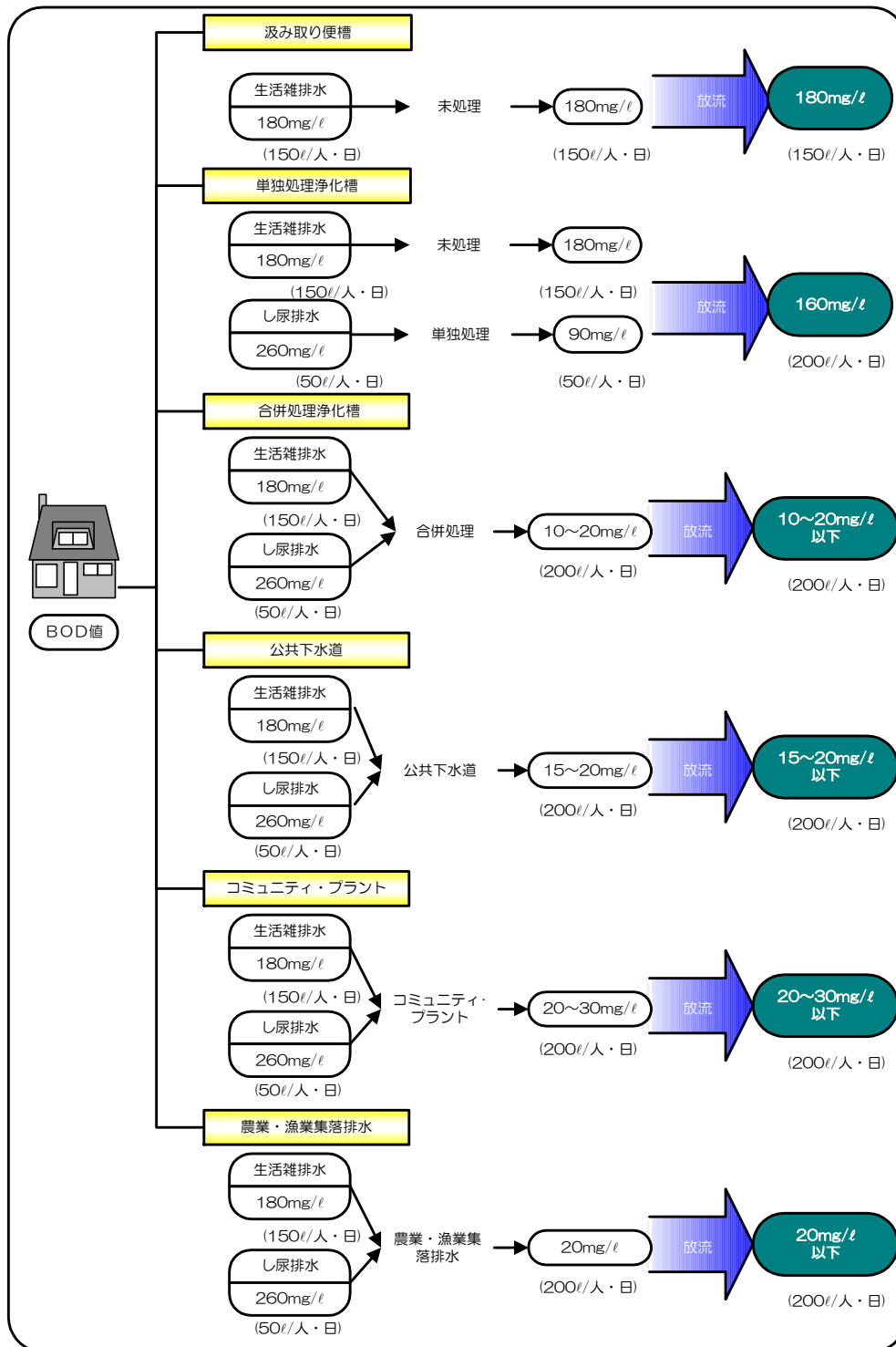


図 5.3.5 生活排水の各処理方法によるBOD濃度

3) 全国の污水衛生処理率の状況

我が国の污水衛生処理率は平成 20 年度において約 78.6%となっており、本町は平成 21 年度実績で約 53.1%と全国平均値よりも低い状況にあります。

表 5.3.2 全国の污水衛生処理率の推移

項 目	単位	年 度		
		H18	H19	H20
総人口	千人	129,161	129,240	129,289
水洗化・生活雑排水処理人口	千人	98,405	100,214	101,600
①下水道人口	千人	83,677	85,359	86,549
②合併処理浄化槽人口	千人	14,728	14,855	15,050
下水道処理率	%	64.8	66.0	66.9
污水衛生処理率	%	76.2	77.5	78.6

※表中の下水道処理率は「①÷総人口×100」で算出しています。

※表中の污水衛生処理率は「(①+②)÷総人口×100」で算出しています。

表 5.3.3 污水衛生処理率の比較

区 分	単位	全 国	鹿 児 島 県	さ つ ま 町	
		平成20年度		平成20年度	平成21年度
行政区域内人口	人	129,289,213	1,734,176	25,070	24,704
公共下水道処理人口	人	86,549,493	614,968	—	—
農集処理人口	人	2,875,082	28,706	1,279	1,235
漁集処理人口	人	126,290	2,707	—	—
林集処理人口	人	2,480	—	—	—
簡排処理人口	人	1,643	—	—	—
小排処理人口	人	6,074	—	—	—
コミプラ処理人口	人	288,880	4,140	—	—
浄化槽処理人口	人	11,749,682	433,363	11,457	11,883
うち特定地域	人	286,005	6,086	—	—
うち個別排水	人	68,289	10,683	—	—
合 計	人	101,599,624	1,083,884	12,736	13,118
污水衛生処理率	%	78.6	62.5	50.8	53.1
下水道処理率	%	66.9	35.5	—	—

(注)

「行政区域内人口」は住民基本台帳人口及び外国人登録人口、「処理人口」は現在水洗便所設置済人口、「農集」は農業集落排水施設、「漁集」は漁業集落排水施設、「林集」は林業集落排水施設、「簡排」は簡易排水施設、「小排」は小規模集合排水処理施設、「コミプラ」はコミュニティ・プラント、「特定地域」は特定地域生活排水処理施設、「個別排水」は個別排水処理施設

注1：千人未満を四捨五入しました。

注2：污水衛生処理率とは、下水道や合併処理浄化槽等によって生活排水を適正に処理している人口に対する総人口の占める割合です。

※1：污水衛生処理率 (%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 総人口 (住民基本台帳人口 + 外国人登録人口)

資料：総務省 HP

表 5.3.4 全国の汚水衛生処理率の状況（平成 20 年度）

（平成20年度）

都道府県	行政区域内人口 A	公共下水道 処理人口 B	農集処理 人口 C	漁集処理 人口 D	林集処理 人口 E	簡排処理 人口 F	小排処理 人口 G	コミプラ 処理人口 H	浄化槽 処理人口 I	うち		合計 J=Σ(B~I)	汚水衛生 処理率 J/A×100	下水道 処理率 B/A×100
										特定地域	個別排水			
北海道	5,565,645	4,689,338	63,977	8,142	-	-	-	-	119,709	2,717	34,857	4,881,166	87.7	84.3
青森	1,422,037	606,586	75,691	5,258	-	61	398	886	94,795	1,330	-	783,675	55.1	42.7
岩手	1,361,356	579,151	78,884	7,919	-	-	49	5,541	141,244	19,458	72	812,788	59.7	42.5
宮城	2,346,947	1,645,826	64,151	1,808	-	13	-	6,377	128,270	18,542	822	1,846,445	78.7	70.1
秋田	1,123,081	470,237	84,660	2,244	152	176	266	-	128,733	19,838	517	686,468	61.1	41.9
山形	1,192,168	685,382	74,096	889	-	125	50	-	96,617	7,104	1,010	857,159	71.9	57.5
福島	2,076,158	815,845	107,030	-	928	172	34	2,426	381,553	5,598	499	1,307,988	63.0	39.3
茨城	3,036,360	1,426,543	120,578	713	-	-	-	10,185	487,694	5,417	-	2,045,713	67.4	47.0
栃木	2,039,040	1,030,978	69,928	-	-	-	48	1,309	226,080	3,054	-	1,328,343	65.1	50.6
群馬	2,056,269	843,428	97,501	-	-	-	-	28,943	385,239	9,733	525	1,355,111	65.9	41.0
埼玉	7,219,543	5,083,729	72,669	-	-	-	-	2,485	767,876	7,849	-	5,926,759	82.1	70.4
千葉	6,239,145	3,882,474	39,121	-	-	-	-	10,208	912,180	1,814	-	4,843,983	77.6	62.2
東京	12,961,075	12,380,755	1,240	340	-	-	-	2,315	68,319	1,589	168	12,452,969	96.1	95.5
神奈川	9,024,318	8,349,810	498	-	-	-	-	-	169,440	-	-	8,519,748	94.4	92.5
新潟	2,416,152	1,305,364	169,003	3,380	79	-	25	-	147,788	4,703	1,387	1,625,639	67.3	54.0
富山	1,116,848	742,386	79,747	1,757	148	-	86	4,792	62,154	459	207	891,070	79.8	66.5
石川	1,176,714	763,457	61,939	2,737	89	-	270	6,921	44,438	5,629	229	879,851	74.8	64.9
福井	825,713	495,499	76,507	7,918	183	-	67	-	56,741	1,812	413	636,915	77.1	60.0
山梨	884,383	436,084	13,525	-	-	-	56	7,197	129,330	4,214	-	586,192	66.3	49.3
長野	2,209,653	1,465,591	189,409	-	109	206	689	3,688	160,415	12,489	1,297	1,820,107	82.4	66.3
岐阜	2,144,725	1,180,242	95,297	-	-	347	1,007	3,824	285,549	3,357	2,602	1,566,266	73.0	55.0
静岡	3,874,243	1,894,330	29,507	1,925	-	-	-	22,616	519,344	1,805	-	2,467,722	63.7	48.9
愛知	7,441,934	4,668,545	139,720	2,096	-	-	-	13,765	850,017	-	-	5,674,143	76.2	62.7
三重	1,905,576	684,985	77,005	4,587	-	57	-	3,587	492,916	10,996	-	1,263,137	66.3	35.9
滋賀	1,413,550	1,056,032	105,058	-	51	-	32	-	100,230	-	31	1,261,403	89.2	74.7
京都	2,608,688	2,204,407	36,426	761	55	93	62	860	95,953	7,663	19	2,338,617	89.6	84.5
大阪	8,887,323	7,844,637	498	36	-	-	-	690	286,932	1,932	292	8,132,793	91.5	88.3
兵庫	5,687,922	4,948,091	162,377	4,813	-	-	546	73,177	135,054	150	7,734	5,324,058	93.6	87.0
奈良	1,426,285	908,822	4,909	-	-	-	26	5,325	73,574	1,341	-	992,656	69.6	63.7
和歌山	1,045,010	139,581	33,288	3,268	204	68	70	935	249,379	1,652	1,018	426,793	40.8	13.4
鳥取	602,868	316,322	90,455	3,715	241	-	644	1,671	48,908	4,809	25	461,956	76.6	52.5
島根	733,199	245,742	79,547	13,440	-	261	595	4,644	88,881	23,157	1,775	433,110	59.1	33.5
岡山	1,966,782	945,238	35,556	1,196	64	-	230	483	357,190	6,698	868	1,339,957	68.1	48.1
広島	2,900,791	1,798,267	39,795	2,032	-	-	-	953	337,363	9,998	143	2,178,410	75.1	62.0
山口	1,486,406	792,936	48,679	9,884	38	-	-	101	231,395	1,656	194	1,083,033	72.9	53.3
徳島	806,238	83,704	14,690	294	81	-	-	5,423	235,120	912	-	339,312	42.1	10.4
香川	1,025,391	356,598	13,384	660	-	-	-	481	233,947	10,242	-	605,070	59.0	34.8
愛媛	1,473,897	595,518	30,923	3,662	-	-	-	6,647	267,130	5,148	78	903,880	61.3	40.4
高知	780,403	184,998	14,289	1,178	-	19	28	1,559	219,092	2,051	-	421,163	54.0	23.7
福岡	5,082,134	3,594,787	36,309	6,384	-	-	82	30,815	469,194	18,249	150	4,137,571	81.4	70.7
佐賀	866,328	333,350	47,463	3,836	-	-	125	648	136,003	10,786	134	521,425	60.2	38.5
長崎	1,466,246	723,900	32,269	5,896	-	-	73	7,825	191,915	2,511	-	961,878	65.6	49.4
熊本	1,848,339	980,978	50,206	1,900	58	45	316	1,470	218,051	16,982	467	1,253,024	67.8	53.1
大分	1,221,748	443,312	23,343	3,989	-	-	200	605	236,705	3,520	-	708,154	58.0	36.3
宮崎	1,159,889	507,447	38,787	3,114	-	-	-	3,363	222,893	955	73	775,604	66.9	43.7
鹿児島	1,734,176	614,968	28,706	2,707	-	-	-	4,140	433,363	6,086	10,683	1,083,884	62.5	35.5
沖縄	1,406,517	803,293	26,442	1,812	-	-	-	-	24,969	-	-	856,516	60.9	57.1
計	129,289,213	86,549,493	2,875,082	126,290	2,480	1,643	6,074	288,880	11,749,682	286,005	68,289	101,599,624	78.6	66.9
/A×100		66.9	2.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	9.1	0.2	0.1	78.6		

（注）

「行政区域内人口」は住民基本台帳人口及び外国人登録人口、「処理人口」は現在水洗便所設置済人口、「農集」は農業集落排水施設、「漁集」は漁業集落排水施設、「林集」は林業集落排水施設、「簡排」は簡易排水施設、「小排」は小規模集合排水処理施設、「コミプラ」はコミュニティ・プラント、「特定地域」は特定地域生活排水処理施設、「個別排水」は個別排水処理施設

資料：法務省HPより

4) 汚水処理人口普及率の状況

我が国における汚水処理施設の整備は、都道府県が定める「都道府県構想」(※)に基づいて、各地方公共団体により効率的、効果的に実施されています。平成21年度末の全国の汚水処理施設の処理人口は、平成20年度末に対して1.1%の増加で、1億890万人となっています。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、85.7%(平成20年度末は84.8%)となっています。

しかし、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は71.0%にとどまっている状況です。

一方、本町の汚水処理人口普及率は平成21年度で54.3%と平成20年度より2.5%増加したものの、全国平均値と比較すると低い状況にあります。

〔※都道府県構想(効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想)〕

各市町村の汚水処理施設整備の構想に基づき、都道府県において広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県全域を対象として、事業別の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設に関する総合的計画です。

表 5.3.5 処理施設別汚水処理人口普及率の比較

処理施設名	汚水処理人口(単位:万人)		さつま町(単位:人)	
	平成20年度末	平成21年度末	平成20年度末	平成21年度末
下水道	9,241	9,360	—	—
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設を含む	374	379	1,540	1,540
浄化槽	1,127	1,124	11,457	11,883
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	83	82	—	—
内、浄化槽設置整備事業分	531	542	—	—
内、上記以外分	513	500	—	—
コミュニティ・プラント等	31	28	—	—
計	10,774	10,890	12,997	13,423
汚水処理人口普及率	84.8%	85.7%	51.8%	54.3%
総人口	12,708	12,706	25,070	24,704

(注) 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

資料：平成22年8月27日 農林水産省、国土交通省、環境省 プレスリリース
「平成21年度末の汚水処理人口普及状況」について 添付資料より

表 5.3.6 都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成21年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	総人口(千人)	汚水処理人口計(千人)	下水道(千人)	農業集落排水施設等(千人)	合併処理浄化槽(千人)	うち	うち	うち	コミュニティプラント(千人)
							浄化槽市町村整備推進事業等分(千人)	浄化槽設置整備事業分(千人)	左記以外分(千人)	
北海道	93.4%	5,521	5,155	4,920	83	152	53	63	35	—
青森県	70.3%	1,406	988	753	123	112	21	34	57	—
岩手県	71.9%	1,345	967	700	120	142	29	87	25	6
宮城県	86.6%	2,329	2,016	1,786	87	137	20	70	47	7
秋田県	78.5%	1,108	869	633	124	113	23	63	27	—
山形県	86.5%	1,177	1,018	841	89	88	12	48	28	—
福島県	73.1%	2,052	1,500	988	136	374	20	229	125	3
茨城県	76.0%	2,979	2,265	1,671	161	418	10	159	249	14
栃木県	77.8%	2,001	1,557	1,201	93	262	8	199	55	1
群馬県	71.4%	2,005	1,432	969	126	310	24	181	105	27
埼玉県	87.7%	7,123	6,250	5,419	95	735	31	186	518	1
千葉県	82.6%	6,150	5,077	4,197	53	819	12	292	514	9
東京都	99.4%	12,610	12,538	12,504	2	29	3	16	10	2
神奈川県	97.2%	8,885	8,634	8,499	0	135	2	45	88	—
新潟県	79.7%	2,391	1,907	1,577	201	125	12	49	64	4
富山県	92.8%	1,098	1,019	862	100	52	2	25	25	5
石川県	88.6%	1,163	1,031	902	74	50	8	16	27	5
福井県	88.8%	809	719	570	99	50	3	32	16	—
山梨県	75.4%	864	652	520	16	108	10	32	66	7
長野県	94.5%	2,162	2,042	1,696	222	121	18	75	27	3
岐阜県	86.3%	2,083	1,798	1,433	123	238	8	117	114	4
静岡県	71.5%	3,770	2,697	2,172	34	466	13	262	190	23
愛知県	84.0%	7,238	6,079	5,123	164	781	27	246	508	11
三重県	76.5%	1,850	1,416	834	95	483	13	219	251	4
滋賀県	97.8%	1,387	1,356	1,184	110	62	9	20	32	—
京都府	94.8%	2,552	2,420	2,311	45	63	5	32	26	1
大阪府	95.2%	8,683	8,270	8,030	1	238	5	30	204	0.50
兵庫県	98.1%	5,586	5,478	5,087	188	127	7	77	42	76
奈良県	83.9%	1,412	1,184	1,036	8	135	5	33	97	5
和歌山県	50.1%	1,033	517	201	51	265	13	152	100	—
鳥取県	89.8%	595	535	375	113	44	6	21	17	2
島根県	70.4%	723	509	296	117	91	24	40	28	5
岡山県	77.8%	1,939	1,509	1,140	51	317	19	187	111	0.50
広島県	81.3%	2,856	2,322	1,938	58	325	25	142	158	1
山口県	79.0%	1,464	1,156	861	73	222	8	126	88	0.10
徳島県	47.6%	797	379	111	22	241	17	126	98	5
香川県	66.2%	1,013	670	410	19	240	23	175	42	0.40
愛媛県	69.0%	1,458	1,006	687	44	268	22	141	105	7
高知県	66.0%	772	510	245	24	239	30	118	91	2
福岡県	86.7%	5,039	4,369	3,816	54	474	54	269	152	25
佐賀県	71.3%	859	612	420	70	122	21	71	30	1
長崎県	73.6%	1,450	1,067	822	53	184	28	114	42	8
熊本県	78.4%	1,834	1,437	1,115	78	244	28	164	52	1
大分県	66.1%	1,207	798	542	39	216	11	141	64	1
宮崎県	76.4%	1,153	881	604	58	219	22	164	33	—
鹿児島県	68.5%	1,722	1,180	670	44	461	44	322	95	4
沖縄県	78.8%	1,406	1,108	928	46	134	12	4	118	—
全国計	85.7%	127,058	108,899	93,600	3,785	11,236	821	5,416	4,998	278

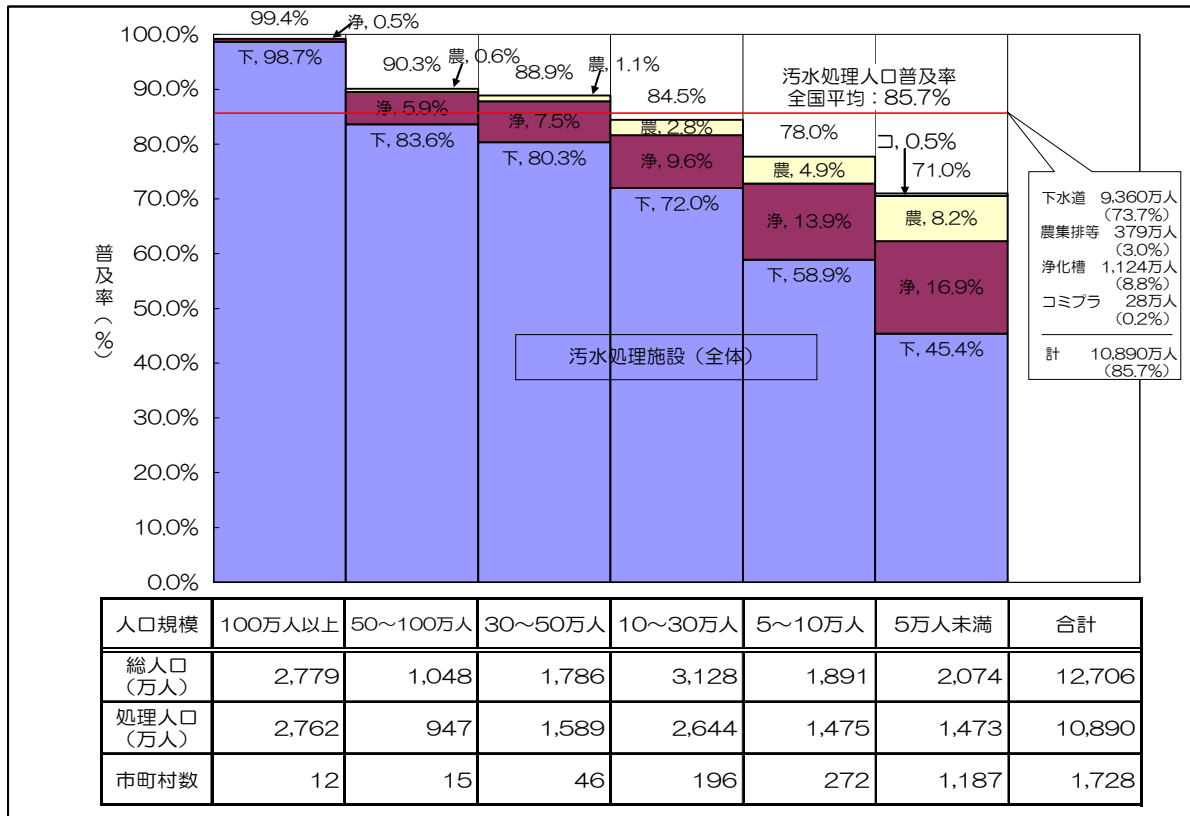
(注) 総人口、整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用しています。

整備人口0人の場合は、「—」で表示しています。

資料：平成22年8月27日 農林水産省、国土交通省、環境省 プレスリリース
「平成21年度末の汚水処理人口普及状況」について 添付資料より

また、我が国における汚水処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが 9,360 万人（73.7%）、農業集落排水施設等によるものが 379 万人（3.0%）、浄化槽によるものが 1,124 万人（8.98%）、コミュニティ・プラントによるものが 28 万人（0.2%）となっています。



(注) 1.総市町村数1,728の内訳は、市787、町757、村184（東京都区部は市数に1市として含んでいます。
 2.総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入しています。
 3.都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがあります。

資料：平成 22 年 8 月 27 日 農林水産省、国土交通省、環境省 プレスリリース
 「平成 21 年度末の汚水処理人口普及状況」について 添付資料より

図 5.3.6 全国の都市規模別汚水処理人口普及率

〈参考〉

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて三省で合意したことに基づくものであり、平成 8 年度末の整備状況から公表されています。

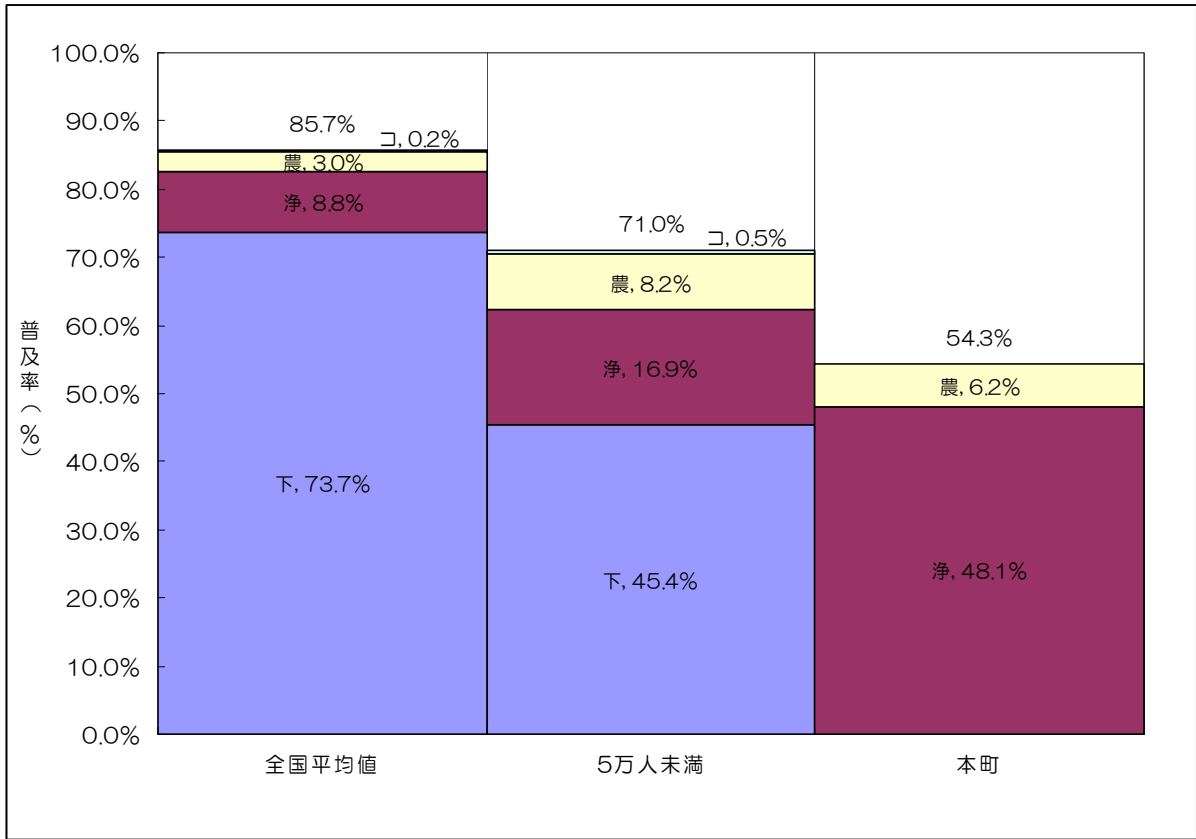


図 5.3.7 都市規模別汚水処理人口普及率の比較

表 5.3.7 都道府県構想（参考）

（平22年3月末現在）

都道府県名	策定年月	見直し年月	見直し状況	構 想 名
北海道	H9.5	H17.3	(見直し中)	全道みな下水道構想リニューアルプラン
青森県	H9.9	H16.3	(見直し中)	青森県汚水処理施設整備構想
岩手県	H7.3	H10.5,H17.2	(見直し中)	いわて汚水処理適正処理ビジョン2004
宮城県	H7.12	H15.3,H22.3	-	甞る水環境みやぎ（生活排水処理基本構想）
秋田県	H5.7	H15.3,H21.2	-	秋田県生活排水処理整備構想（第3期構想）
山形県	H8.3	H14.9 H18.3	(見直し中)	第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想
福島県	H8.6	H16.4	(見直し中)	福島県全域全域下水道化構想
茨城県	H7.8	H15.4,H21.10	-	生活排水ベストプラン
栃木県	H8.2	H16.3	(見直し中)	栃木県生活排水処理構想
群馬県	H10.3	H17.3,H21.3	-	群馬県汚水処理計画「ぐんま、水よみがえれ構想」
埼玉県	H7.3	H10.5,H16.8	(見直し中)	埼玉県生活排水処理施設整備構想
千葉県	H9.3	H15.12	(見直し中)	千葉県全県域汚水適正処理構想
東京都	H9.6	H20.8	-	東京都汚水処理施設整備構想図
神奈川県	H9.3	H16.3	(見直し中)	神奈川県生活排水処理施設整備構想
新潟県	H3.3	H13.7	(見直し中)	新潟県下水道等汚水処理施設整備長期構想
富山県	H3.3	H13.3	(見直し中)	全県域下水道化新世紀構想
石川県	S62.3	H9.3,H14.5,H17.3	(見直し中)	石川県生活排水処理構想エリアマップ
福井県	H10.2	H15.3	(見直し中)	福井県汚水処理施設整備構想
山梨県	H9.4	H15.7,H21.1	-	山梨県生活排水処理施設整備構想
長野県	H3.3	H8.3,H12.3,H17.6	(見直し中)	汚水処理施設整備構想エリアマップ2005
岐阜県	H6.3	H6.3	(見直し中)	全県域下水道化構想
静岡県	H6.3	H14.3,H19.8	(見直し中)	静岡県生活排水長期計画
愛知県	H8.6	H16.3	(見直し中)	県全域汚水適正処理構想（Aichi-WaterRecovery Plan）
三重県	H5.5	H9.3,H18.3	(見直し中)	三重県生活排水処理施設整備計画
滋賀県	H10.6	H20.3 H21.12	-	滋賀県汚水処理施設整備構想
京都府	H10.3	H17.3	(見直し中)	京都府水洗化総合計画2005
大阪府	H7.3	H17.3,H18.3,H19.3,H20.9,H21.6	-	大阪府域の生活排水処理の取りまとめ
兵庫県	H8.4		(見直し中)	「生活排水99%大作戦」（生活排水処理計画）
奈良県	H6.3	H12.1,1 H17.3	(見直し中)	奈良県汚水処理総合基本構想
和歌山県	H8.3	H13.2, H15.4, H21.12	-	和歌山県全県域汚水適正処理構想
鳥取県	H6.11	H14.9	(見直し中)	鳥取県生活排水処理施設整備構想
島根県	H6.9	H12.2, H18.2	(見直し中)	汚水処理施設整備構想（第3次構想）
岡山県	H8.3	H15.12	(見直し中)	クリーンライフ100構想
広島県	H8.3	H13.3, H16.3	(見直し中)	広島県汚水処理適正化構想
山口県	H10.5	H16.10	(見直し中)	山口県汚水処理施設整備構想
徳島県	H8.4	H18.5	(見直し中)	徳島県汚水処理構想～きれいな水環境の実現～
香川県	H8.6	H14.6, H19.10	-	香川県全県域生活排水処理構想
愛媛県	H10.2	H16.3, H20.3	-	第2次愛媛県全県域下水道化基本構想（中間見直し）
高知県	H10.3	H15.7	(見直し中)	高知県全県域生活排水処理構想
福岡県	H7.3	H15.3, H21.3	-	福岡県汚水処理構想～快適な生活環境のために～
佐賀県	H8.3	H16.3	(見直し中)	佐賀県汚水処理整備構想
長崎県	H9.3	H17.12	(見直し中)	長崎県汚水処理構想
熊本県	H10.3	H15.6	(見直し中)	熊本県生活排水処理施設整備構想
大分県	H10.3	H16.3, H22.3	-	大分県生活排水処理施設整備構想2010
宮崎県	H6.2	H10.3, H14.3, H19.3	(見直し中)	第2次宮崎県生活排水対策総合計画
鹿児島県	H9.3	H21.3	-	鹿児島県生活排水処理施設整備構想
沖縄県	H10.6	H18.6	(見直し中)	沖縄汚水再生ちゅら水プラン

資料：平成22年8月27日 農林水産省、国土交通省、環境省 プレスリリース
「平成21年度末の汚水処理人口普及状況」について 添付資料より

5) 浄化槽普及の状況

我が国における平成 21 年度末における浄化槽の普及人口は 1,124 万人であり、平成 21 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 10,890 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、85.7%となっています。このうち、浄化槽の普及人口 1,124 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は 8.84%となっています。

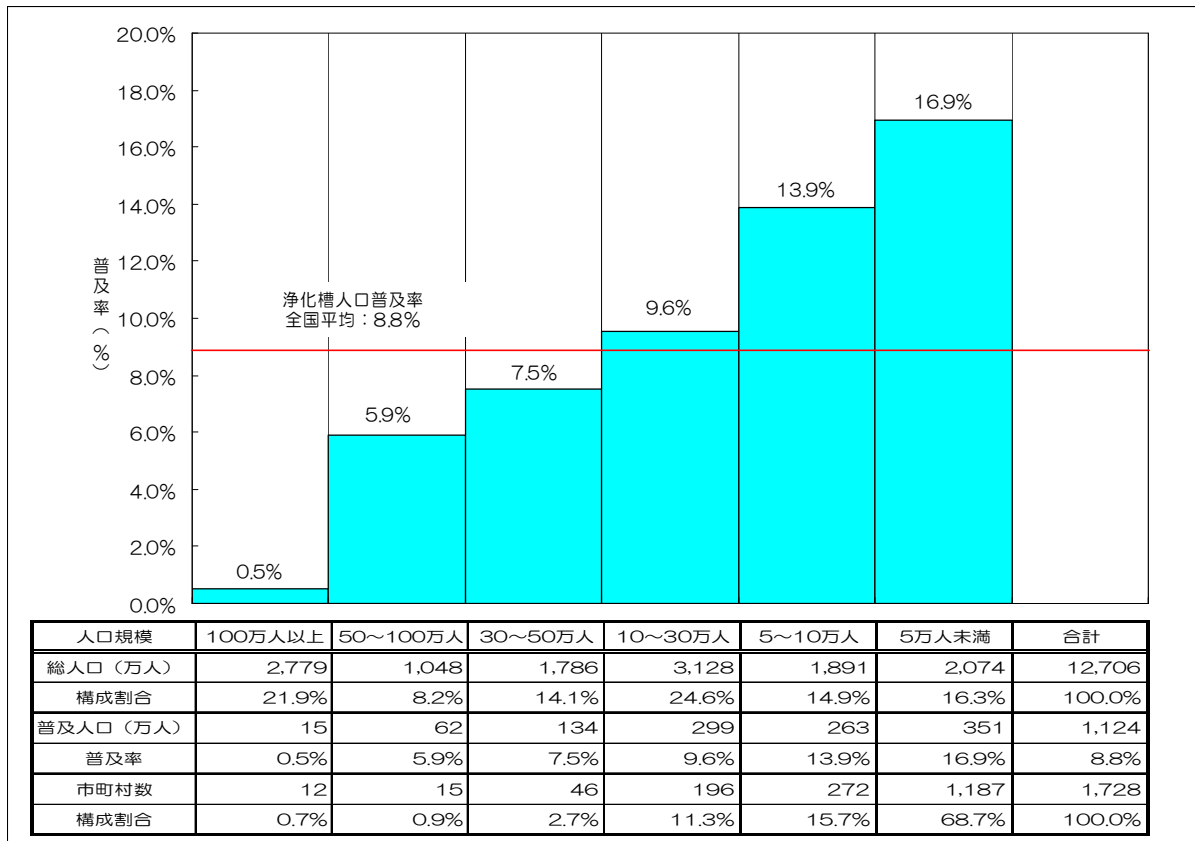
本町の平成 21 年度末における浄化槽の普及人口は 11,883 人で、下水道等が整備されていないため普及人口の総人口に対する割合は 48.10%と高く、全国の都市規模別と比較しても割合の最も高い 5 万人未満の 16.9%の 2.8 倍程度となっている

表 5.3.8 平成 21 年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	全 国		さつま町	
	平成20年度末	平成21年度末	平成21年度末	平成20年度末
普及人口	1,127万人	1,124万人	11,457人	11,883人
普及率	8.87%	8.84%	45.70%	48.10%

(注) 1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合のことです。
2. 普及人口は1万人未満を四捨五入しています。

資料：平成 22 年 8 月 27 日 環境省 報道発表資料
「平成 21 年度末の浄化槽の普及状況について」 添付資料より



資料：平成 22 年 8 月 27 日 環境省 報道発表資料
「平成 21 年度末の浄化槽の普及状況について」 添付資料より

図 5.3.8 都市規模別浄化槽普及率

表 5.3.9 平成 21 年度末の都道府県別の浄化槽等の普及状況

(平成21年度末)

都道府県名	総人口 (千人)	汚水処理		浄化槽処理人口		浄化槽処理人口普及率		コミュニティ・プラント	
		人口 (千人)	普及率	人口 (千人)	うち浄化槽整備区域内 処理人口	普及率	普及率	処理人口 (千人)	普及率
北海道	5,521	5,155	93.4%	152	(127)	2.8%	(2.3%)	—	—
青森県	1,406	988	70.3%	112	(29)	8.0%	(2.1%)	—	—
岩手県	1,345	967	71.9%	142	(98)	10.6%	(7.3%)	6	0.4%
宮城県	2,329	2,016	86.6%	137	(105)	5.9%	(4.5%)	7	0.3%
秋田県	1,108	869	78.4%	113	(58)	10.2%	(5.2%)	—	—
山形県	1,177	1,018	86.5%	88	(37)	7.5%	(3.1%)	—	—
福島県	2,052	1,500	73.1%	374	(200)	18.2%	(9.7%)	3	0.1%
茨城県	2,979	2,265	76.0%	418	(225)	14.0%	(7.6%)	14	0.5%
栃木県	2,001	1,557	77.8%	262	(184)	13.1%	(9.2%)	1	0.0%
群馬県	2,005	1,432	71.4%	310	(211)	15.5%	(10.5%)	27	1.3%
埼玉県	7,123	6,250	87.7%	735	(65)	10.3%	(0.9%)	1	0.0%
千葉県	6,150	5,077	82.6%	819	(327)	13.3%	(5.3%)	9	0.1%
東京都	12,610	12,538	99.4%	29	(12)	0.2%	(0.1%)	2	0.0%
神奈川県	8,885	8,634	97.2%	135	(29)	1.5%	(0.3%)	—	—
新潟県	2,391	1,907	79.8%	125	(44)	5.2%	(1.8%)	4	0.2%
富山県	1,098	1,019	92.8%	52	(4)	4.7%	(0.4%)	5	0.5%
石川県	1,163	1,031	88.7%	50	(35)	4.3%	(3.0%)	5	0.4%
福井県	809	719	88.9%	50	(25)	6.2%	(3.1%)	—	—
山梨県	864	652	75.5%	108	(54)	12.5%	(6.3%)	7	0.8%
長野県	2,162	2,042	94.4%	121	(95)	5.6%	(4.4%)	3	0.1%
岐阜県	2,083	1,798	86.3%	238	(135)	11.4%	(6.5%)	4	0.2%
静岡県	3,770	2,697	71.5%	466	(234)	12.4%	(6.2%)	23	0.6%
愛知県	7,238	6,079	84.0%	781	(378)	10.8%	(5.2%)	11	0.2%
三重県	1,850	1,416	76.5%	483	(85)	26.1%	(4.6%)	4	0.2%
滋賀県	1,387	1,356	97.8%	62	(5)	4.5%	(0.4%)	—	—
京都府	2,552	2,420	94.8%	63	(35)	2.5%	(1.4%)	1	0.0%
大阪府	8,683	8,270	95.2%	238	(4)	2.7%	(0.0%)	0.5	0.0%
兵庫県	5,586	5,478	98.1%	127	(83)	2.3%	(1.5%)	76	1.4%
奈良県	1,412	1,184	83.9%	135	(59)	9.6%	(4.2%)	5	0.4%
和歌山県	1,033	517	50.0%	265	(33)	25.7%	(3.2%)	—	—
鳥取県	595	535	89.9%	44	(13)	7.4%	(2.2%)	2	0.3%
島根県	723	509	70.4%	91	(43)	12.6%	(5.9%)	5	0.7%
岡山県	1,939	1,509	77.8%	317	(90)	16.3%	(4.6%)	0.5	0.0%
広島県	2,856	2,322	81.3%	325	(125)	11.4%	(4.4%)	1	0.0%
山口県	1,464	1,156	79.0%	222	(61)	15.2%	(4.2%)	0.1	0.0%
徳島県	797	379	47.6%	241	(149)	30.2%	(18.7%)	5	0.6%
香川県	1,013	670	66.1%	240	(192)	23.7%	(19.0%)	0.4	0.0%
愛媛県	1,458	1,006	69.0%	268	(71)	18.4%	(4.9%)	7	0.5%
高知県	772	510	66.1%	239	(124)	31.0%	(16.1%)	2	0.3%
福岡県	5,039	4,369	86.7%	474	(238)	9.4%	(4.7%)	25	0.5%
佐賀県	859	612	71.2%	122	(52)	14.2%	(6.1%)	1	0.1%
長崎県	1,450	1,067	73.6%	184	(83)	12.7%	(5.7%)	8	0.6%
熊本県	1,834	1,437	78.4%	244	(168)	13.3%	(9.2%)	1	0.1%
大分県	1,207	798	66.1%	216	(130)	17.9%	(10.8%)	1	0.1%
宮崎県	1,153	881	76.4%	219	(173)	19.0%	(15.0%)	—	—
鹿児島県	1,722	1,180	68.5%	461	(392)	26.8%	(22.8%)	4	0.2%
沖縄県	1,406	1,108	78.8%	134	(49)	9.5%	(3.5%)	—	—
全国計	127,058	108,899	85.7%	11,236	(5,165)	8.8%	(4.1%)	278	0.2%

(注) 総人口、処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用しています。

処理人口0人の場合は、「—」で表示しています。

浄化槽整備区域とは、浄化槽によって区域内の汚水処理施設の整備を行うとして各市町村により定めているもので、その処理人口及び普及率は、把握している限りの数値となっています。

資料：平成 22 年 8 月 27 日 環境省 報道発表資料
「平成 21 年度末の浄化槽の普及状況について」 添付資料より

6) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国推移は、下表に示したように、本町と同様に減少傾向となっています。

また、全国的なし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は、平成 20 年度実績で、し尿 38.7%、浄化槽汚泥 61.3%と浄化槽汚泥の構成比が高い値となっているのに対し、平成 21 年度の本町のそれぞれの構成比は 36.8%、63.2%で、全国的な傾向と同様となっています。

なお、全国的な汚水衛生処理率の向上に当たっては、環境省、国土交通省、農林水産省の3省が策定した「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」に基づいて、今後の生活排水処理施設整備の効率化を図るため、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び個別排水処理施設整備事業の建設費・維持管理費等について比較検討を行い、公共下水道だけでなく合併処理浄化槽や農業集落排水施設など、地域の特性に応じた最も有効な手法を選択するなどの検討が進められています。

表5.3.10 全国のし尿・浄化槽汚泥の排出状況

項 目		全 国					さつま町 (人, kℓ)	
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	
人 口	処理区域内人口 [千人]	47,207	45,565	43,817	42,319	40,983	24,704	
	し尿収集人口 [千人]	14,877	13,907	12,983	12,121	11,301	8,127	
	浄化槽人口 [千人]	32,330	31,658	30,834	30,198	29,682	16,577	
	合併処理浄化槽人口 [千人]	13,173	13,324	13,647	14,275	14,269	13,118	
	単独処理浄化槽人口 [千人]	19,157	18,334	17,187	15,923	15,413	3,459	
排 出 量	し尿	年間排出量 [千kℓ/年]	12,130	11,261	10,698	9,887	9,455	7,185
		1日排出量 [千kℓ/日]	33.23	30.85	29.31	27.09	25.90	19.68
		原単位 [ℓ/人・日]	2.23	2.22	2.26	2.23	2.29	2.42
	浄化槽汚泥	年間排出量 [千kℓ/年]	15,035	15,088	15,262	14,959	14,987	12,366
		1日排出量 [千kℓ/日]	41.19	41.34	41.81	40.98	41.06	33.88
		原単位 [ℓ/人・日]	1.27	1.31	1.36	1.36	1.38	2.04
	合計	年間排出量 [千kℓ/年]	27,165	26,349	25,960	24,846	24,442	19,551
		1日排出量 [千kℓ/日]	74.42	72.19	71.12	68.07	66.96	53.56
		原単位 [ℓ/人・日]	1.58	1.58	1.62	1.61	1.63	2.17
割合 (1日排出量)	し尿	44.7%	42.7%	41.2%	39.8%	38.7%	36.8%	
	浄化槽汚泥	55.3%	57.3%	58.8%	60.2%	61.3%	63.2%	

出典：「日本の廃棄物処理 平成 20 年度版」（平成 22 年 3 月）

※表中の合併処理浄化槽人口にはコミュニティプラント人口や集落排水人口が含まれています。

表 5.3.11 全国のし尿処理状況の推移

(単位：千t/年)

区分		年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
総処理量	し尿処理施設		28,489 (88.0)	27,907 (88.5)	27,697 (89.5)	26,406 (89.6)	26,187 (90.8)	25,013 (91.2)	24,191 (91.1)	23,953 (91.8)	23,248 (93.1)	22,958 (93.5)	
		汲み取りし尿量	15,312	14,673	14,101	12,720	12,390	11,269	10,400	9,864	9,261	8,894	
		浄化槽汚泥量	13,178	13,234	13,596	13,686	13,797	13,744	13,790	14,089	13,987	14,064	
	ごみ堆肥化施設		—	—	—	—	—	—	—	4 (0.0)	7 (0.0)	11 (0.0)	28 (0.1)
		汲み取りし尿量	—	—	—	—	—	—	—	3	3	4	3
		浄化槽汚泥量	—	—	—	—	—	—	—	1	3	6	25
	メタン化施設		—	—	—	—	—	—	—	1 (0.0)	7 (0.0)	15 (0.1)	16 (0.1)
		汲み取りし尿量	—	—	—	—	—	—	—	0	1	5	5
		浄化槽汚泥量	—	—	—	—	—	—	—	1	6	10	11
	下水道投入		1,573 (4.9)	1,545 (4.9)	1,445 (4.7)	1,513 (5.1)	1,377 (4.8)	1,293 (4.7)	1,385 (5.2)	1,442 (5.5)	1,476 (5.9)	1,347 (5.5)	
		汲み取りし尿量	913	812	746	753	642	575	608	649	581	519	
		浄化槽汚泥量	660	734	699	759	734	718	777	793	894	828	
	農地還元		88 (0.3)	71 (0.2)	94 (0.3)	61 (0.2)	60 (0.2)	59 (0.2)	51 (0.2)	48 (0.2)	41 (0.2)	39 (0.2)	
		汲み取りし尿量	48	38	42	33	34	33	28	25	16	17	
		浄化槽汚泥量	41	33	52	28	27	26	23	23	26	22	
	海洋投入		1,639 (5.1)	1,498 (4.8)	1,230 (4.0)	1,082 (3.7)	842 (2.9)	748 (2.7)	623 (2.3)	393 (1.5)	—	—	
		汲み取りし尿量	692	615	479	390	255	234	192	121	—	—	
		浄化槽汚泥量	947	883	752	692	587	514	431	272	—	—	
	その他		63 (0.2)	73 (0.2)	58 (0.2)	61 (0.2)	65 (0.2)	53 (0.2)	109 (0.4)	110 (0.4)	54 (0.2)	54 (0.2)	
		汲み取りし尿量	32	27	26	34	28	19	30	34	20	18	
		浄化槽汚泥量	31	46	32	27	37	34	79	76	35	36	
	小計		31,852 (98.4)	31,094 (98.7)	30,524 (98.7)	29,123 (98.8)	28,531 (99.0)	27,166 (99.1)	26,364 (99.3)	25,960 (99.4)	24,845 (99.5)	24,442 (99.5)	
		汲み取りし尿量	16,996	16,165	15,394	13,929	13,349	12,130	11,262	10,698	9,887	9,455	
		浄化槽汚泥量	14,856	14,930	15,130	15,193	15,182	15,035	15,102	15,262	14,959	14,987	
	自家処理量		530 (1.6)	423 (1.3)	407 (1.3)	340 (1.2)	296 (1.0)	257 (0.9)	197 (0.7)	144 (0.6)	129 (0.5)	111 (0.5)	
		汲み取りし尿量	491	404	368	316	280	243	170	138	123	104	
		浄化槽汚泥量	39	19	40	23	16	14	27	7	6	6	
合計		32,382 (100.0)	31,518 (100.0)	30,932 (100.0)	29,462 (100.0)	28,827 (100.0)	27,422 (100.0)	26,561 (100.0)	26,105 (100.0)	24,974 (100.0)	24,553 (100.0)		
	汲み取りし尿量	17,487	16,569	15,762	14,246	13,629	12,374	11,432	10,836	10,010	9,560		
	浄化槽汚泥量	14,895	14,949	15,170	15,216	15,198	15,049	15,128	15,269	14,964	14,993		
1人1日当たりし尿計画処理量 (t/人日)			2.10	2.18	2.24	2.20	2.27	2.23	2.22	2.26	2.23	2.29	
1人1日当たりし尿排出量 (t/人日)			2.09	2.16	2.23	2.19	2.26	2.23	2.21	2.25	2.22	2.29	
1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量 (t/人日)			1.16	1.19	1.22	1.24	1.26	1.27	1.31	1.36	1.35	1.38	
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量 (t/人日)			1.16	1.19	1.22	1.25	1.26	1.28	1.31	1.36	1.35	1.38	

注) ・「し尿処理施設」：嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等によりし尿を処理する施設
 ・「ごみ堆肥化施設」：収集したし尿または浄化槽汚泥を堆肥化する施設
 ・「メタン化施設」：収集したし尿または浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオガスを取り出す施設
 ・「下水道投入」：終末処理場のある下水道に圧送または投入するもの
 ・「農地還元」：収集したし尿または浄化槽汚泥を農地に還元するものをいい、肥料として使用しているもの
 ・「海洋投入」：収集したし尿または浄化槽汚泥を海洋に投入するもの
 ・() 内の数値は、合計に占める割合です。

資料：「日本の廃棄物処理 平成20年度版」
 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 より

表 5.3.12 全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成 20 年度）

非水洗化	計画収集人口	11,300,952
	自家処理人口	161,427
	小計	11,462,379
水洗化	下水道人口	86,383,951
	浄化槽人口	415,664
	浄化槽人口	29,266,912
	小計	116,066,527
総計		127,528,906
外国人人口		2,218,937

浄化槽人口のうち合併処理浄化槽人口

13,853,591 人

水洗化率：	91.0%
非水洗化率：	9.0%
下水道水洗化率：	67.7%
浄化槽水洗化率：	22.9%
うち合併処理：	10.9%
計画収集率：	98.6%
自家処理率：	1.4%

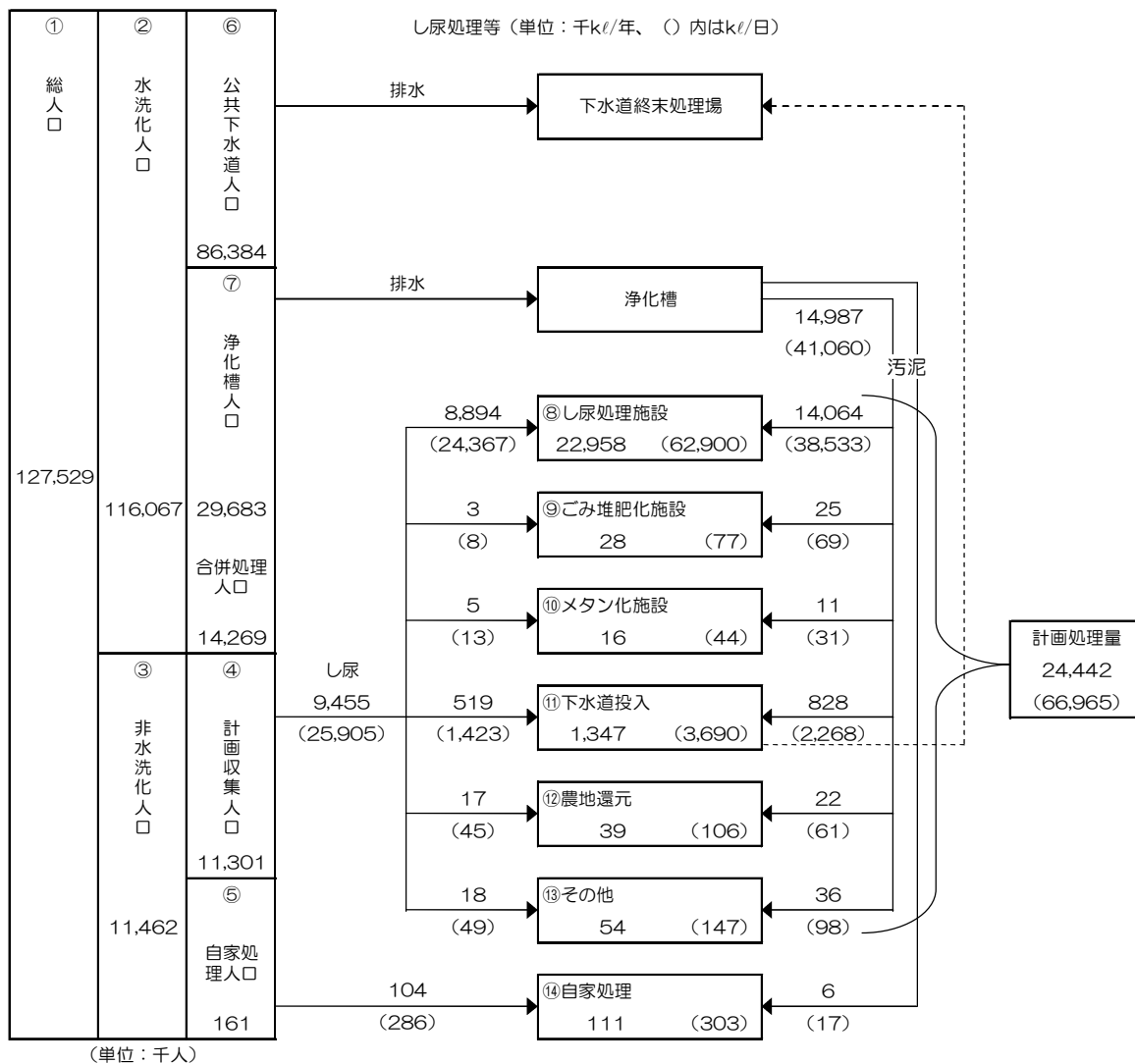
処理量	汲み取りし尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	合計 (kℓ)	構成比	処理残渣搬出量 (t)	資源化量 (t)	
計画処理量	し尿処理施設	8,894,052	14,064,446	22,958,498	93.9%	536,962	55,944
	ごみ堆肥化施設	2,957	25,073	28,030	0.1%	38	18,437
	メタン化施設	4,713	11,465	16,178	0.1%	16	6,042
	下水道投入	519,237	827,678	1,346,915	5.5%	—	—
	農地還元	16,551	22,187	38,738	0.2%	—	—
	その他	17,941	35,891	53,832	0.2%	—	—
	小計	9,455,451	14,986,740	24,442,191	100.0%	—	—
自家処理量	104,468	6,125	110,593	—	—	—	
合計	9,559,919	14,992,865	24,552,784	—	537,016	80,423	

収集量	汲み取りし尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	合計 (kℓ)
直営	513,302	257,348	770,650
委託	2,661,193	641,856	3,303,049
許可	6,189,687	14,075,918	20,265,605
合計	9,364,182	14,975,122	24,339,304

t/年

し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の 処理内訳	処理量・処理向け 搬出量	残渣処分量 (埋立)
し尿処理施設内の焼却	578,947	24,907
し尿処理施設内の堆肥化・メタン発酵等	60,113	1,842
ごみ焼却施設	214,092	7,831
ごみ堆肥化施設	41,169	62
メタン化施設	16	0
下水道処理施設	203,984	—
農地還元等の再生利用	41,502	—
直接埋立	17,240	—
その他の搬出処理	83,013	—
合計	1,240,076	34,642

資料：「日本の廃棄物処理 平成 20 年度版」
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 より



- ・水洗化率=②/①=91.0%
- ・非水洗化率=②/①=9.0%
- ・公共下水道水洗化率=⑥/①=67.7%
- ・浄化槽水洗化率=⑦/①=23.3%
- （コミュニティ・プラント含む）
- （うち合併処理11.2%）
- ・非水洗化人口における計画収集率=④/③=98.6%
- ・非水洗化人口における自家処理率=⑤/③=1.4%
- ・計画処理量（含浄化槽汚泥）
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬= 66,965 kℓ/日…a
- ・総処理量（計画処理量+自家処理量）
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭= 67,268 kℓ/日…b
- ・し尿処理施設及び下水道放流による処理率（⑧+⑪）/a=99.4%
- ・1人1日当たりし尿計画処理量（a-41,060）/④= 2.29ℓ/人日
- ・1人1日当たりし尿排出量（b-41,060-17）/③= 2.29ℓ/人日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量 41,060/⑦= 1.38ℓ/人日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量（14,064+17）/⑦= 1.38ℓ/人日

資料：「日本の廃棄物処理 平成20年度版」
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 より

図 5.3.9 全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成20年度）

4 生活排水処理の課題

これまで行ってきた浄化槽設置整備事業（補助対象事業）と工場排水の規制により、公共用水域の水質は改善傾向にあります。依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が見られます。さらに改善を進めるためには、生活排水処理施設の早期整備と農業集落排水処理施設への接続率の向上を図る必要があります。

1) 生活排水処理施設の整備

本町の生活排水処理は、小型合併処理浄化槽の整備普及を中心に、ほか農業集落排水施設の整備を行っており、平成21年度の汚水衛生処理率は53.1%に達しているものの、全国平均78.6%（平成20年度）及び鹿児島県平均61.7%（平成20年度）を下回っています。

2) 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽の設置については、新設又は汲み取り・単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの、個人負担が大きいことから、近年、増加数が鈍化傾向にあることから、さらなる汚水衛生処理率の向上のため、合併処理浄化槽の新たな支援制度の検討が必要です。

3) 浄化槽の適正管理の啓発

町内を流れる河川の水質は、近年改善されつつあるものの、環境基準値を満足していない地点が数多くあることから、処理水が公共用水域に流れる浄化槽についても、町民や事業者が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

一方、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題事項となっています。

よって、浄化槽の適正管理を町民・事業者に啓発し、三者が一体となった河川水質の保全を図る必要があります。

4) し尿処理施設の整備

し尿・浄化槽汚泥を処理するさつま町環境センターは供用開始後11年目を経過しており、主要設備の一般的耐用年数は5～10年とされていることから、今後は費用が嵩む設備の修繕・整備等が予想されるため、年次補修計画を策定するなど、設備機器の計画的な整備を視野に入れた管理が必要であるとともに、厳しい財政状況下での対応となるため、費用対効果の検討を十分におこない、中長期の補修計画を立案して、計画的に補修、改造等の対応を行っていくことが必要です。

また、処理量の減少と質の変化への対応や、循環型社会の構築に向けた汚泥の再生資源化・有効利用など、施設整備について総合的に検討し、より効率的な処理体制を検討することが必要です。

第6章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の必要性

我が国における最近の水質汚濁状況は、水質汚濁防止法の施行により、工場、事業所の排水規制措置が功を奏し改善されてきてはいますが、環境基準を達成していない水域も残っています。

特に、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域や都市内の中小河川では、環境基準の達成率が低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした汚濁状況の背景としては、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが大きな要因と考えられます。

このような状況から、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上で、生活排水対策の必要性がますます高くなっています。

2 生活排水処理の歴史的変遷

近年のように廃棄物行政が環境衛生の面から問題視されるようになったのは、明治初期にコレラ、腸チフス等の伝染病の流行に見舞われたのが発端となっています。

政府は伝染病の原因が汚物問題にあると考え、その予防対策として明治 33 年「汚物掃除法」を制定しました。この法律は汚物の「移動」を主目的としており、その処理、処分の方法は主として農地還元、海洋投棄、低地埋立などでありました。

その後、化学肥料の急速な普及とともに、今まで農地還元という位置付けで埋立処分されていたし尿は処理が必要となり、こうした問題を受け政府は昭和 29 年、汚物の衛生的な処理と公衆衛生の向上を目的とした「清掃法」を制定することとなりました。

昭和 45 年の「清掃法」を全面的に改正した「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が制定されて以降、近年の窒素・りん等の排出基準強化、ふっ素・ほう素の排出基準設定など、水質規制を取り巻く状況も年々変化してきており、様々な自治体において施設の維持管理方法の改善や、施設改良・更新などが行われています。

また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル関連の法整備が進む中、し尿等処理施設においても従来の衛生処理の観点から、平成 10 年以降は資源化設備を兼ね備えた「汚泥再生処理センター」のみが国庫補助対象となり、平成 17 年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度にも適用されています。

さらに、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄についても「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」（ロンドン条約 96 年議定書）を踏まえて施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 14 年政令第 2 号）により、新たなし尿及び浄化槽汚泥を海洋投棄することが禁止され、同時にこれまで海洋投棄を実施していた者についても平成 19 年 2 月以降より禁止されています。

表 6.2.1 清掃事業の歴史的変遷

年	月	法律等の推移
明治 33 年	4 月	「汚物掃除法」施行
昭和 29 年	7 月	「清掃法」施行
昭和 45 年	12 月	「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（廃棄物処理法）制定
昭和 46 年	6 月	「海洋汚染および海上災害の防止に関する法律」施行
昭和 60 年	10 月	「浄化槽法」施行
平成元年	4 月	「水質汚濁防止法」の一部を改正する法律施行 (トリクロロフル、テトラクロロフルの排出基準設定)
平成 2 年	8 月	「水質汚濁防止法」の一部を改正する法律施行 (生活排水対策の制度化)
平成 2 年	9 月	「水質汚濁防止法」の一部を改正する法律施行 (201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽が指定地域特定施設に指定)
平成 4 年	7 月	「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行 (し尿処理施設の構造基準の強化 排水基準 BOD20mg/ℓに)
平成 5 年	8 月	「水質汚濁防止法」の一部を改正(閉鎖性水域におけるりん、窒素の規制)
平成 9 年	6 月	新規に「汚泥再生処理センター」への国庫補助を開始
平成 9 年	8 月	従来の「し尿処理施設構造指針」を一部改訂し、生ごみ等有機性廃棄物とし尿等の混合処理、メタン発酵処理等を新たに追加
平成 10 年	10 月	単にし尿等の衛生処理を目的とした「し尿処理施設」が補助対象外に
平成 13 年	4 月	浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設廃止
平成 17 年	4 月	循環型社会形成推進交付金制度による交付事業を開始
平成 19 年	2 月	海洋投棄の全面禁止

3 基本方針

1) 計画策定の背景

我が国の生活排水の処理は、公衆衛生の改善を目的に始まり、近年では水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から、種々の処理施設の整備が行われてきており、これまでは、公共下水道を軸にして大都市の市街地を中心に整備が進められ、その普及率も高くなってきてはいますが、整備に要する膨大な経費や時間的な制約があります。

また、国際的な海洋環境の保全を図る観点から、一般廃棄物の海洋投入処分に対する規制を強化する動きが高まり、国際条約により、し尿、浄化槽汚泥及び脱水・余剰汚泥等の海洋投入処分が禁止されることとなりました。環境省においても、パブリックコメントの手続きを経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を改正し、平成 19 年 2 月以降の海洋投入処分を全面禁止としています。

これらの状況や国民の生活環境の質に対する要求が年々高まってきている中、公共下水道以外にコミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の新たな生活排水処理施設整備に係る事業制度も確立され、地域の実情に即した、適正な処理方式を選定できる条件が整っています。

さらに国においては、平成 15 年 3 月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な連携も視野に入れながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に重点を置いた取り組みを推進し、製造事業者、消費者、市町村等の適切な役割分担の下に、それぞれが自らの役割を果たしていくことにより、循環型社会の形成を図っていくこととしています。

こうした流れの中、し尿処理施設においても、循環型社会の実現を目指す視点から、今後は、し尿及び浄化槽汚泥の処理のみならず、脱水・余剰汚泥、その他の有機性廃棄物等とあわせて再資源化処理ができる「汚泥再生処理センター」の施設整備を推進しています。

現在、公共用水域における水質汚濁の原因は、水質汚濁防止法等の規制強化により、工場等から排出される事業系排水から生活排水を中心としたものに移行してきています。しかしながら、生活排水の処理が十分でなく、河川や海域の水質汚濁が懸念されていることから、今後は、広報・啓発活動の推進により、生活排水の適正処理に関する理解を深めるとともに、町民と行政との協力関係（パートナーシップ）の下、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

一方、本町においても、「さつま町総合振興計画」（平成 18 年 3 月）において、地域を包む豊かな緑と南九州一の大河である川内川の流れに象徴される恵まれた自然環境は、人々の心を潤し、暮らしを支えてきたことから、このような環境を快適で安全な生活空間や産業の場として活用していくためには、各地域を画一的に整備していくのではなく、自然環境を保全しながら人と自然が共生する循環型社会を構築していくことが求められています。

これらを踏まえ、快適な生活環境を創出し、し尿及び浄化槽汚泥をはじめとした生活排水の処理を適正に行うためには、長期的視点に立った生活排水処理全体の基本方針を明らかにし、生活排水処理に関する施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があります。

2) 生活排水処理に係る理念、目標

近年一般家庭から排出される生活排水による水質汚濁により、生態系に与える影響が顕在化し、その対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このような状況の中で、本町では生活排水による水質の汚濁を防止するために、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策に努めるとともに、非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水についても適正な処理を推進する必要があります。

このことから、生活排水の安定した適正処理を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を基本理念とします。

3) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を進めるとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、町民の要望、経済性等を考慮しつつ、以下の基本方針に基づき、生活排水処理施設を逐次整備していきます。

- 基本方針 1：合併処理浄化槽の普及促進
- 基本方針 2：農業集落排水施設への接続率の向上
- 基本方針 3：保有施設の適正な維持管理を継続
- 基本方針 4：町民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

4 生活排水処理基本計画

1) 基本事項

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

汚水衛生処理率は、合併処理浄化槽整備事業により合併処理浄化槽人口が増加傾向となっていることから、これを更に向上させていくことを方針とします。

本基本計画の基本理念の実現に向けて、生活排水を適正処理し環境への負荷低減を図るための基本方針を以下の通り設け、生活排水処理対策を進めます。

基本方針1：合併処理浄化槽の普及促進

本町大字時吉、広瀬及び田原の指定区域を除く本町全域において、合併処理浄化槽の整備を、更に普及させていくものとし、汲み取り及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することに対しても、啓発・指導を行います。また、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、町民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

基本方針2：農業集落排水施設への接続率の向上

農業集落排水区域内にある家屋等については、農業集落排水処理施設へ接続するように啓発・指導を行います。

基本方針3：保有施設の適正な維持管理を継続

本町が保有している生活排水処理に関する処理施設については、これまでと同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

また、発生するし尿・浄化槽汚泥を速やかに収集し、適正に処理するとともに、し尿処理施設については、今後の処理量減や質の変化に対応し、循環型社会の構築を踏まえた施設整備を検討します。

基本方針4：町民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

発生源（台所等）における汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく町民に伝え、町民1人1人が水環境保全に向けた取り組みに参加できる環境を整備する方針とします。

2) 計画目標年

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、計画目標年は 15 年後の平成 37 年度として設定し、今後 15 年間の生活排水処理に関する基本方針を示すものとします。

なお、本計画は計画の前提となる諸条件に変動があった場合に見直しを行うものとします。

- 計画対象地域：本町全域
- 基準年度：平成 21 年度（数値目標に対する基準年度）
- 計画期間：平成 23 年度～平成 37 年度（15 年間）
- 計画目標年次：平成 37 年度
- 中間目標年度：平成 27 年度、平成 32 年度

3) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

本計画における将来推計の方法は、各生活排水処理形態別人口の過去 5 年間（平成 17 年度～平成 21 年度）の実績値を基本として予測するものとします。

ただし、上位計画にて方針が固まっているものについては、これを第一優先とします。

(1) 生活排水処理形態別人口の推計

汚水衛生処理率の向上を目標として、目標年度の処理形態別人口は、次のように設定します。

① 合併処理浄化槽人口

農業集落排水施設の整備区域以外の地区においては、今後も合併処理浄化槽の設置普及により増加していくことが予測されることから、過去 5 年間の実績に基づき、行政区域内人口と同様に、厚生省水道環境部監修「ごみ処理施設構造指針解説」で解説されている 5 推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計しました。

合併浄化槽人口の過去 5 年間の実績は、経年的に増加傾向にあるものの、近年、増加数は鈍化傾向にあります。今後増加傾向を示すものと考えられるため、増加傾向を示した推計式のうち、相関係数が最も 1 に近く対前年度増減数が減少傾向を示すロジスティック曲線の推計結果を合併処理浄化槽人口の推計値としました。

ここで、「さつま町総合振興計画」では目標年度である平成 27 年度の浄化槽普及率を 59.0%としており、推計値はこれを上回っていることから、本計画においては平成 27 年度の目標浄化槽普及率を 60.5%とし、合併処理浄化槽人口を予測値の 13,927 人とします。なお、平成 27 年度までの予測値は、推計値を採用

するものとししました。

また、平成 27 年度以降の合併処理浄化槽人口については、各年度とも対前年度増加数 266 人を維持するものとして設定しました。

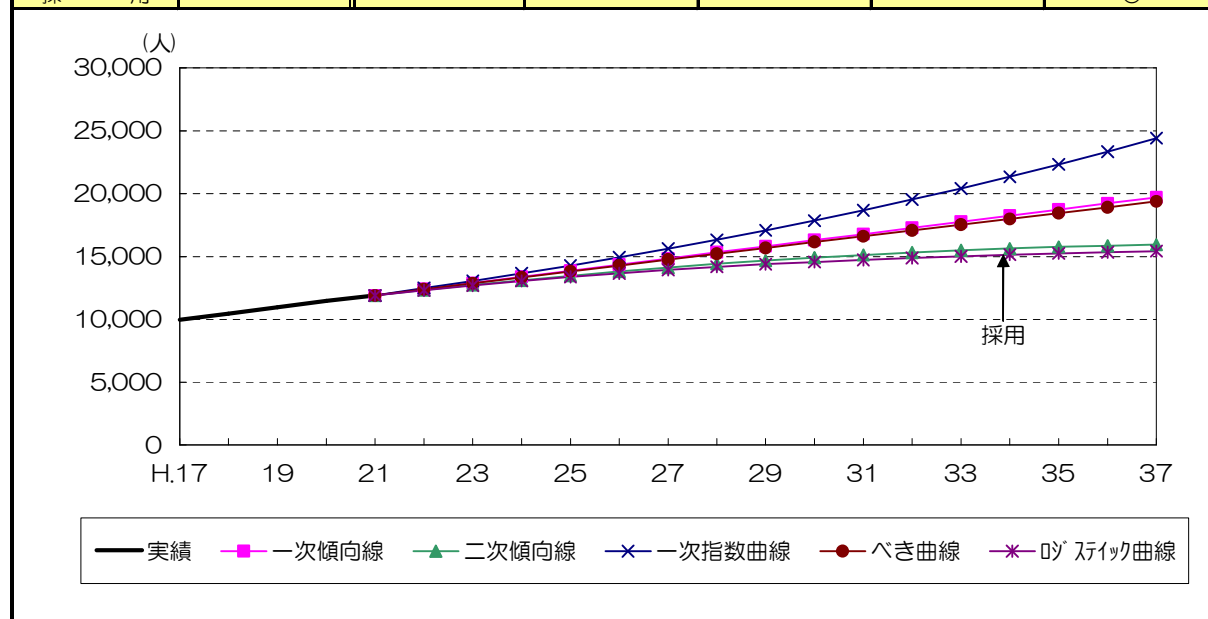
表 6.4.1 合併処理浄化槽人口の予測値

年 度	行政区域内 人口 予測値 (人)	予測値 (採用) (人)	対前年度 増減数 (人)	浄化槽 普及率 (%)	推計結果		目 標 浄化槽普及率 (%)
					(人)	浄化槽普及率 (%)	
H.17	26,044	9,949	—	38.2	—	—	—
18	25,625	10,455	506	40.8	—	—	—
19	25,366	10,958	503	43.2	—	—	—
20	25,070	11,457	499	45.7	—	—	—
21	24,704	11,883	426	48.1	—	—	—
22	24,421	12,304	421	50.4	12,304	50.4	—
23	24,138	12,690	386	52.6	12,690	52.6	—
24	23,855	13,044	354	54.7	13,044	54.7	—
25	23,572	13,368	324	56.7	13,368	56.7	—
26	23,289	13,661	293	58.7	13,661	58.7	—
27	23,006	13,927	266	60.5	13,927	60.5	60.5
28	22,723	14,193	266	62.5	14,165	62.3	—
29	22,440	14,459	266	64.4	14,379	64.1	—
30	22,156	14,725	266	66.5	14,569	65.8	—
31	21,873	14,991	266	68.5	14,738	67.4	—
32	21,590	15,257	266	70.7	14,888	69.0	70.7
33	21,307	15,523	266	72.9	15,021	70.5	—
34	21,024	15,789	266	75.1	15,138	72.0	—
35	20,741	16,055	266	77.4	15,240	73.5	—
36	20,458	16,321	266	79.8	15,331	74.9	—
37	20,175	16,587	266	82.2	15,410	76.4	82.2

表 6.4.2 合併処理浄化槽人口の推計

(単位：人)

年度	t	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	9,949	-										
18	18	10,455	506										
19	19	10,958	503										
20	20	11,457	499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	11,883	426										
平均増減数		-	484										
22	22	12,304	421	12,401	518	12,319	436	12,485	602	12,391	508	12,304	421
23	23	12,690	386	12,888	487	12,724	405	13,055	570	12,866	475	12,690	386
24	24	13,044	354	13,375	487	13,106	382	13,652	597	13,338	472	13,044	354
25	25	13,368	324	13,862	487	13,464	358	14,275	623	13,808	470	13,368	324
26	26	13,661	293	14,349	487	13,799	335	14,928	653	14,277	469	13,661	293
27	27	13,927	266	14,836	487	14,110	311	15,610	682	14,745	468	13,927	266
28	28	14,165	238	15,323	487	14,398	288	16,323	713	15,211	466	14,165	238
29	29	14,379	214	15,810	487	14,662	264	17,069	746	15,677	466	14,379	214
30	30	14,569	190	16,297	487	14,903	241	17,849	780	16,141	464	14,569	190
31	31	14,738	169	16,784	487	15,121	218	18,664	815	16,604	463	14,738	169
32	32	14,888	150	17,271	487	15,315	194	19,517	853	17,066	462	14,888	150
33	33	15,021	133	17,758	487	15,486	171	20,409	892	17,528	462	15,021	133
34	34	15,138	117	18,245	487	15,633	147	21,342	933	17,989	461	15,138	117
35	35	15,240	102	18,732	487	15,757	124	22,317	975	18,449	460	15,240	102
36	36	15,331	91	19,219	487	15,857	100	23,336	1,019	18,908	459	15,331	91
37	37	15,410	79	19,706	487	15,934	77	24,403	1,067	19,367	459	15,410	79
平均増減数		-	220	-	489	-	253	-	783	-	468	-	220
算 定 根 拠	推計式	$Y_t = a + b \cdot t$		$Y_t = a + b \cdot t + c \cdot t^2$		$Y_t = a + b \cdot t^r$		$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(a - b \cdot t))$			
	a	1,687.4		-2,518.0		4,671.9		509.7		1.9			
	b	487.0		932.1		1.0		1.0		0.143			
	c			-11.7									
	Y ₀							9,949.0					
	t ₀							17.0					
	K									15,946.0			
r	0.999478		0.999885		0.998360		0.999694		0.999893				
採用	-		-		-		-		◎				



② 農業集落排水人口

目標年度において、計画処理人口（定住人口）となるよう内挿値により推計するものとします。

表 6.4.3 農業集落排水処理人口の予測値

年 度	行政区域内						
	人 口 予測値 (人)	農業集落 排水人口	接続戸数 (戸)	接続率 (%)	1世帯当り 人口 (人/戸)		
H.17	↑	26,044	1,198	316	71.5%	3.79	
18	実績	25,625	1,204	320	72.4%	3.76	
19		25,366	1,218	327	74.0%	3.72	
20		25,070	1,279	341	77.1%	3.75	
21		↓	24,704	1,235	339	76.7%	3.64
22		↑	24,421	1,224	340	76.9%	3.60
23	見通し	24,138	1,230	342	77.4%	3.60	
24		23,855	1,230	342	77.4%	3.60	
25		23,572	1,237	344	77.8%	3.60	
26		23,289	1,237	344	77.8%	3.60	
27		23,006	1,244	346	78.3%	3.60	
28		22,723	1,274	356	80.5%	3.58	
29		22,440	1,303	365	82.6%	3.57	
30		22,156	1,333	375	84.8%	3.55	
31		21,873	1,362	384	86.9%	3.55	
32		21,590	1,392	394	89.1%	3.53	
33	し	21,307	1,422	404	91.4%	3.52	
34		21,024	1,451	413	93.4%	3.51	
35		20,741	1,481	423	95.7%	3.50	
36		20,458	1,510	432	97.7%	3.50	
37		↓	20,175	1,540	442	100.0%	3.48

③ 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽については、その製造中止や、生活排水処理施策の推進等により減少していくことが推測されることから、行政区域内人口から合併処理浄化槽人口及び農業集落排水処理人口を差し引いた値を、平成 21 年度における単独処理浄化槽人口と計画収集人口の比率で按分した値を単独浄化槽処理人口の予測値としました。

④ 計画収集人口

単独処理浄化槽人口と同様に、行政区域内人口から合併処理浄化槽人口及び農業集落排水処理人口を差し引いた値を、平成 21 年度における単独処理浄化槽人口と計画収集人口の比率で按分した値を計画収集人口の予測値としました。

表 6.4.4 生活排水処理形態別人口の実績及び予測結果

年 度		行政区域内人口					計画収集人口
		合併浄化槽人口	農業集落排水人口	自家処理人口	単独浄化槽人口		
H17	実績	26,044	9,949	1,198	0	3,698	11,199
18		25,625	10,455	1,204	0	3,613	10,353
19		25,366	10,958	1,218	0	3,577	9,613
20		25,070	11,457	1,279	0	3,535	8,799
21		24,704	11,883	1,235	0	3,459	8,127
22	見通し	24,421	12,304	1,224	0	3,252	7,641
23		24,138	12,690	1,230	0	3,051	7,167
24		23,855	13,044	1,230	0	2,860	6,721
25		23,572	13,368	1,237	0	2,677	6,290
26		23,289	13,661	1,237	0	2,505	5,886
27		23,006	13,927	1,244	0	2,339	5,496
28		22,723	14,193	1,274	0	2,166	5,090
29		22,440	14,459	1,303	0	1,994	4,684
30		22,156	14,725	1,333	0	1,821	4,277
31		21,873	14,991	1,362	0	1,648	3,872
32		21,590	15,257	1,392	0	1,475	3,466
33		21,307	15,523	1,422	0	1,302	3,060
34		21,024	15,789	1,451	0	1,130	2,654
35		20,741	16,055	1,481	0	957	2,248
36		20,458	16,321	1,510	0	784	1,843
37	20,175	16,587	1,540	0	611	1,437	

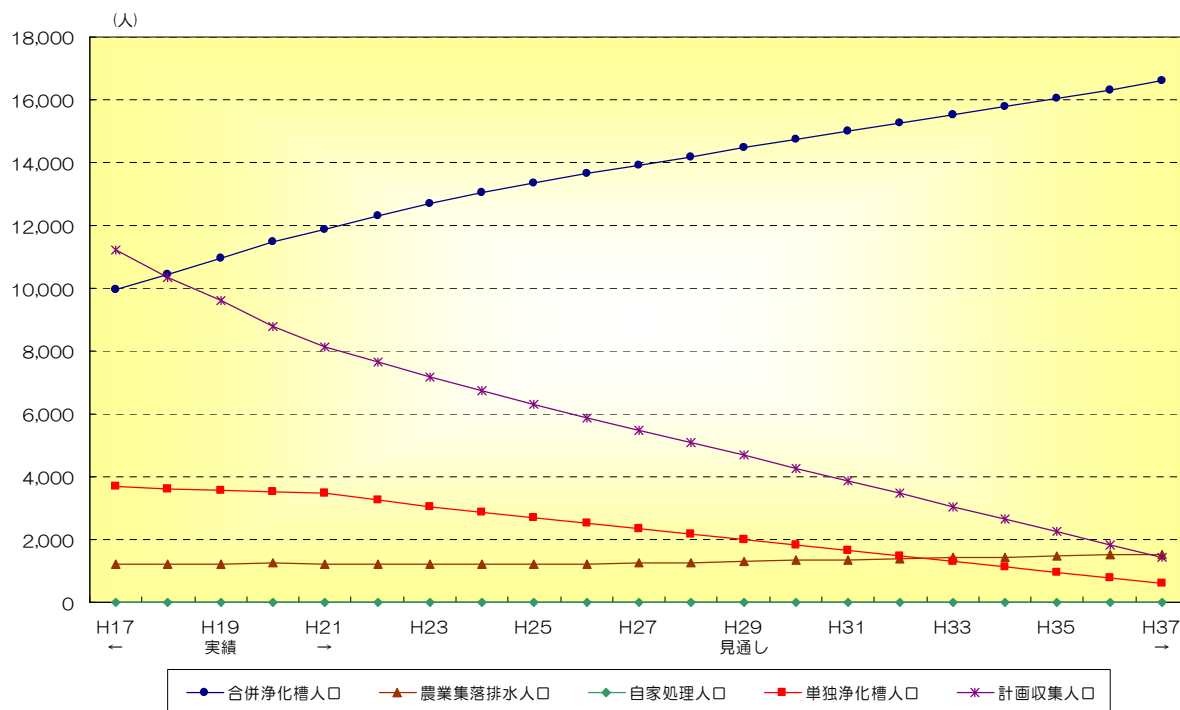


図 6.4.1 生活排水処理形態別人口の実績及び見通し

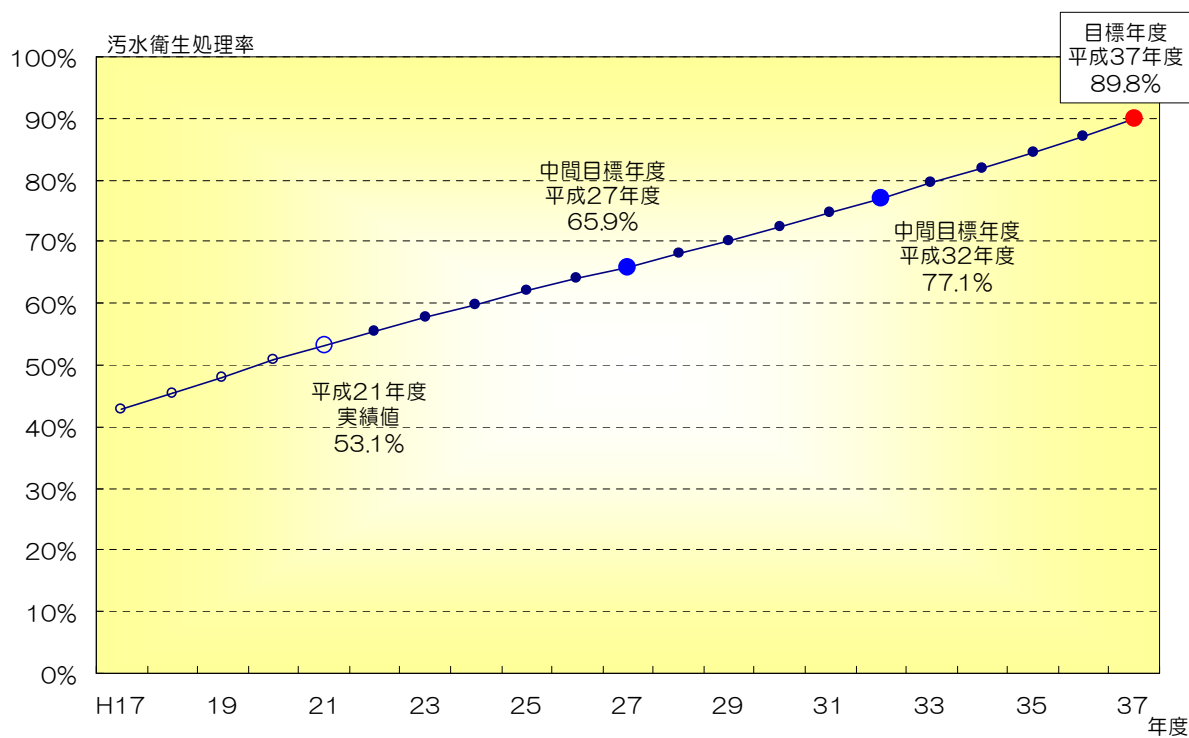


図 6.4.2 汚水衛生処理率の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥量の推計

① 設定方法

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、人口の変動の他、集合処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及等の行政施策によって変動します。

ここでは、先に予測した生活排水処理形態別人口を基に設定し、将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量を設定するものとします。

② 発生原単位

「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領 2006 改訂版」による発生原単位（1人1日平均排出量）の参考値及び本町の過去3年間（平成19～21年度）のし尿及び浄化槽汚泥量（農業集落排水施設及び単独・合併処理浄化槽汚泥量の合計）の実績より算出した平均実績原単位等は、次のとおりです。

なお、浄化槽汚泥は農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥に区分して収集しているものの、単独浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の区分は行っていないため、処理施設への搬入時にそれぞれの汚泥量を把握することは一般的に不可能であることから、単独及び合併処理浄化槽汚泥量の合計により発生原単位を算出するしかありません。

しかし、将来は農業集落排水施設の整備区域以外の地区においては、単独処理浄化槽は減少し、合併処理浄化槽が増加するものと考えられ、各処理形態の汚泥をあわせた排出原単位での考え方では、構成比率の変動に対応することが困難なため、各処理形態別の発生原単位を把握する必要があります。

このことから、参考値及び過去の実績を用い、次の手法により発生原単位を補正算出するものとします。

表 6.4.5 1人1日平均排出量（参考値）

項 目	標準値（単位：ℓ/人・日）
し 尿	2.26
単独処理浄化槽汚泥	1.11
合併処理浄化槽汚泥	2.61

浄化槽汚泥について、参考値に示した比率は変わらないものとして単独処理浄化槽汚泥 $1.11x$ （ℓ/人・日）、合併処理浄化槽汚泥 $2.61x$ （ℓ/人・日）とすると次の式が成立します。

$$\{1.11x \times \text{単独処理浄化槽人口} + 2.61x \times \text{合併処理浄化槽人口}\} \div 1,000 \times 365 \\ = \text{合併・単独処理浄化槽汚泥年間処理量 (kl/年)}$$

上記算出式から x を算出し、本町における合併処理浄化槽、単独処理浄化槽別の発生原単位を求めた結果を次頁に示します。

表 6.4.6 発生源単位の設定

区分	年度別														
	平成19年度			平成20年度			平成21年度			3カ年平均			参考値		
計画収集人口(人)	9,613			8,799			8,127			2,30 人/人・日			2.26 人/人・日		
単独浄化槽人口(人)	3,577			3,535			3,459			1.20 人/人・日			1.11 人/人・日		
合併浄化槽人口(人)	10,958			11,457			11,883			2.83 人/人・日			2.61 人/人・日		
農業集落排水処理人口(人)	1,218			1,279			1,235			0.63 人/人・日			-		
内訳	し尿量 (k/月)	浄化槽汚泥量 (k/月)	農集排汚泥量 (k/月)	計 (k/月)	1日当り収集量 (k/日)	し尿量 (k/月)	浄化槽汚泥量 (k/月)	農集排汚泥量 (k/月)	計 (k/月)	1日当り収集量 (k/日)	し尿量 (k/月)	浄化槽汚泥量 (k/月)	農集排汚泥量 (k/月)	計 (k/月)	1日当り収集量 (k/日)
4月	629.1	1,203.2	26.3	1,858.6	62.0	603.5	1,263.3	19.9	1,886.7	62.9	664.6	1,153.4	30.2	1,848.2	61.6
5月	687.9	1,098.2	31.6	1,817.7	58.6	647.6	1,162.1	24.3	1,834.0	59.2	543.7	941.9	20.5	1,506.1	48.6
6月	603.0	1,144.0	21.9	1,768.9	59.0	598.8	1,213.2	30.4	1,842.4	61.4	631.9	1,031.9	23.2	1,687.0	56.2
7月	698.1	1,065.1	24.0	1,787.2	57.7	711.4	1,054.4	27.5	1,793.3	57.8	641.3	915.8	21.0	1,578.1	50.9
8月	674.5	1,095.5	13.5	1,783.5	57.5	555.9	1,090.3	35.3	1,681.5	54.2	555.1	945.7	17.7	1,518.5	49.0
9月	512.0	1,106.2	22.5	1,640.7	54.7	618.2	1,116.3	20.5	1,755.0	58.5	528.6	902.5	8.9	1,440.0	48.0
10月	672.9	1,165.7	18.1	1,856.7	59.9	659.3	1,143.1	31.4	1,833.8	59.2	600.6	980.4	26.7	1,607.7	51.9
11月	598.2	1,276.5	21.6	1,896.3	63.2	539.3	1,055.9	30.2	1,625.4	54.2	539.5	941.4	21.6	1,502.5	50.1
12月	723.5	1,100.3	33.1	1,856.9	59.9	818.8	1,191.4	28.7	2,038.9	65.8	767.7	1,078.4	20.5	1,866.6	60.2
1月	564.1	1,044.7	20.5	1,629.4	52.6	551.0	1,050.3	25.9	1,627.2	52.5	479.9	950.3	28.6	1,458.8	47.1
2月	567.8	1,188.2	45.2	1,801.2	64.3	544.6	1,198.7	29.4	1,772.7	63.3	549.8	1,018.4	50.1	1,618.3	57.8
3月	621.8	1,358.3	0.0	1,980.1	63.9	624.2	1,446.9	0.0	2,071.1	66.8	682.7	1,237.2	0.0	1,919.9	61.9
計	7,553.0	13,845.8	278.3	21,677.1	-	7,472.6	13,985.9	303.5	21,762.0	-	7,185.4	12,097.3	269.0	19,551.7	-
1日平均収集量(計/365日)	20.7	37.9	0.8	-	59.4	20.5	38.3	0.8	-	59.6	19.7	33.1	0.7	-	53.6
1人1日平均排出量(し尿)	2.15 人/人・日			2.33 人/人・日			2.42 人/人・日			2.15・2.33・2.42			計画・設計要領		
単独浄化槽汚泥	1.29 人/人・日			1.26 人/人・日			1.06 人/人・日			3			による参考値		
合併浄化槽汚泥	3.03 人/人・日			2.96 人/人・日			2.49 人/人・日			1.29・1.26・1.06			計画・設計要領		
農業集落排水汚泥	0.63 人/人・日			0.65 人/人・日			0.60 人/人・日			0.63・0.65・0.60			による参考値		
月最大変動係数	1.08			1.12 (2月)			1.16 (3月)			3			計画・設計要領		
月最大変動係数	1.08・1.12・1.16			1.12			1.12			1.08・1.12・1.16			1.12 (1.15)		

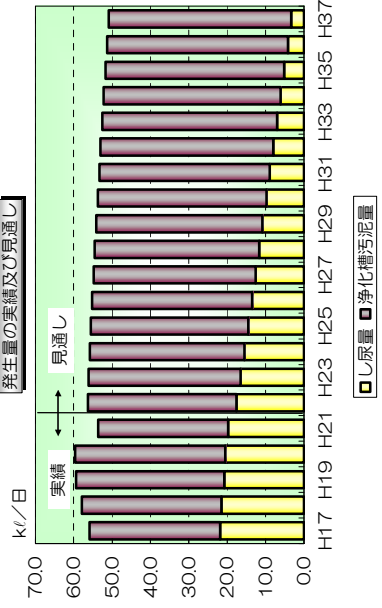
(3) 目標年度のし尿・汚泥量

本町における将来のし尿及び汚泥量（単独・合併浄化槽汚泥及び農業集落排水施設）の目標年度（平成 37 年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量は、次頁表のとおりです。

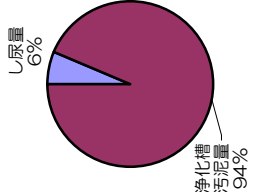
表 6.4.7 し尿・汚泥処理の実績及び見通し

区分	単位	年																					
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
人口動態等	(1) 行政区内人口	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704	24,421	24,138	23,855	23,572	23,289	23,006	22,723	22,440	22,156	21,873	21,590	21,307	21,024	20,741	20,458	20,175	
	(2) 計画処理区域内人口	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704	24,421	24,138	23,855	23,572	23,289	23,006	22,723	22,440	22,156	21,873	21,590	21,307	21,024	20,741	20,458	20,175	
	(3) 計画収集人口	11,199	10,353	9,613	8,799	8,127	7,641	7,167	6,721	6,290	5,886	5,496	5,090	4,684	4,277	3,872	3,466	3,060	2,654	2,248	1,843	1,437	
	(4) 公共下水道人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 単独処理浄化槽人口	3,698	3,613	3,577	3,535	3,459	3,252	3,051	2,860	2,677	2,505	2,339	2,166	1,994	1,821	1,648	1,475	1,302	1,130	957	784	611	
	(6) 合併処理浄化槽人口	9,949	10,455	10,958	11,457	11,883	12,304	12,690	13,044	13,368	13,661	13,927	14,193	14,459	14,725	14,991	15,257	15,523	15,789	16,055	16,321	16,587	
	(7) コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(8) 農業集落排水施設人口	1,198	1,204	1,218	1,279	1,235	1,224	1,230	1,230	1,237	1,237	1,237	1,244	1,274	1,303	1,333	1,362	1,392	1,422	1,451	1,481	1,510	
	(9) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(10) 観光人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	(11) し尿量	21.8	21.5	20.7	20.5	19.7	17.6	16.5	15.5	14.5	13.5	12.6	11.7	10.8	9.8	8.9	8.0	7.0	6.1	5.2	4.2	3.3	
	(12) 単独浄化槽汚泥量	34.1	36.4	38.7	39.1	33.9	3.9	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.8	1.6	1.4	1.1	0.9	0.7	
	(13) 合併浄化槽汚泥量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(14) コミュニティプラント汚泥量	-	-	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0
	(15) 農業集落排水処理施設汚泥量	55.9	57.9	60.2	60.4	54.3	57.1	56.9	56.6	56.3	56.0	55.6	55.3	54.9	54.5	54.2	53.9	53.4	53.1	52.6	52.3	51.9	
	(16) 観光人口汚泥量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(17) 計【Σ(11)~(16)】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(18) うち未水洗化人口相当し尿等量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

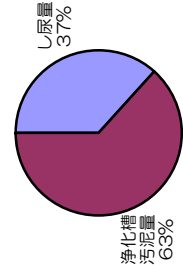
区分	計画1人1日平均排出量 (t/人・日)
(19) し尿量	2.30
(20) 単独処理浄化槽汚泥量	1.20
(21) 合併処理浄化槽汚泥量	2.83
(22) 農業集落排水処理汚泥	0.63



目標年度(平成37年度)における処理量内訳



平成21年度における処理量内訳



4) 生活排水処理の目標

本計画の生活排水処理に関する基本方針として設定した「農業集落排水処理施設への接続率の向上」及び「合併処理浄化槽の普及促進」に基づき、合併処理浄化槽の整備・転換を促すことにより、生活排水処理の適正化を進めていくものとします。

また、上位計画である「さつま町総合振興計画」に基づいた合併処理浄化槽の整備を進めることにより、計画目標年度である平成 37 年度において、汚水衛生処理率を約 89.8%に達成させることを目指すものとします（図 6.4.3 参照）。

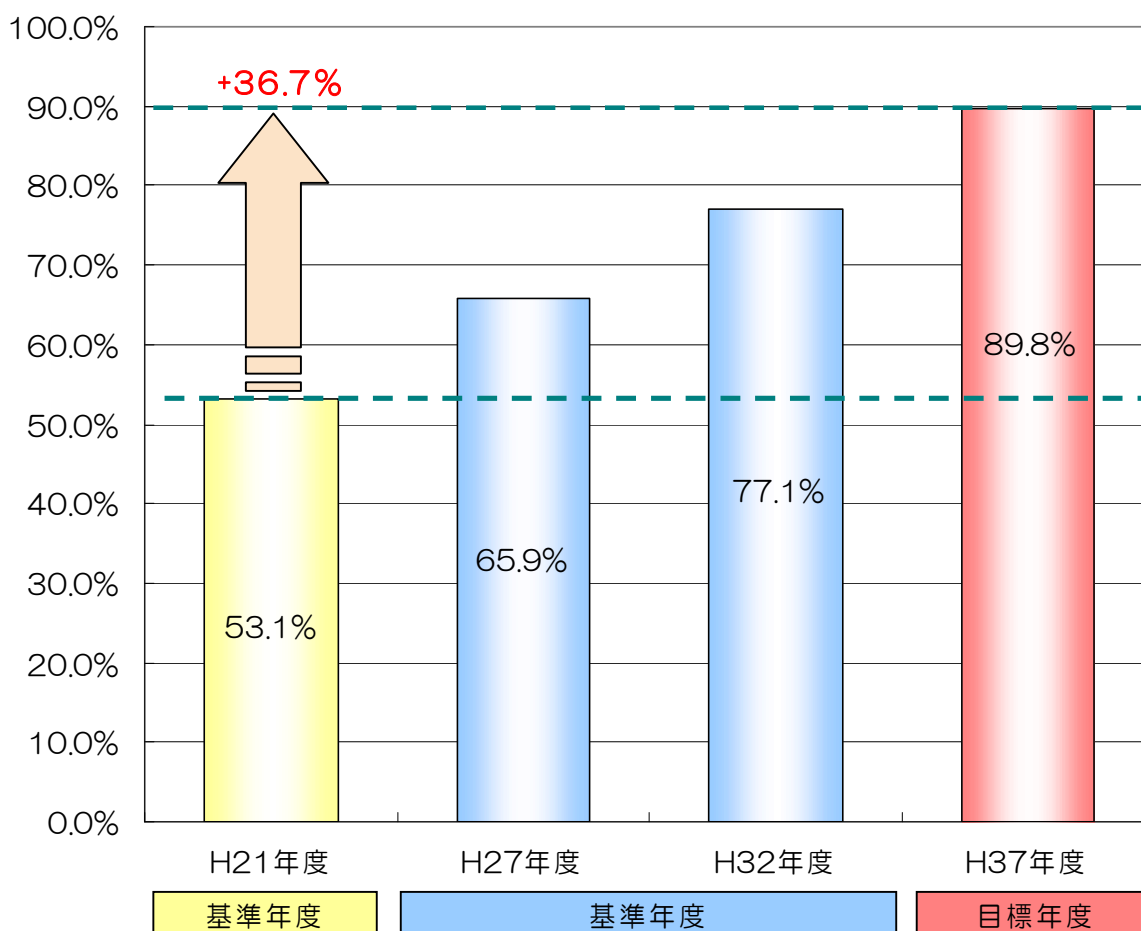
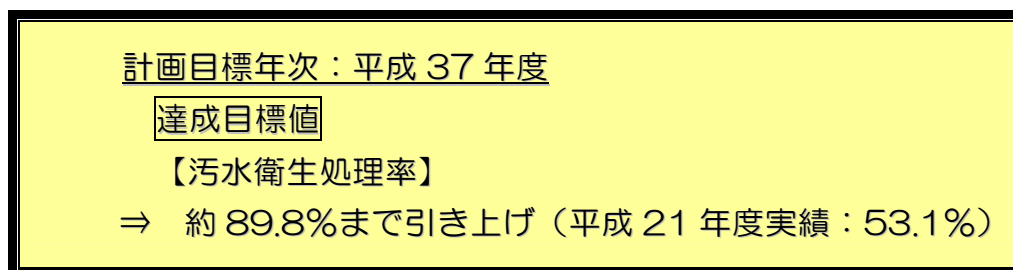


図 6.4.3 達成目標

5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆ 現行の収集・運搬体制を継続

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集範囲は本町全域とし、収集運搬体制については、し尿はこれまでの直営と、将来的な民間委託とを比較検討し、浄化槽汚泥は従来どおり許可業者による体制を継続していく方針とします。

(2) 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施していくものとします。

- ◆ 現行の処理・処分を継続
- ◆ 施設の適切な維持管理を継続
- ◆ 施設の延命化に向けた各種検討を推進

① 現行の処理・処分を継続

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、さつま町環境センターにおいて適正に処理を行っていくものとし、発生するし渣及び汚泥等については現在同様、センター内汚泥乾燥焼却設備にて、適正に処理するものとします。

② 施設の適切な維持管理を継続

施設の供用開始から約 11 年が経過したさつま町環境センターは、今後老朽化が見込まれるまたは進んでいる施設です。

そのため、今後も適切な維持管理を継続することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第 5 条に基づき実施する精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行っていくものとします。

③ 施設の延命化に向けた各種検討を推進

さつま町環境センターへのし尿及び浄化槽汚泥等の搬入量は、薩摩川内市の一部（旧祁答院町、旧入来町）の搬入が流動的ではありますが、現状では施設処理能力の範囲内であるため適正な処理が行えています。しかし、今後の合併処理浄化槽の普及による処理困難（浄化槽汚泥混入率の上昇）や施設自体の老朽化による処理能力の低下も予測されるため、将来的な対応を検討する必要があります。

そのため、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課：平成 22 年 3 月策定）などのし尿処理施設に関する各種マニュアルに準じて、本施設の将来的な補修計画や処理能力の増強なども含めた延命化計画の策定に向けた各種検討を進めていくものとします。

6) 町民等に対する広報・啓発活動計画

(1) 町民・事業者に対する啓発活動

① 啓発活動

本町では、中央を南九州一の大河である川内川が貫流し、その支流として数多くの河川が町内を流れていることから生活排水の流入による河川の環境負荷を低減していく必要があります。

したがって、生活排水処理事業の重要性を、わかりやすく町民へ伝えることを目的とした啓発活動を推進していくものとします。

i. 水環境保全の出前講座の検討

生活排水処理の状況や水環境保全に関する出前講座を実施し、水環境保全の重要性を理解してもらう場を創設します。

ii. 環境学習の実施

地域内の小中学生を対象に、河川の現況と生物の多様性を学ぶ環境学習の場を創設し、水環境保全の重要性を伝えていくものとします。

また、夏休み期間中などに、小中学生や町民ボランティアなどを募り、清掃活動を実施し、河川の水質汚濁防止に関する意識向上を図る場を創設します。

② 各種設備に関する啓発活動

農業集落排水処理施設整備区域のうち供用開始区域においては、平成 21 年度末実績で約 76.7%が農業集落排水処理施設へ接続しているため、今後も継続して町民及び事業者へ啓発・指導を行い、農業集落排水処理施設への接続を促していくものとします。

また、汲み取り及び単独処理浄化槽設置家屋については、合併処理浄化槽への転換を推進するものとし、今後も継続した町民及び事業者への啓発・指導を行うものとします。

あわせて、設置済み及び今後整備する合併処理浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施の重要性を啓発・指導していくものとし、その徹底に努めるものとします。

(2) 地域に関する諸計画との関係

鹿児島県生活排水処理施設整備構想及びさつま町総合振興計画などを踏まえた上で、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定にあたっては、一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）に基づき合併処理浄化槽の設置や生活排水の適正処理を指導していく方針とします。あわせて、合併処理浄化槽の設置については、設置費の一部を助成する制度を継続します。

【 資 料 編 】

§ 1 行政区域内人口の推計

1 設定方法

本町における将来の行政区域内人口及びごみ排出量は、過去の実績の傾向から、将来の傾向線を見定めることとします。ここでは、過去の実績を基に（一般に行政区域内人口は 10 年間、ごみ排出量は 5 年間）、厚生省水道環境部監修「ごみ処理施設構造指針解説」で解説されている 5 推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計しました。

なお、推計式の採用にあたっては、過去の推移を反映するものとして、

- 極端な増減を示すものを除く
- 実績と傾向が似ているもの（過去の平均増減数に近いもの）
- 相関性の高いもの

などの点に注目して採用式の選定を行いました。

また、推計式の中には実績の変動が大きい場合、予測初年度に大きく変動するものがあるため、行政区域内人口の採用式においては計画目標年度である平成 37 年度で達成するものとし、平成 37 年度までは内挿値により補正することとしました。

2 行政区域内人口の推計

行政区域内人口の予測結果を、次頁に示します。

過去 10 年間の実績は減少傾向にあり、今後も工場立地や住宅開発等が予定されていないため減少傾向を示すと考えられます。

予測に用いた推計式のうち、減少傾向を示した推計式は 4 推計式ではありますが、過去の実績と同様な減少傾向を示した推計式は一次傾向線及び一次指数曲線でありました。

したがって、2つの推計式のうち、近年の減少傾向（緩やかに減少）に近い値を示した一次指数曲線の推計値を本町の将来人口としました。

この結果、本計画目標年度である平成 37 年度の本町の行政区域内人口は、次のとおりとなります。

行政区域内人口：20,175 人

3 計画収集人口の推計

本町では、全域を計画処理区域及び収集対象区域としているため、計画収集人口は行政区域内人口と同じとなります。

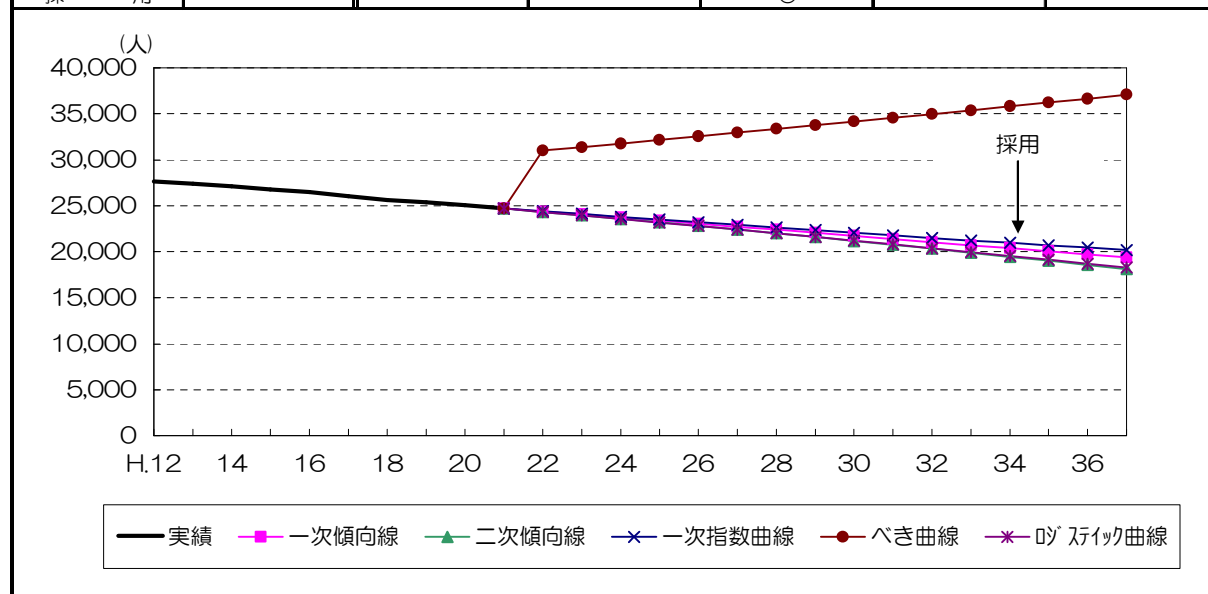
したがって、本計画目標年度である平成 37 年度の本町の計画収集人口は、次のとおりとなります。

計画収集人口：20,175 人

行政区域内人口の推計結果

(単位：人)

年度	t	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線		
		(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数			
平成 12	12	実	27,628	—										
13	13		27,367	-261										
14	14		27,115	-252										
15	15		26,789	-326										
16	16		26,447	-342										
17	17		26,044	-403	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
18	18		25,625	-419										
19	19		25,366	-259										
20	20		25,070	-296										
21	21	績	24,704	-366										
平均増減数			—	-325										
22	22	見	24,421	-283	24,381	-323	24,313	-391	24,425	-279	30,983	6,279	24,307	-397
23	23		24,138	-283	24,047	-334	23,942	-371	24,116	-309	31,364	381	23,934	-373
24	24		23,855	-283	23,714	-333	23,565	-377	23,810	-306	31,749	385	23,556	-378
25	25		23,572	-283	23,380	-334	23,181	-384	23,509	-301	32,138	389	23,173	-383
26	26		23,289	-283	23,047	-333	22,792	-389	23,211	-298	32,531	393	22,784	-389
27	27		23,006	-283	22,713	-334	22,396	-396	22,917	-294	32,928	397	22,391	-393
28	28		22,723	-283	22,380	-333	21,994	-402	22,627	-290	33,328	400	21,993	-398
29	29	通	22,440	-283	22,046	-334	21,586	-408	22,341	-286	33,731	403	21,592	-401
30	30		22,156	-284	21,713	-333	21,172	-414	22,058	-283	34,138	407	21,187	-405
31	31		21,873	-283	21,379	-334	20,751	-421	21,778	-280	34,547	409	20,778	-409
32	32		21,590	-283	21,046	-333	20,324	-427	21,503	-275	34,959	412	20,367	-411
33	33		21,307	-283	20,712	-334	19,891	-433	21,230	-273	35,373	414	19,953	-414
34	34		21,024	-283	20,378	-334	19,452	-439	20,962	-268	35,791	418	19,538	-415
35	35		20,741	-283	20,045	-333	19,006	-446	20,696	-266	36,210	419	19,120	-418
36	36	し	20,458	-283	19,711	-334	18,555	-451	20,434	-262	36,632	422	18,702	-418
平均増減数			—	-283	—	-333	—	-413	—	-283	—	772	—	-401
算定根拠	推計式		$Y_t = a + b \cdot t$		$Y_t = a + b \cdot t + c \cdot t^2$		$Y_t = a + b \cdot t$		$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(a - b \cdot t))$			
	a		31,719.0		30,898.0		32,327.7		250.1		-1.7			
	b		-333.5		-230.9		1.0		1.1		-0.046			
	c				-3.1									
	Y ₀								27,628.0					
	t ₀								12.0					
	K										36,168.0			
採用		—		—		—		◎		—		—		



§ 2 ごみ排出量の推計

1 ごみ排出実績に基づく推計

1) 推計方法

ごみ排出量の推計には、排出原単位による推計が一般に行われています。
したがって、本計画においても、

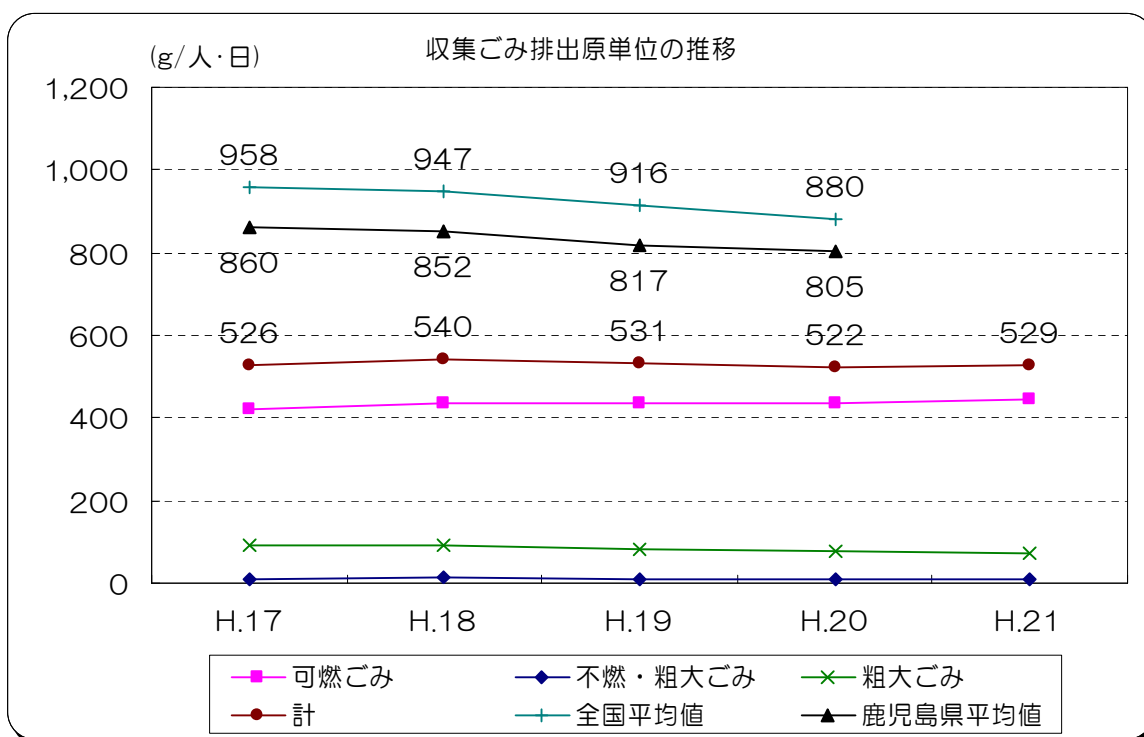
収集ごみ	可燃ごみ 1 人 1 日平均排出量 (g/人・日)
	不燃・粗大ごみ 1 人 1 日平均排出量 (g/人・日)
	資源ごみ 1 人 1 日平均排出量 (g/人・日)
直接搬入ごみ	可燃ごみ 日平均搬入量 (t/日)
	不燃・粗大ごみ 日平均搬入量 (t/日)
	資源ごみ 日平均搬入量 (t/日)

を排出原単位として、以下に示す過去 5 年間（平成 17 年度～21 年度）の実績を基に推計を行いました。

また、推計の方法としては、行政区域内人口の推計と同様に、「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている 5 推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて行いました。

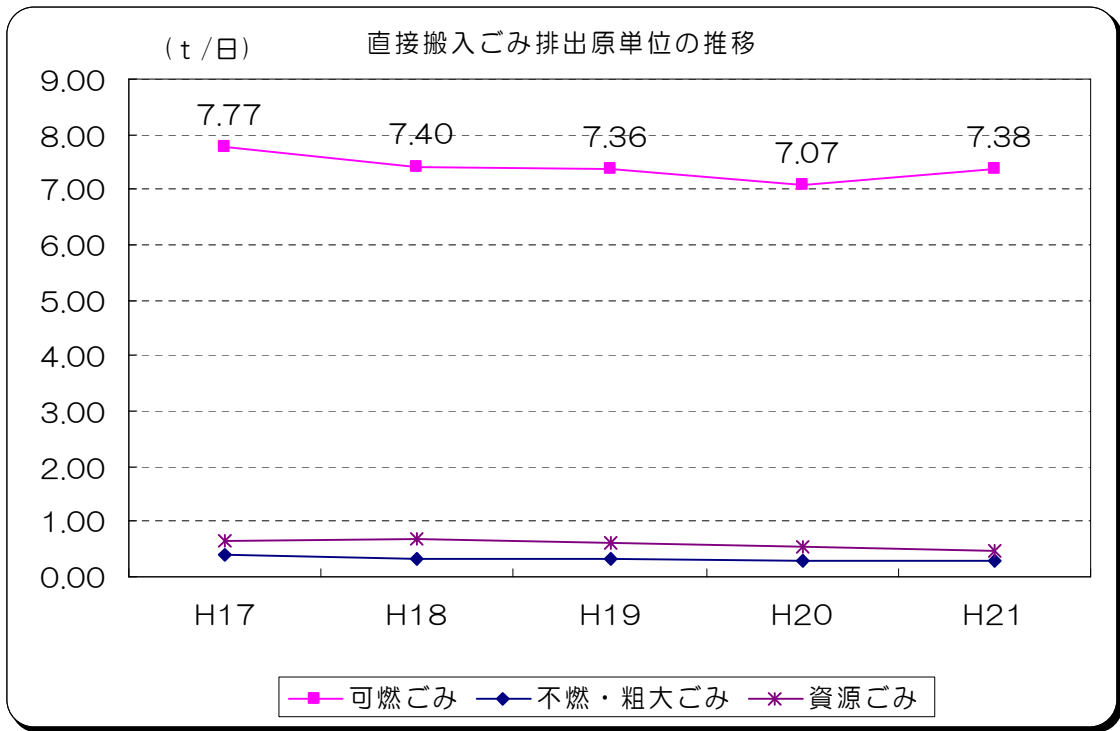
収集ごみ排出原単位の実績

区分 \ 年度		単位	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
行政区域内人口（年度末人口）		人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
計画処理区域内人口		人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
計画収集人口		人	26,044	25,625	25,366	25,070	24,704
自家処理人口		人	0	0	0	0	0
収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,022	4,070	4,033	3,983	3,998
		g/人・日	423	435	436	435	443
	不燃・粗大ごみ	t/年	105	119	112	104	103
		g/人・日	11	13	12	11	11
	資源ごみ	t/年	873	857	764	700	678
		g/人・日	92	92	83	76	75
	計	t/年	5,000	5,046	4,909	4,787	4,779
		g/人・日	526	540	531	522	529
		(増減率)	%	—	2.7	-1.7	-1.7



直接搬入ごみの排出原単位の実績

区分 \ 年度		単 位	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
直接搬入ごみ	可燃ごみ	t/年	2,835	2,701	2,688	2,581	2,693
		t/日	7.77	7.40	7.36	7.07	7.38
	不燃ごみ 粗大ごみ	t/年	140	121	124	102	103
		t/日	0.38	0.33	0.34	0.28	0.28
	資源ごみ	t/年	241	257	229	196	176
		t/日	0.66	0.70	0.63	0.54	0.48
	計	t/年	3,216	3,079	3,041	2,879	2,972
		t/日	8.81	8.43	8.33	7.89	8.14
	(増減率)	%	—	-4.3	-1.2	-5.3	3.2



2) 収集ごみの推計

推計結果は、次頁以降に示すとおりです。なお、各ごみ種別毎の採用結果は、次のとおりです。

(1) 可燃ごみ

過去5年間の実績は、変動はあるものの全体的には増加傾向にあります。今後も増加傾向を示すと考えられるため、増加傾向を示した推計式のうち、相関係数が最も1に近く緩やかな傾向を示した一次傾向線の推計結果を収集可燃ごみの予測値としました。

(2) 不燃・粗大ごみ

過去5年間の実績は、変動を繰り返し近年はほぼ横ばい状態で推移しています。近年の傾向を踏まえると今後も横ばい状態で推移すると考えられるため、横ばい状態を示した推計式のうち、相関係数が1に近いべき曲線の推計結果を収集不燃・粗大ごみの予測値としました。

(3) 資源ごみ

過去5年間の実績は、年々減少傾向にあります。推計結果は、過去の実績を反映して4つの推計式で減少傾向を示していますが、それらの推計式は全て大幅な減少傾向となっているため、将来的な数値としては不相当と考えられます。よって、本計画では平成21年度実績が今後もそのまま推移するものとし、平成21年度実績値を収集資源ごみの予測値としました。

この結果、本計画目標年度である平成37年度の収集ごみの排出原単位は、次のとおりとなります。

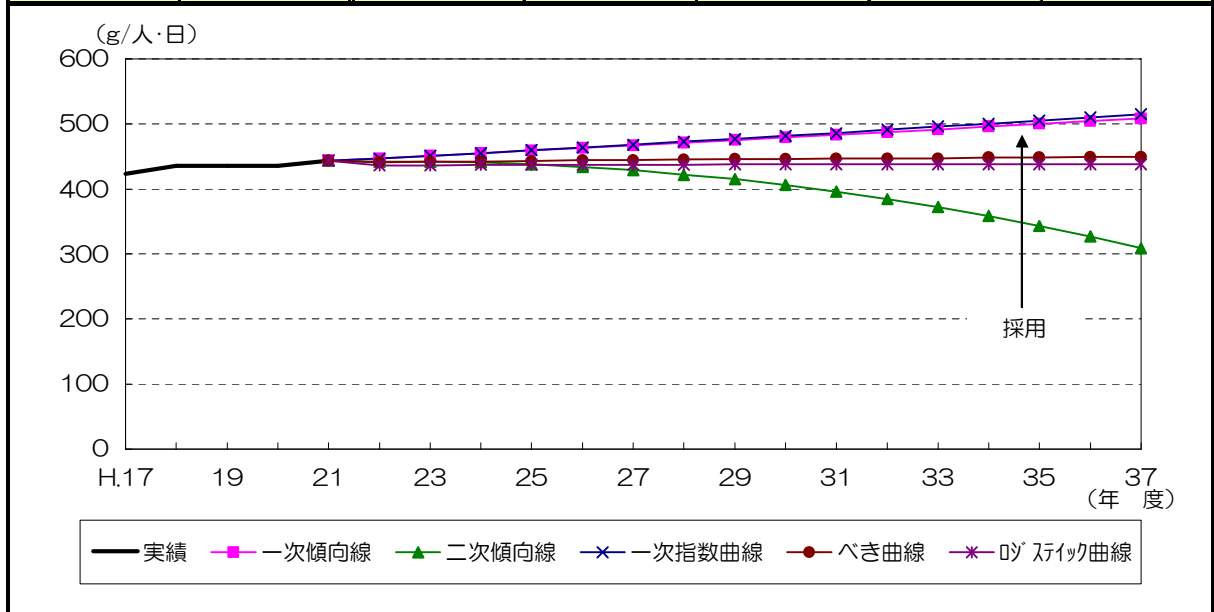
収集可燃ごみ	: 508g/人・日
収集不燃・粗大ごみ	: 11g/人・日
収集資源ごみ	: 75g/人・日

収集可燃ごみの推計結果

(単位：g/人・日)

年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		値	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	423	-										
18	18	435	12										
19	19	436	1										
20	20	435	-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	443	8										
平均増減数		-	5										
22	22			447	4	442	-1	447	4	441	-2	436	-7
23	23			451	4	442	0	451	4	442	1	436	0
24	24			455	4	441	-1	455	4	442	0	437	1
25	25			459	4	438	-3	460	5	443	1	437	0
26	26			463	4	434	-4	464	4	444	1	437	0
27	27			467	4	429	-5	468	4	444	0	437	0
28	28			471	4	422	-7	473	5	445	1	437	0
29	29			475	4	415	-7	477	4	446	1	438	1
30	30			479	4	406	-9	482	5	446	0	438	0
31	31			483	4	396	-10	486	4	447	1	438	0
32	32			487	4	384	-12	491	5	447	0	438	0
33	33			491	4	372	-12	496	5	447	0	438	0
34	34			496	5	358	-14	500	4	448	1	438	0
35	35			500	4	343	-15	505	5	448	0	438	0
36	36			504	4	327	-16	510	5	449	1	438	0
37	37			508	4	309	-18	515	5	449	0	438	0
平均増減数				-	4	-	-5	-	4	-	0	-	-0

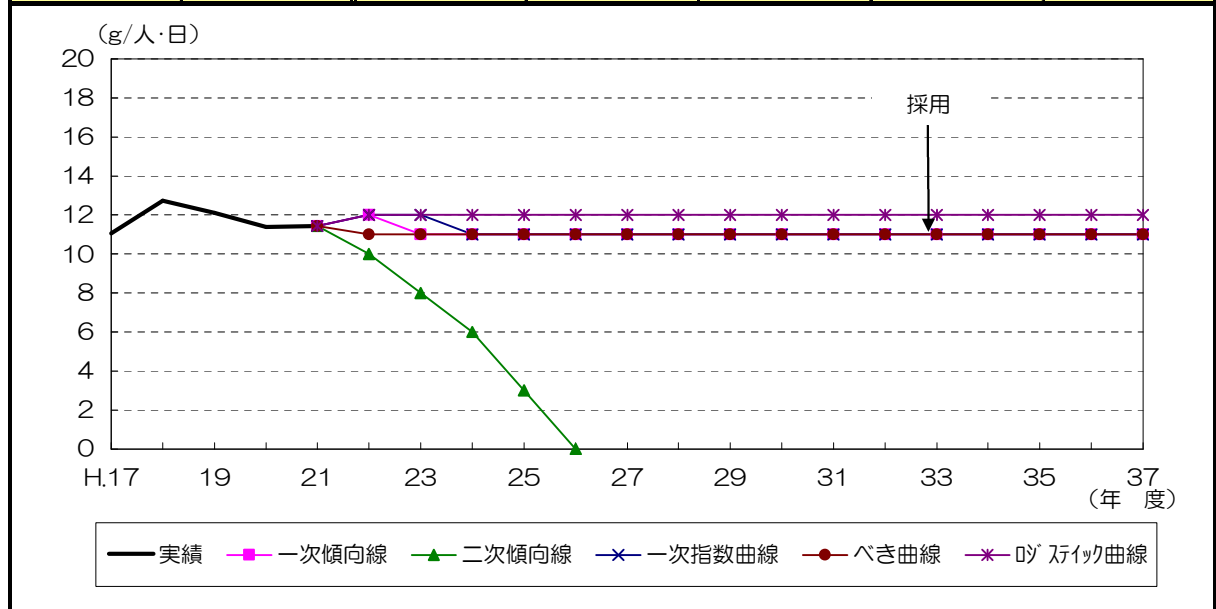
算定根拠	推計式	$Y_t = a + b \cdot t$	$Y_t = a + b \cdot t + c \cdot t^2$	$Y_t = a + b \cdot t^r$	$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(a - b \cdot t))$
	a	357.2	135.5	363.4	11.1	-0.5
	b	4.1	27.5	1.0	0.3	0.217
	c		-0.6			
	Y ₀				423.1	
	t ₀				17.0	
	K					438.0
r	0.885691	0.899673	0.885691	0.935390	0.885691	
採用	一次傾向線	◎	-	-	-	-



収集不燃・粗大ごみの推計結果

(単位：g/人・日)

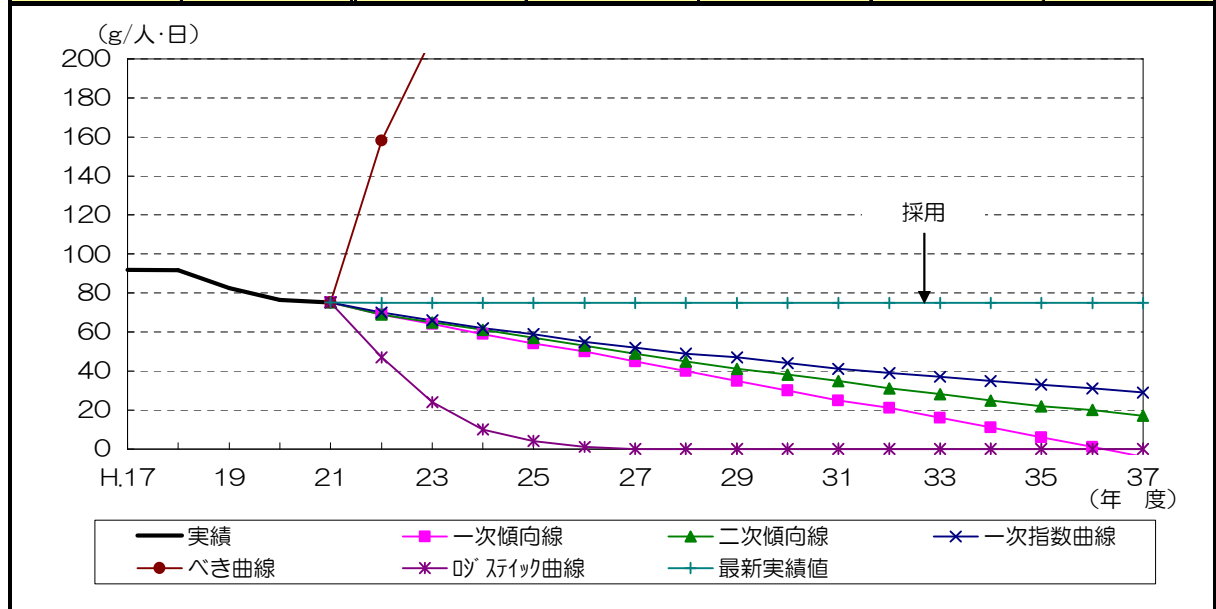
年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
			増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	11	-										
18	18	13	2										
19	19	12	-1										
20	20	11	-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	11	0										
平均増減数		-	0										
22	22			12	1	10	-1	12	1	11	0	12	1
23	23			11	-1	8	-2	12	0	11	0	12	0
24	24			11	0	6	-2	11	-1	11	0	12	0
25	25			11	0	3	-3	11	0	11	0	12	0
26	26			11	0	0	-3	11	0	11	0	12	0
27	27			11	0	-4	-4	11	0	11	0	12	0
28	28			11	0	-8	-4	11	0	11	0	12	0
29	29			11	0	-12	-4	11	0	11	0	12	0
30	30			11	0	-17	-5	11	0	11	0	12	0
31	31			11	0	-23	-6	11	0	11	0	12	0
32	32			11	0	-29	-6	11	0	11	0	12	0
33	33			11	0	-35	-6	11	0	11	0	12	0
34	34			11	0	-42	-7	11	0	11	0	12	0
35	35			11	0	-50	-8	11	0	11	0	12	0
36	36			11	0	-58	-8	11	0	11	0	12	0
37	37			11	0	-66	-8	11	0	11	0	12	0
平均増減数		-	0	-	0	-	-4	-	0	-	0	-	0
算定根拠	推計式	$Y_t = a + b * t$		$Y_t = a + b * t + c * t^2$		$Y_t = a + b * t^r$		$Y_t = Y_0 + a * (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + EXP(a - b * t))$			
	a	12.9		-72.9		12.8		1.8		-2.0			
	b	-0.1		9.0		1.0		-1.2		0.016			
	c			-0.2									
	Y ₀							11.0					
	t ₀							17.0					
	K									12.7			
r	0.000000		0.920088		0.000000		0.823156		0.000000				
採用	べき曲線		-		-		-		◎		-		



収集資源ごみの推計結果

(単位：g/人・日)

年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
			増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	92	-										
18	18	92	0										
19	19	83	-9										
20	20	76	-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	75	-1										
平均増減数		-	-4										
22	22			69	-6	69	-6	70	-5	158	83	47	-28
23	23			64	-5	65	-4	66	-4	211	53	24	-23
24	24			59	-5	61	-4	62	-4	289	78	10	-14
25	25			54	-5	57	-4	59	-3	395	106	4	-6
26	26			50	-4	53	-4	55	-4	536	141	1	-3
27	27			45	-5	49	-4	52	-3	716	180	0	-1
28	28			40	-5	45	-4	49	-3	942	226	0	0
29	29			35	-5	41	-4	47	-2	1,219	277	0	0
30	30			30	-5	38	-3	44	-3	1,553	334	0	0
31	31			25	-5	35	-3	41	-3	1,949	396	0	0
32	32			21	-4	31	-4	39	-2	2,414	465	0	0
33	33			16	-5	28	-3	37	-2	2,954	540	0	0
34	34			11	-5	25	-3	35	-2	3,575	621	0	0
35	35			6	-5	22	-3	33	-2	4,284	709	0	0
36	36			1	-5	20	-2	31	-2	5,086	802	0	0
37	37			-4	-5	17	-3	29	-2	5,989	903	0	0
平均増減数				-	-5	-	-4	-	-3	-	213	-	-7



3) 直接搬入ごみの推計

推計結果は、次頁以降に示すとおりです。なお、各ごみ種別毎の採用結果は、次のとおりです。

(1) 可燃ごみ

過去5年間の実績は、平成20年度までは減少していましたが、平成21年度に増加に転じています。今後の見通しとしては過去の実績を踏まえると、大幅な増加や減少は無く、横ばい状態で推移するものと考えられます。よって、横ばい状態を示した推計式のうち、最も変動の小さいロジスティック曲線の推計結果を直接搬入可燃ごみの予測値としました。

(2) 不燃・粗大ごみ

過去5年間の実績は、全体的には減少傾向にあるものの近年はほぼ横ばい状態となっています。今後も近年と同様に横ばい状態を示すと考えられますが、推計式は増加傾向もしくは減少傾向を示しているため、本計画では平成21年度実績がそのまま推移するものとし、平成21年度実績値を直接搬入不燃・粗大ごみの予測値としました。

(3) 資源ごみ

過去5年間の実績は収集資源ごみ同様、年々減少傾向にあります。推計結果は、過去の実績を反映して4つの推計式で減少傾向を示していますが、それらの推計式は全て大幅な減少傾向となっているため、将来的な数値としては不適當と考えられます。よって、本計画では平成21年度実績が今後もそのまま推移するものとし、平成21年度実績値を直接搬入資源ごみの予測値としました。

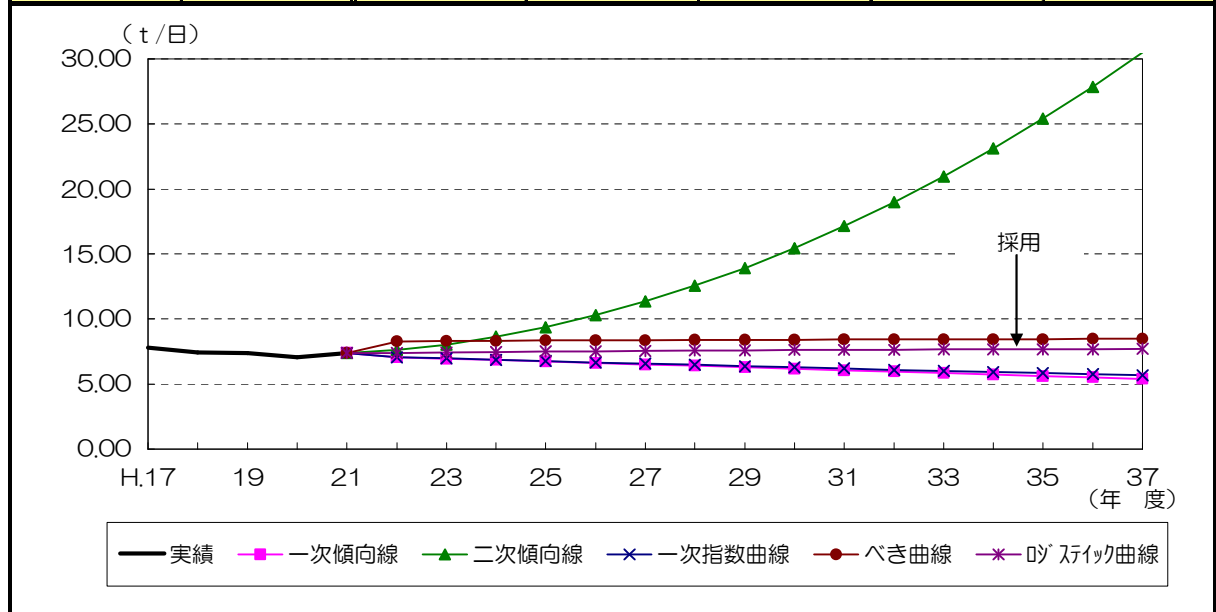
この結果、本計画目標年度である平成37年度の直接搬入ごみの排出原単位は、次のとおりとなります。

直接搬入可燃ごみ	: 7.69 t /日
直接搬入不燃・粗大ごみ	: 0.28 t /日
直接搬入資源ごみ	: 0.48 t /日

直接搬入可燃ごみの推計結果

(単位：t/日)

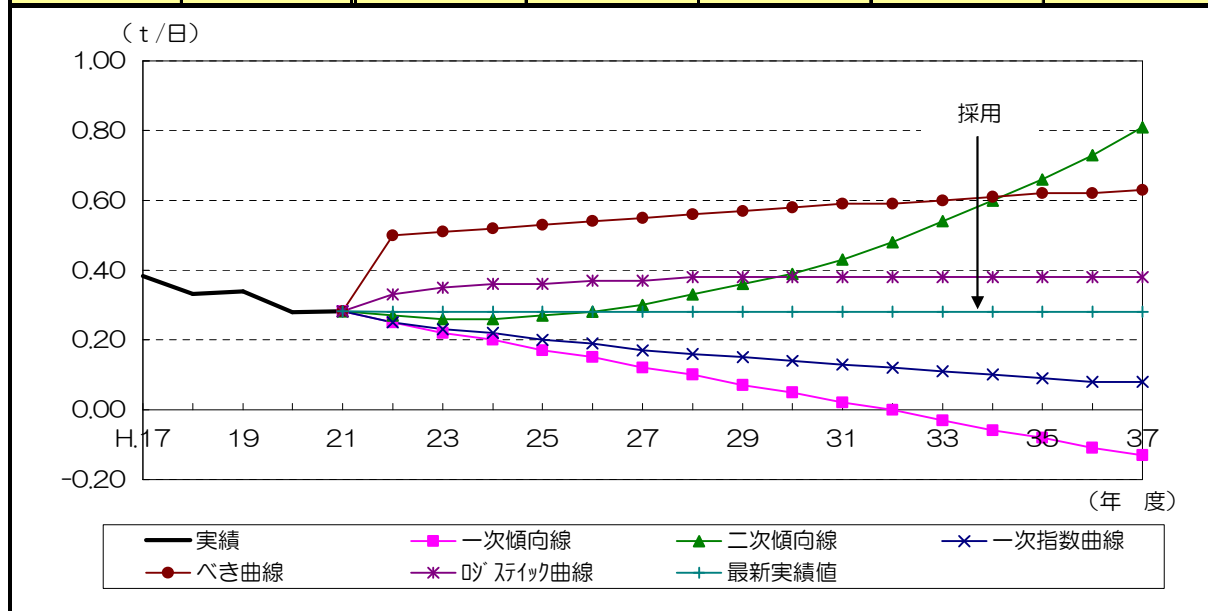
年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
			増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
平成 17	17	7.77	-										
18	18	7.40	-0.37										
19	19	7.36	-0.04										
20	20	7.07	-0.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	7.38	0.31										
平均増減数		-	-0.10										
22	22			7.06	-0.32	7.61	0.23	7.07	-0.31	8.29	0.91	7.39	0.01
23	23			6.95	-0.11	8.04	0.43	6.97	-0.10	8.31	0.02	7.43	0.04
24	24			6.84	-0.11	8.63	0.59	6.86	-0.11	8.33	0.02	7.46	0.03
25	25			6.73	-0.11	9.38	0.75	6.76	-0.10	8.35	0.02	7.49	0.03
26	26			6.62	-0.11	10.28	0.90	6.66	-0.10	8.36	0.01	7.52	0.03
27	27			6.50	-0.12	11.34	1.06	6.57	-0.09	8.37	0.01	7.54	0.02
28	28			6.39	-0.11	12.55	1.21	6.47	-0.10	8.39	0.02	7.57	0.03
29	29			6.28	-0.11	13.92	1.37	6.37	-0.10	8.40	0.01	7.59	0.02
30	30			6.17	-0.11	15.45	1.53	6.28	-0.09	8.41	0.01	7.61	0.02
31	31			6.06	-0.11	17.13	1.68	6.19	-0.09	8.42	0.01	7.62	0.01
32	32			5.95	-0.11	18.96	1.83	6.10	-0.09	8.43	0.01	7.64	0.02
33	33			5.83	-0.12	20.96	2.00	6.01	-0.09	8.43	0.00	7.65	0.01
34	34			5.72	-0.11	23.10	2.14	5.92	-0.09	8.44	0.01	7.66	0.01
35	35			5.61	-0.11	25.41	2.31	5.83	-0.09	8.45	0.01	7.67	0.01
36	36			5.50	-0.11	27.87	2.46	5.75	-0.08	8.46	0.01	7.68	0.01
37	37			5.39	-0.11	30.48	2.61	5.66	-0.09	8.47	0.01	7.69	0.01
平均増減数		-	-0.13	-	1.05	-	-0.12	-	0.10	-	0.10	-	0.02
算定根拠	推計式	Yt=a+b*t		Yt=a+b*t+c*t^2		Yt=a+b^t		Yt=Yo+a*(t-to)^b		Yt=K/(1+EXP(a-b*t))			
	a	9.5		37.5		9.8		0.4		-0.6			
	b	-0.1		-3.1		1.0		0.2		0.110			
	c			0.1									
	Yo							7.8					
	to							17.0					
	K									7.8			
r	0.707801		0.921019		0.712933		-0.863091		-0.739544				
採用	ロジスティック曲線	-		-		-		-		◎			



直接搬入不燃・粗大ごみの推計結果

(単位：t/日)

年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		値	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	0.38	—										
18	18	0.33	-0.05										
19	19	0.34	0.01										
20	20	0.28	-0.06	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	21	0.28	0.00										
平均増減数		—	-0.03										
22	22			0.25	-0.03	0.27	-0.01	0.25	-0.03	0.50	0.22	0.33	0.05
23	23			0.22	-0.03	0.26	-0.01	0.23	-0.02	0.51	0.01	0.35	0.02
24	24			0.20	-0.02	0.26	0.00	0.22	-0.01	0.52	0.01	0.36	0.01
25	25			0.17	-0.03	0.27	0.01	0.20	-0.02	0.53	0.01	0.36	0.00
26	26			0.15	-0.02	0.28	0.01	0.19	-0.01	0.54	0.01	0.37	0.01
27	27			0.12	-0.03	0.30	0.02	0.17	-0.02	0.55	0.01	0.37	0.00
28	28			0.10	-0.02	0.33	0.03	0.16	-0.01	0.56	0.01	0.38	0.01
29	29			0.07	-0.03	0.36	0.03	0.15	-0.01	0.57	0.01	0.38	0.00
30	30			0.05	-0.02	0.39	0.03	0.14	-0.01	0.58	0.01	0.38	0.00
31	31			0.02	-0.03	0.43	0.04	0.13	-0.01	0.59	0.01	0.38	0.00
32	32			0.00	-0.02	0.48	0.05	0.12	-0.01	0.59	0.00	0.38	0.00
33	33			-0.03	-0.03	0.54	0.06	0.11	-0.01	0.60	0.01	0.38	0.00
34	34			-0.06	-0.03	0.60	0.06	0.10	-0.01	0.61	0.01	0.38	0.00
35	35			-0.08	-0.02	0.66	0.06	0.09	-0.01	0.62	0.01	0.38	0.00
36	36			-0.11	-0.03	0.73	0.07	0.08	-0.01	0.62	0.00	0.38	0.00
37	37			-0.13	-0.02	0.81	0.08	0.08	0.00	0.63	0.01	0.38	0.00
平均増減数		—	-0.03	—	0.02	—	-0.01	—	0.03	—	0.03	—	0.01



直接搬入資源ごみの推計結果

(単位：t/日)

年度	t	実績値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		値	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
平成 17	17	0.66	—										
18	18	0.70	0.04										
19	19	0.63	-0.07										
20	20	0.54	-0.09										
21	21	0.48	-0.06										
平均増減数		—	-0.05										
22	22			0.44	-0.04	0.34	-0.14	0.46	-0.02	0.84	0.36	0.45	-0.03
23	23			0.39	-0.05	0.18	-0.16	0.42	-0.04	0.88	0.04	0.41	-0.04
24	24			0.34	-0.05	-0.01	-0.19	0.38	-0.04	0.92	0.04	0.37	-0.04
25	25			0.29	-0.05	-0.22	-0.21	0.35	-0.03	0.96	0.04	0.33	-0.04
26	26			0.23	-0.06	-0.47	-0.25	0.32	-0.03	1.00	0.04	0.29	-0.04
27	27			0.18	-0.05	-0.75	-0.28	0.29	-0.03	1.04	0.04	0.25	-0.04
28	28			0.13	-0.05	-1.06	-0.31	0.27	-0.02	1.09	0.05	0.21	-0.04
29	29			0.07	-0.06	-1.40	-0.34	0.24	-0.03	1.13	0.04	0.18	-0.03
30	30			0.02	-0.05	-1.77	-0.37	0.22	-0.02	1.17	0.04	0.15	-0.03
31	31			-0.03	-0.05	-2.17	-0.40	0.20	-0.02	1.21	0.04	0.12	-0.03
32	32			-0.08	-0.05	-2.59	-0.42	0.19	-0.01	1.25	0.04	0.10	-0.02
33	33			-0.14	-0.06	-3.05	-0.46	0.17	-0.02	1.30	0.05	0.08	-0.02
34	34			-0.19	-0.05	-3.54	-0.49	0.15	-0.02	1.34	0.04	0.07	-0.01
35	35			-0.24	-0.05	-4.06	-0.52	0.14	-0.01	1.38	0.04	0.05	-0.02
36	36			-0.30	-0.06	-4.61	-0.55	0.13	-0.01	1.43	0.05	0.04	-0.01
37	37			-0.35	-0.05	-5.19	-0.58	0.12	-0.01	1.47	0.04	0.03	-0.01
平均増減数		—	-0.05	—	-0.05	—	-0.28	—	-0.03	—	0.07	—	-0.03
算定根拠	推計式	$Y_t = a + b * t$		$Y_t = a + b * t + c * t^2$		$Y_t = a + b * t$		$Y_t = Y_0 + a * (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + EXP(a - b * t))$			
	a	1.6		-3.8		3.3		0.0		-5.8			
	b	-0.1		0.5		0.9		1.1		-0.235			
	c			-0.0									
	Y ₀							0.7					
	t ₀							17.0					
	K									0.7			
r	0.910267		0.961652		0.892088		-0.922230		0.931502				
採用	最新実績値	—		—		—		—		—		—	

